

令和6年11月25日

鈴鹿市議会議長
池上 茂樹 様

議会改革特別委員会
委員長 宮木 健

特別委員会調査報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第100条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 調査事件 鈴鹿市議会基本条例を検証し、更なる議会改革に向けて調査研究を行う。
- 委員構成 別紙のとおり
- 調査の経過 別紙のとおり
- 調査活動状況 別紙のとおり
- 総括 別紙のとおり

議会改革特別委員会 調査報告書

議会改革特別委員会では、調査事件を次のとおり決定し、調査研究を実施した。以下、その概要を報告する。

1 調査事件

鈴鹿市議会基本条例を検証し、更なる議会改革に向けて調査研究を行う。

2 委員構成

本委員会は、1に掲げた事件を調査研究するため、令和5年9月定例議会（令和5年9月26日）の議決により、次のとおり7人の委員（途中交代あり）をもって構成した。

役職	委員氏名
委員長	宮木 健
副委員長	山口 善之
委員	石田 秀三
委員	太田 龍三 ※第9回～第13回
委員	藤浪 清司
委員	南条 雄士 ※第8回～第13回
委員	市川 哲夫 ※第1回～第7回
委員	中西 大輔
委員	野間 芳実 ※第1回～第8回

3 調査の経過

（1）検証の方法

議会基本条例の各条における課題認識や取組の方向性等について、各委員により所属会派等における意見の取りまとめを実施。当該とりまとめ結果を基に、特に検証を要する条について、議会基本条例改正の要否や議会改革に資する取組の方向性等について、（2）特別委員会の開催概要のとおり、13回にわたり委員会を開催し、委員間討議を実施した。

(2) 特別委員会の開催概要

回	開催日	事 項
第 1 回	令和 5 年 9 月 26 日	1 正副委員長の互選
第 2 回	令和 5 年 10 月 16 日	1 調査項目の協議
第 3 回	令和 5 年 11 月 21 日	1 鈴鹿市議会基本条例の検証 (1) 会派等の検証に係るとりまとめ結果の共有
第 4 回	令和 5 年 12 月 18 日	1 鈴鹿市議会基本条例の検証 (1) 検証不要とされた条の取り扱い 前文、第 1 条 (目的)、第 2 条 (議会の活動原則)、 第 14 条 (通年議会)、第 18 条 (請願趣旨の聴取)、 第 24 条 (政治倫理)、第 27 条 (議員研修の充実) (2) 会派等の検証の方向性に係る意見の共有 第 6 条 (議会報告等)、第 8 条 (質問)、第 10 条 (予算及び決算における政策説明)、第 12 条 (会派)、 第 13 条 (議会運営と合意形成)、第 16 条 (委員会の活動)、第 19 条 (議会広報広聴の充実)、第 25 条 (議員報酬)
第 5 回	令和 6 年 1 月 22 日	1 鈴鹿市議会基本条例の検証 (1) 第 10 条 (予算及び決算における政策説明) (2) 第 13 条 (議会運営と合意形成) (3) 第 16 条 (委員会の活動)
第 6 回	令和 6 年 2 月 19 日	1 鈴鹿市議会基本条例の検証 (1) 第 10 条 (予算及び決算における政策説明) (2) 第 13 条 (議会運営と合意形成) (3) 第 16 条 (委員会の活動) (4) 第 6 条 (報告会等)
第 7 回	令和 6 年 3 月 21 日	1 鈴鹿市議会基本条例の検証 (1) 第 10 条 (予算及び決算における政策説明) (2) 第 13 条 (議会運営と合意形成) (3) 第 16 条 (委員会の活動) (4) 第 12 条 (会派)
第 8 回	令和 6 年 4 月 15 日	1 鈴鹿市議会基本条例の検証 (1) 第 10 条 (予算及び決算における政策説明) (2) 第 13 条 (議会運営と合意形成) (3) 第 16 条 (委員会の活動) (4) 第 12 条 (会派)

第9回	令和6年5月29日	1 鈴鹿市議会基本条例の検証 (1) 第8回検証結果の確認(第10条、第13条、第16条、第12条) (2) 第25条(議員報酬) (3) 今後の主な協議事項について
第10回	令和6年6月26日	1 鈴鹿市議会基本条例の検証 (1) 第25条(議員報酬) (2) 第8条(質問) (3) 第9条(政策提案の説明要求)
第11回	令和6年7月16日	1 鈴鹿市議会基本条例の検証 (1) 第25条(議員報酬) (2) 第8条(質問) (3) 第29条(見直し手続) (4) 第19条(議会広報広聴の充実)
第12回	令和6年8月20日	1 鈴鹿市議会基本条例の検証 (1) これまでの検証結果について (2) 第25条(議員報酬)
第13回	令和6年10月15日	1 特別委員会調査報告書(案)について

4 調査活動状況

本委員会では、各委員による所属会派等における意見の取りまとめをもとに、これまでの取組状況や課題認識等から、特に検証を要する条として次の事項について検証を実施した。

(1) 第6条(報告会等)

ア 本市の現状

本市議会における議会報告会の実施状況は、平成25年度から継続して年1回又は2回実施してきており、令和4年度までに、主に一般市民を対象に12回、高校生向けに2回の実施実績がある。その内容は、議会の予算・決算審査状況や所管事務調査事項に関する調査報告、執行部への提言内容の報告のほか、市民との意見交換、参加者アンケートの実施などである。

また、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議会報告会に代えて市議会だより「議会報告特別号」を発行した。

令和5年度には初めての取組として、子育てをテーマに、広聴活動を重視した市民と議員によるワークショップ形式での意見交換会を実施した。

イ 課題認識

市議会から市民への情報提供や情報共有は、議会報告会の開催のほか、議会だよりの発行、会議録の公開、テレビやユーチューブによる放送・配信等が行われているが、今後は、市議会として実施する広聴の活動について、より積極的な取り組みが求められる。

ウ 検証の概要

過去からの議会報告会の取組内容等を委員間で共有するとともに、令和5年度議会報告会の実施報告書を基に検証を進めた。

委員間の協議においては、令和5年度に初めて実施した、広聴を重視した市民とのワークショップ形式での議会報告会は、市民及び議員の双方から好評であり、市民のニーズに合致した取組であったと評価する意見が出された。

このことから、全ての委員から、広聴活動の重要性とその取組の推進を図る必要性を認識する意見が出されるとともに、今後においても、令和5年度の議会報告会と同様に、積極的に市民の意見を聞く機会を設けていくことが確認された。また、市民から聴取した意見を参考にした議会活動の必要性に関する意見もあった。

エ 検証結果

広報とともに広聴が非常に重要であるため、今後、議会報告会については、昨年度に実施した形式でテーマ等を変えて取り組んでいくことを確認するとともに、広聴の取組により市民からいただいた意見は、今後の議会活動において参考にしていく。

【参考資料】

○第13回鈴鹿市議会議会報告会実施結果（概要）【別紙1（19ページ）】

（2）第8条（質問）

ア 本市の現状

代表質問、一般質問及び質疑は事前通告制を採用しており、論点及び争点を明確にして質疑応答を実施している。

反問権については、具体的な反問の方法を鈴鹿市議会基本条例運用規程第2条に規定しているが、対案の提示を求める反論は実施した例がない。

文書質問については、実施した例はない。具体的な文書質問の方法は、鈴鹿市議会基本条例運用規程第3条に規定しているほか、文書質問通告ができる条件等の先例がある。

イ 課題認識

反問権は、対案の提示を求める反論は実施した例がないことから、活用の活性化を図るための検討や取組が必要となっている。

また、総務省通知により、オンラインによる一般質問について、条件が整

備されれば各自治体の判断で実施することは差し支えないとする見解が示されたことから、現状としては一部の議会であるが、実施できるようにしている例があり、本市議会においても、実施の是非や実施する場合の方法論等の協議が必要な状況になっている。

ウ 検証の概要

検証にあたり、反問権、文書質問、オンライン一般質問に関する現状の取り扱いや経緯、課題、他市における実施状況等について、委員間で情報共有し協議を行った。

協議では、反問権については、質問の趣旨を明確にし、議論の活性化を図るため、積極的な行使を執行部に周知する必要があるといった意見や、議会基本条例は明確に反問権を認めているため、条例改正の必要はないといった意見が出された。

文書質問については、議会運営委員会を経ることによる時間的な制約の課題解消等、より簡易な方法での実施が可能となるよう、運用面の見直しを求める意見が出された。一方で、文書質問の趣旨は、理由があって一般質問できない場合等の補完的な制度であり、濫発による職員への負担増につながることはないよう管理されなければならいとの意見もあった。

オンライン一般質問については、実施に向けた議場設備の整備に要する概算費用の確認や、整備が必要となる各種規程等について委員間で共有した。その上で、オンラインによる一般質問はできるようにしておくことが大事であり、その方向で結論を得るべきとする意見が出された。

エ 検証結果

反問権については、議会基本条例で明確に規定しているため、条例の改正等は行わないが、執行部に対し、反問権の活用について周知していくことを確認した。

文書質問については、議会基本条例及び議会基本条例運用規程における規定については現状どおりとするが、文書質問の柔軟な運用に関する方法論等については、議会運営委員会において協議を進めていくこととする結論を得た。

オンライン一般質問については、実施に向けた議場設備の整備や会議規則の一部改正、具体的な取扱要領の検討等について、議会運営委員会において協議を進めていくこととする結論を得た。

【参考資料】

- 第8条（質問）について（別紙2：21 ページ）
- 第8条（質問）に関する他市の運用状況について（別紙3：26 ページ）
- オンラインによる一般質問を行っている市議会（別紙4：28 ページ）

(3) 第9条（政策提案の説明要求）

ア 本市の現状

重要政策の説明については、全員協議会等において市長ほか、副市長や部局長等から説明がなされ、大綱的な質疑が行われている。さらに質疑を行う必要があると認められる場合には、常任委員会の所管事務調査として行うことができることとなっている。また、案件の重要性に応じて、正副議長や正副委員長への説明が行われているほか、所管課から各会派等に対する説明が行われている。

イ 課題認識

重要政策に関しては、執行部からの説明や質疑の機会を十分に確保する必要性について協議する必要がある。

ウ 検証の概要

本市の現状について委員間で共有し、協議を行った。

委員からは、執行部から多くの事案が提出され、その中身を十分に議論することが難しいため、全員協議会等において時間をかけて質疑応答ができる環境づくりが大事であるという意見や、担当常任委員会の所管事務として扱っていくことをしっかり検討するべきといった意見があったが、特に条例改正をする必要はなく、運用で対応すれば良いとすることで、意見の一致を得た。

エ 検証結果

重要政策の説明及びその質疑等については、議会基本条例は変更することなく、運用の中で対応することとする。

(4) 第10条（予算及び決算における政策説明）

ア 本市の現状

予算及び決算における政策説明については、これまで予算書及び決算書のほか、予算資料、決算資料、主要事業一覧、歳出予算見積書、市債借入れ一覧表、部局別予算書参考資料、決算書参考資料等が市長から提出されてきており、今年度から、部局別予算書参考資料及び決算書参考資料については、これまでの文章で表す形式のものから表形式で端的に示す資料に改められた。

また、本会議、予算決算委員会分科会、議会運営委員会等において説明及び質疑が行われている。

イ 課題認識

予算決算委員会は、現状では1回目の全体会は分科会送付の手続きを、2回目の全体会では委員長報告、討論及び採決を行っているが、いずれの全体会でも予算決算に関する具体的な審査を実施しておらず、その審査を分科会に委ねているのが現状である。予算決算委員会全体会における審査の充実等

の機能強化を図る方向で、全体会の在り方を見直すことについて検討が必要である。

ウ 検証の概要

予算決算委員会における審査方法の参考として、伊勢市、亀山市及び四日市市の取組事例並びに予算決算審査の変更案及び審査方法を変更する場合に協議が必要となってくる事項等について委員間で共有し、予算決算委員会全体会における総括質疑の導入や付帯決議、修正案の取り扱い等について協議・検証を行った。

委員間の協議では、現状のままで良いという意見もあったが、多くの委員からは、次のように予算決算委員会での審査の充実や機能強化に向けた意見が出された。

【1回目の全体会について】

- 1回目の全体会については、予算決算議案に関する総括質疑を行う方向性が良い。
- 個人ではなく会派の代表として総括質疑をするべきであり、細かい質疑は分科会で行い、大きな枠の中で議論ができるような総括質疑になるとよい。
- 予算議案に関連する議案もあり、本会議質疑、総括質疑のどちらで行うべきかその取り扱いを整理する必要がある。
- 総括質疑は政策判断に及ぶような議論が必要であるため、それなりに責任のある答弁ができる方が出席しなければならない。

【2回目の全体会について】

- 予算決算委員会として予算案や決算案に対して意見をまとめる作業があったほうがよい。
- 四日市市の例にある、「修正案や付帯決議の提案の有無を確認し、提案があれば審査を行う。」という部分を参考にすべきである。
- 分科会で意見が分かれたものについて全体会に送るべきである。

エ 検証結果

予算決算委員会における総括質疑及び全体会審査の取扱いについては、次のとおり結論を得た。

【総括質疑について】

- 予算・決算を除く議案質疑については、現状どおり本会議で行うこととし、予算・決算議案については、副市長及び部局長等の出席のもと、予算決算委員会全体会1回目で、総括質疑を行うこととする。
- 予算・決算議案に関連する議案の場合、どちらで質疑を行うかは議員の整理の問題であり、質疑の範囲を超えない形であれば、どちらでも良い。
- 総括質疑は、会派単位で行うこととするが、諸派、無所属の議員についても行うことができる。なお、総括質疑は通告制とし、順番は通告順とする。

○時間については、「答弁含め20分とする意見」や「会派人数に応じて幅を持たせる意見」があったほか、「答弁時間を別とした持ち時間制にすべきという意見」など多様な意見があったため、今後、議会運営委員会において協議を行う。

○総括質疑の場所は全員協議会室とし、日程については質疑、一般質問、総括質疑の提出状況を鑑みて議会運営委員会にて協議する。

【全体会審査について】

○個別の案件で、全体会審査の必要性が生じた場合は、改めて協議を行う。

【参考資料】

○他市の予算決算委員会の流れ（別紙5：29ページ）

○予算決算審査の流れ（別紙6：34ページ）

○総括質疑・全体会審査の協議事項（別紙7：35ページ）

（5）第12条（会派）

ア 本市の現状

鈴鹿市議会基本条例では、会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で結成することができることを定めており、委員会制度を中心に運営される議会においては、その会派同士の議論が、円滑な議会運営に資することから、各会派が議会活動について相互に議論を行い、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めることとしている。

また、鈴鹿市議会基本条例運用規程において、「会派」は3名以上の所属議員を有するものとし、その他2名の場合を「諸派」、1名の場合を「無所属」として運用しており、諸派及び無所属は、委員会や協議等の場等での参加や発言における取り扱いが会派と異なる。

なお、第26条の政務活動費の交付対象としての「会派」の定義とは異なる。

イ 課題認識

会派のあり方に関しては、一人会派の是非の検討や諸派及び無所属議員の発言機会の確保を求める声がある一方、議会基本条例に定める会派の趣旨に基づき、更に会派機能が発揮できるような検討を行う必要があるといった意見がある。

ウ 検証の概要

県内他市における会派の定義や会派と諸派・無所属の会議等における出席・発言及び政務活動費の取り扱い、本市の会派に所属していない議員の議会運営委員会や各派代表者会議の運用規程上の出席・発言に関する取り扱いについて委員間で共有し、協議を行った。

委員からは、会派の取り扱いについては、現状のままで良いとする意見が多数を占めた。一方で、諸派や無所属の議員が会派に属する議員と同様に発

言できるとまでは言わないが、選挙で選出された議員に発言や意見表明の機会が少しでも確保されることは良いことであるなどといった、柔軟な会議等の運営を求める意見も出された。

また、政務活動費については、現状の複数の無所属議員に一括して支給し、その内1人の議員が会計責任者となる取り扱いについては、理念の異なる者同士の政務活動費を一括して管理することは不合理であり、個々人で管理すべきであるといったことについて、委員間で一定の理解が得られたが、無所属議員の広報紙の発行は、現行どおりできないこととすることが確認された。

エ 検証結果

会派の取扱いについては現状どおりとする。また、無所属議員の政務活動費の管理は、今後、個々人で行うこととするが、会派広報紙の取り扱いについては、現状どおり、無所属議員1人での発行はできないこととする。

【参考資料】

- 会派等について（別紙8：36 ページ）
- 鈴鹿市議会議会運営委員会内規（別紙9：37 ページ）
- 鈴鹿市議会各派代表者会議規程（別紙10：39 ページ）

（6）第13条（議会運営と合意形成）

ア 本市の現状

地方自治法、議会基本条例、その他議会関係例規のほか、各種申し合せ事項等に基づき、円滑な議会運営を行うよう努めている。

イ 課題認識

本市議会の議長任期については、申し合わせにより1年とし、再任は妨げない形で運用しているが、他市議会では、議会の円滑かつ継続的な運営に資する目的で、議長任期の複数年制を採用する議会が多く、本市議会における議長任期の在り方について検証が必要な状況となっている。

ウ 検証の概要

議長任期の複数年制に関しては、委員間において、他市議会の正副議長任期について及び役員改選にかかる申し合わせ事項を共有した。

委員間の協議においては、「全国的にも、県内他市議会の例を見ても、議長任期を2年又は複数年制を取り入れる議会が多く、本市も複数年制をとるべき。」「議長の任期は2年、副議長の任期は1年で良い。」などの意見のように、議長の任期については、全ての委員において令和7年度から複数年制（2年）を採用するべきといった方向性で意見の一致を得た。

また、本条の委員間討議の中で、議選監査委員の任期の複数年制に関する協議の必要性、並びにこれに伴う監査委員の一般質問等の実施の是非及び所属常任委員会の取り扱い、また、議長等3役の立候補にあたっての推薦人の

取り扱いについても協議すべきとの意見が出されたため、これらについて、県内他市議会の議選監査委員の取り扱いについて及び役員改選にかかる申し合わせ事項を共有し、協議を行った。

まず、議選監査委員の任期の複数年制については、これまでどおり１年とする意見もあったが、２年とする意見が大勢を占めた。

そして、議選監査委員の任期を２年とすることに伴う、一般質問等の実施の是非については、監査委員として知り得たこと以外の部分で実施することを前提に、一般質問、代表質問、質疑を可能とすることで、委員間における意見の一致を得た。また、議選監査委員の所属常任委員会の取り扱いについては、現在の副議長、監査委員及び予算決算委員会委員長の所属常任委員会を取り決めている申し合せを改め、常任委員会の人数のバランスを考慮した上で、これらの３者における協議の上、所属常任委員会を決定すれば良いといった方向性として、及び監査委員の常任委員会委員長への就任は引き続き控えることの２点について、委員間で意見の一致を得た。

さらに、議長等３役の立候補にあたっての推薦人の取り扱いについては、「議員定数削減に伴い、正副議長及び監査委員の推薦人を不要又は１人としてはどうか。」といった推薦人の削減に関する意見があったが、「推薦人は必要。人数は今後協議すればよい。」「選挙を行うので推薦をもらえないということはない。」といったこれまでどおりの取り扱いを継承すべきとする意見が大勢であった。

エ 検証結果

議長の任期については、令和７年度から２年とする。

議選監査委員の任期についても、令和７年度から２年とする。これに伴い、議選監査委員の一般質問、代表質問及び質疑の実施を可能とするが、監査委員として職務上知り得たことについての質問はできないこととし、かつ、決算に関する質疑は控えることとする。また、議選監査委員を予算決算委員会の構成委員とすることとし、予算審査を可能とするが、決算審査は控えるものとする。なお、監査委員の所属常任委員会の取り扱いについては、現在の副議長、監査委員及び予算決算委員会委員長の所属常任委員会を取り決めている申し合せを改め、常任委員会の人数のバランスを考慮した上で、これらの３者における協議の上、所属常任委員会を決定することとするが、現状どおり、監査委員は、常任委員会の正副委員長への就任はできないものとする。

議長、副議長、監査委員の３役立候補にあたっての推薦人については、引き続き必要とする。

【参考資料】

○正副議長の任期について（別紙 11：41 ページ）

○役員改選にかかる申し合わせ事項（別紙 12：42 ページ）

○議選監査委員の取り扱いについて（別紙 13：44 ページ）

（７）第 16 条（委員会の活動）

ア 本市の現状

４ 常任委員会の所管事務調査については、年間を通じた調査研究事項を定め、執行部に対する取組状況の調査や先進事例の調査研究等をもとに委員間の討議により提言内容をまとめ、12 月に調査報告書を議長へ提出するとともに、議長は各常任委員会の提言内容を取りまとめて翌年 1 月に市長に対して提言している。また、常任委員会の正副委員長及び委員の任期を 1 年としている中、各常任委員会の継続的な審査、調査等に資するため、次年度の委員会に対して、提言内容に関する申し送りを行うとともに、次年度の委員会では、これをもとに前年度の提言内容に関する執行部の取組状況の検証を行い、結果を市議会ホームページに掲載している。これらの取組により、議会からの政策提言が市政に反映されるよう努めている。

また、委員会における審査、調査等については、市民との情報共有の原則に基づき、傍聴を可能としているほか、その議論の経過や結果等の概要を議会日より、市議会ウェブサイト及び市議会 Facebook において市民に情報提供している。また、令和 3 年 12 月定例議会から、YouTube による 4 常任委員会（予算決算委員会分科会を含む）の録画配信を開始するとともに、令和 6 年 5 月開会議会以降の常任委員会においては、YouTube によるライブ配信を開始している。

イ 課題認識

鈴鹿市議会委員会条例においては、常任委員会の委員及び正副委員長の任期は 1 年としているが、地方公共団体の事務が広範化、専門化していく中、議会においても各常任委員会が所管する事務について、より専門的かつ継続的に審査、調査等を実施できる体制が必要となってきた。このような課題に対応するため、他市議会においては委員及び正副委員長の任期の複数年制を実施している議会もあり、その必要性について検討を進める必要がある。

また、正副委員長の立候補制についても検討する必要があるという意見もある。

ウ 検証の概要

常任委員及び正副委員長の任期・立候補制の有無についてや鈴鹿市議会委員会条例（抜粋）を委員間で共有し、協議を行った。

任期の複数年制に関する委員間協議では、常任委員会が専門的、継続的に審査、調査等を行う必要性については、全ての委員において意見の一致を得たが、複数年制をとるかどうかについては、「正副委員長、特に委員長は 2 年制にしても良いのではないか。」「新人議員は各種委員会を経験することが必

要であり、任期は1年の方が良い面もある。」「条例で複数年に縛る必要があるのか。現制度でも、複数年同じ常任委員会に在籍することも可能。」「条例で2年を明確に規定すると、逆に柔軟性が損なわれるのではないか。」などの意見があり、条例において明確に任期を複数年とする規定を設けるかどうかという点については、賛否両論であった。

また、正副委員長の立候補制に関する委員間協議では、「委員長を立候補制とし、どのような政策課題に取り組むのかといった姿勢を表明する機会があって良いのではないか。」という意見がある一方、「これまでどおり、委員会で互選で決めれば良い。」といった意見が出された。

エ 検証結果

常任委員会の委員及び正副委員長の任期については、鈴鹿市議会委員会条例は改正せず、現状どおり再任を妨げずに運用する。正副委員長の選出方法については、現状どおりとする。

【参考資料】

○常任委員及び正副委員長の任期・立候補制の有無について（別紙14：45ページ）

○鈴鹿市議会委員会条例（抜粋）（別紙15：46ページ）

（8）第19条（議会広報広聴の充実）

ア 本市の現状

本市議会では、市民との情報共有及び市民意見の把握のための効果的な手法について協議又は調整することを所掌事務とする広報広聴会議を、平成24年12月1日に設置した。同会議では、広報活動について、市議会だよりや市議会ウェブサイト、SNSの活用等、広報媒体とそれを活用した告知内容等の協議を行うほか、議会報告会の手法や実施内容等について協議を実施している。また、平成25年3月からは、市議会だよりの編集に関する協議又は調整を行う場として、鈴鹿市広報広聴会議規程の規定に基づき、議会だより編集会議（以下、「編集会議」という。）を開催している。

一方、広聴活動については、令和5年度の議会報告会において、子育てをテーマに、広聴を重視したワークショップ形式による市民と議員との意見交換会を開催し、参加した市民からは好評を得られ、今後の議会広聴活動を考える上での一つの好事例となった。

イ 課題認識

議会だよりの掲載内容は広報広聴会議において決定されていることから、編集会議では、記事・写真のレイアウトや記事の校正が主要な事務になっているのが現状であり、広報広聴会議と編集会議の関係性の見直しや編集会議の必要性について、検討の必要性が生じている。

ウ 検証の概要

議会広報広聴に関して、本条の趣旨や両会議の所掌事務、構成等について委員間で共有し、協議を行った。

委員からは「編集会議は置くことができると規定しているので、内容を変える必要はない。」との意見が出された一方、「両会議の位置づけが曖昧。広報広聴会議に一元化してはどうか。」「編集会議で掲載内容を決定する余地はほとんどないので、一元化しても良い。」「広報広聴会議を充実させれば、編集会議に時間をとる必要はない。」など、広報広聴会議への一元化に向けた意見が大勢を占めた。また、「編集会議の在り方については、最終的には広報広聴会議で協議して決定する必要がある。」との意見もあり、委員間では、今後の広報活動や議会だよりの編集の在り方の活性化に向けて、広報広聴会議で改めて十分検証していく方向性を報告していくことで意見の一致を得た。

エ 検証結果

議会基本条例及び同条例逐条解説については改正せず、現状の議会だよりの編集会議のあり方や活性化の方向性等について、広報広聴会議等において協議していく。

【参考資料】

○第 19 条（議会広報広聴の充実）について（別紙 16：48 ページ）

（9）第 25 条（議員報酬）

ア 本市の現状

本市議会における適正な議員報酬を検討するに当たっては、鈴鹿市議会基本条例第 25 条の規定に基づき、市民からの直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、市民等から幅広く意見を聴取し、市政の現状、将来の展望を十分考慮しながら委員会又は議員が提案するものとされている。

また、本市議会の議員報酬は、平成 16 年 4 月に減額の改定をして以降、約 20 年間、据え置きとなっているほか、地方議会議員年金制度についても平成 23 年 6 月 1 日をもって廃止された。

なお、本市の議員報酬の変遷や、人口・財政状況等の推移については、参考資料のとおりある。

イ 課題認識

本市議会では、令和 4 年度に設置した「議員定数及び報酬検証特別委員会」における適正な議員定数及び議員報酬の調査研究に関する議論を通じ、議員定数については、令和 5 年度の改選時において 32 人から 4 人削減することを決定し、現在、28 人となっている。一方、議員報酬については、令和 5 年の改選後に改めて議論することとされ、本市議会における検討課題の一つとなっている。

また、平成 30 年 5 月以降の通年議会の実施による議会活動の増加や常任委員会正副委員長の負担の増加のほか、議会への若者世代等の多様な人材の参画の促進、今後懸念される議員のなり手不足の解消等を進める上で、適正な議員報酬の在り方に関する議論の必要性が生じている。

ウ 検証の概要

議員報酬について検証するに当たり、本市の現状把握、他市議会との議員報酬の比較をはじめ、通年議会の開始に伴う議会活動の推移、全国的な議員報酬の推移、定数削減に伴う経費節減効果、議員報酬等増額シミュレーション、市職員及び民間企業職員の給与動向、議員報酬を増額した市議会における増額理由や検討手法をもとに委員間において協議・検証を行った。

協議・検証においては、各会派等の意見を集約するとともに、委員間において協議した結果、議員報酬は現状を維持すべきとした意見、増額すべきとした意見、増減等に関する方向性を明示できないとした意見があり、議員報酬の増減の方向性、適正額及びその根拠等に関する意見の一致を得ることはできなかった。また、議員報酬の増減に関わらず、特別職報酬等審議会において判断を仰ぐべきとする方向性について意見の一致を得ることができた。なお、検証にあたり委員から出された主な意見は次のとおりである。

【現状を維持すべきとする主な意見】

- 議員報酬額の水準には物差しがないので、議員報酬を増額するという話にはならない。また、議員報酬は一般職の公務員と異なり人事院勧告等も関係がない。資料から議員報酬は全体的に横ばいであるし、賃金上昇はあるものの中小企業や非正規職員、最低賃金等の水準を考えると増額は難しい。
- 議員の仕事を整理した上で、報酬の在り方を議論していくことが必要。また、議員報酬に関して有識者からの意見聴取や市民アンケートを行わないのであれば、現状維持が妥当である。

【増額すべきとする主な意見】

- 議員報酬は増額すべきと考えるが、特別職報酬等審議会は有識者の集まりであり、その中で議論し、適正な議員報酬額について判断していただければ良いと考える。
- 人口 18 万人から 22 万人の規模の自治体との比較において、本市議会の議員報酬は平均より低い方であるため、これらの平均ベースまでは引き上げていくべき。
- 平成 16 年 4 月に議員報酬を減額して以降、元に戻すこともなく据え置きとなっている。少なくとも津市と同程度まで議員報酬は上げるべきであると考えているが、特別職報酬等審議会において適切に審議していただきたい。
- 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長については、一般議員との業務量や責任の違いを考慮した議員報酬の加算について、特別

職報酬等審議会において適切に審議していただきたい。

- 議員報酬の加算については、委員長と副委員長とは職責が異なるため、委員長のみの加算で良いと考える。

【増減等に関する方向性を明示できないとする主な意見】

- 本特別委員会において、参考的意見を述べるのは良いが、結論めいたことを述べるのはいかななものか。市民が納得できるよう一定の議論を重ね、方向性や各種意見を併記した上で、特別職報酬等審議会に委ねるべきである。
- 増額理由としては、「物価上昇があること」や、「他市との比較で議長は多めなので、議長、副議長、議員の報酬月額を縮める形で底上げする方向性で整理する」、「定数減に伴う経費削減効果とセットで検討する」といったことを考えているが、有識者の意見を聞かない状況では増減等は決められない。更なる議論が必要である。

エ 検証結果

議員報酬については、改定額やその根拠について本特別委員会としての方向性は明示せず、議員報酬の在り方に関する検証において出された意見を添えて、特別職報酬等審議会の開催を市長に要請すべきであるという結論に至った。

【参考資料】

- 報酬を検証するにあたって留意すべき点（別紙 17：49 ページ）
- 本市の人口・財政状況等について（別紙 18：50 ページ）
- 他市議会との比較について（三重県 14 市）（別紙 19：56 ページ）
- 他市議会との比較について（類似団体 17 市）（別紙 20：60 ページ）
- 他市議会との比較について（人口 18 万人～22 万人の 25 市）（別紙 21：65 ページ）
- 市議会の会議等の開催日数（別紙 22：70 ページ）
- 全国市議会の議員報酬の推移（別紙 23：71 ページ）
- 議員定数削減による 1 年分の経費削減効果（別紙 24：73 ページ）
- 議員報酬の増額シミュレーション（別紙 25：74 ページ）
- 民間職員及び市職員の給与動向について（別紙 26（参考資料）：75 ページ）
- 議員報酬を上げた自治体の状況（別紙 27：77 ページ）

(10) 第 29 条（見直し手続）

ア 本市の現状

鈴鹿市議会基本条例は、平成 24 年 7 月 2 日に公布、同年 12 月 1 日から施行され、これまでに通年議会の実施に伴う条例改正等、2 度の一部改正（平成 25 年 2 月、平成 30 年 3 月）を経て現在に至っている。

イ 課題認識

条例の定期的な検証の必要性及びその取り扱いについて検証を必要とする意見がある。

ウ 検証の概要

委員間において、県内他市の議会基本条例の検証周期及びその方法について共有し、協議を行った。

委員からは、「必要に応じて検証は可能であり、4年毎に必ず検証するような規定は必要ない。」、「定期的に検証するかしないかを含めて協議が必要であると考えるが、改選後や4年を周期として検証を行うことが必要。」、「改選後に新たな議員において1回検証する程度で良い。」、「全議員で読み合わせを行うなどの形で検証した方が良い。」などの意見が出された。

これらの意見のとりまとめにより、結果的に「改選後又は必要に応じて検証を行う方向性とするが、その旨の条例改正は行わず、随時、柔軟に検証ができることにしておく。」といった内容で意見の一致を得た。

エ 検証結果

議会基本条例の検証の周期については、改選後又は必要に応じて検証を行う方向性とするが、随時、柔軟に検証ができるようにしておく必要性から、議会基本条例に明確な検証周期を規定するような改正は行わない。なお、検証を実施する場合には、各派代表者会議等で協議を行う。

【参考資料】

○議会基本条例の見直し周期等に関する規定の状況（別紙28：78ページ）

5 総括

二元代表制の一翼を担う市議会は、普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決する等、その権限を行使しながら執行機関に対する監視機能を効果的に発揮していくことが必要である。また、行政課題が多様化、複雑化する中、住民の負託を受けた議員には、多様な民意を適切に反映させた政策立案や、活発な議論と円滑で適切な議会運営に資する議会改革に積極的に取り組むことが求められている。

今回の議会改革特別委員会では、これらの求めに可能な限り応じられるよう、これまでの取組状況や課題認識等をもとに、議会基本条例の改正の可否や今後の取組の方向性等について、13回にわたる委員会を開催し、活発な委員間討議を行った。

今回、本委員会においては、結果として議会基本条例の改正が必要であると結論はなかったが、「議会における広聴活動の重要性に関する認識の深化」、「予算決算審査の充実」、「議長や議選監査委員の2年任期制」、「多様な人材の

参画や議員の今後のなり手不足に対応するための議員報酬に関する考え方」、「議会基本条例の検証の周期に関する方向性」等について、議会改革につなげるための一定の結論を導き出した。

また、その結論を本市議会の仕組みとして進めるために、今後検討が必要となる事項等についても箇所付けを行っており、今後、議会運営委員会や各派代表者会議等において、必要な協議を行う必要がある。

この報告により、検証結果に基づく議会改革を着実に進めるとともに、引き続き議員一人ひとりが議員としての自覚と資質向上に努めることにより、市議会全体の更なる活性化と継続的な議会改革につなげ、市民から信頼される開かれた議会を構築していくこととし、議会改革特別委員会の報告書とする。

【資料編】

第 13 回 鈴鹿市議会 議会報告会 実施結果（概要）

- 1 日 時 令和 6 年 2 月 4 日（日） 13：30～15：30
- 2 場 所 鈴鹿市役所 本館 12 階 1203 大会議室
- 3 参加人数 41 人（うちワークショップ参加者 25 人）
- 4 出席議員 20 人
- 5 内 容
- ・市議会について
 - ・市の子育て支援について
 - ・子育てをテーマとしたワークショップ（意見交換会）
 - ・議場見学（議会報告会終了後に希望者のみで実施）

6 ワークショップ（意見交換会）での主な意見

- ・保育園について、入園できる園がぎりぎりまで分からなくて不安。
- ・夜間の救急について、夜でも安心して子育てができるようにしてほしい。
- ・小学校の給食について、意見ができるような試食会を開催してほしい。
- ・不登校の問題について、ストレスチェックの実施、一時預かり保育の充実、子どもたちの心の支援の充実をしてほしい。
- ・多胎児支援について、保育入園時に多胎児の加算がほしい。国からの補助金があるのなら、ぜひお願いしたい。
- ・小児医療の救急について、赤ちゃん訪問で、早めにかかりつけ医にかかるようにと言われるが、かかりつけ医に行けないための救急ではないか。
- ・学童について、一定の基準を設けて、学童によるばらつきが出ないようにしてほしい。学校区には、学童は 1 つか 2 つしかなく、いい学童があっても遠いに行くことができない。民間施設への補助や支援があれば、もう少し幅広い選択肢が持てるのではないか。
- ・産後ケアについて、産後ケアを産後すぐに使いたい、連絡が遅く、使いたいときに使えない。鈴鹿市以外の場所で産んだ場合、産後ケアの利用ができないため、どこで産んでも産後ケアを利用できるようにしてほしい。
- ・一時保育について、登録したくてもできなかったり、公立園は、3 園の中の 1 園しか登録できない。予約したい前月の 15 日までに予約しないといけいないので、なかなか日程を組むのが難しい。公立園をまず 3 園とも登録できるようにしてほしい。
- ・子ども医療について、子ども医療の医療費の部分はとても進んでいるが、夜間に市内に搬送病院がないのが不安。

7 アンケート集計結果（抜粋） 【回答者 26 人 / 参加者 41 人】

○議会報告会に参加した感想

- ・大変満足している 9
- ・まあまあ満足している 15
- ・どちらともいえない 2
- ・少し不満がある 0
- ・不満である 0

○理由

【大変満足している】

- ・フリートークも色々なお話を共有できて、自分の不安も聞いて頂き、少し心が軽くなりました。また参加したいです。
- ・年齢に関係なく、お互いの経験談、体験からの情報交換、共有ができて良かったです。
- ・これまで一方通行の報告会の印象で、参加してこなかったが、意見の言える場だとチラシを見て思い初めて参加した。
- ・もう少し自分のはなしたいことをまとめてくるべきでした。とてもいい時間でした。
- ・参加しやすい日程・時間帯で良かった。良い機会でした。
- ・今日のワークショップ（意見）を聞いて是非改善をお願いします。他の市からも鈴鹿市はいいと言われるように改善をお願いします。

【まあまあ満足している】

- ・時間がもっと欲しいです。でも、凄く良かったです。資料も分かりやすくて。また、開いてほしいです。
- ・今日のような機会をまた、つくっていただきたいです。
- ・もう少し意見交換の時間や回数がほしい。声をあげれてよかった。またしてほしい。
- ・もう少し子育て世代が多いイメージでしたが、そうなるともっと時間が必要となると感じました。大変貴重な時間でした。
- ・このような機会を 1 回で終わらずに継続して行ってほしい。当事者の人の話をきくことは大切だと思う。
- ・意見交換会では、他の参加者の方も同じような意見や、新しく知ることもあり、とても良かったです。意見交換会で出た内容を反映させて欲しいです。意見交換会の機会を増えて欲しいです。
- ・時間が短くて、もっと深く意見交換したかった。課題別のグループ分けであっても良かったかも…
- ・さまざまな貴重な御意見や情報を知り得て良かったです。

【どちらともいえない】

- ・困りごとは話せたが、具体的な支援について話し合えなかったのが残念だった。
- ・不登校生が多い中、取組み状況が知りたかった。

第8条（質問）について

鈴鹿市議会基本条例

第4章 議会と執行機関の関係 （質問）

第8条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。

2 議員の質問等に対し答弁をする者は、本会議にあっては議長、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては委員長の許可を得て反問することができる。

3 議員は、議会の会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。この場合において、市長等に対し文書による回答を求めるものとする。

〔第8条解説〕

議会の会議では、議員からの質問や質疑に対して市長等が答弁を行います。この場合、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方にも議論がわかりにくいものとなってしまいます。

そこで、**第1項**では、議員と市長等の質疑応答について、その論点や争点を互いに明確にすることを義務付けています。

また、**第2項**では、本会議や委員会における答弁する者の反問権の付与を定義しています。これにより市長等は、質問や質疑を行った議員に対し、質問の趣旨の確認をすることができ、議論を明確にすることができます。また、反問には、市職員から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める「反論」も含まれます。これにより、本会議・委員会における議員と市職員との議論が深まることが期待されます。

第3項は、議員が議長を経由して、市の一般事務に関して文書質問できることを規定した条文です。文書質問については通年で随時できることとし、市長等に文書回答することを求めています。

1 反問について

(1) 鈴鹿市議会基本条例運用規程

第 2 条 条例第 8 条第 2 項の規定による反問に係る運用は、次に定めるとおりとする。

- (1) 反問には、質問者の質問に対し、論点を明確化し議論を深めるために行うもののほか、単に語句を聞き直す程度のもの、議員の考え方を問うもの、対案の提示を求めるもの等を含むものとする。
- (2) 反問をすることができる者は、もとの質問に対して答弁すべき者に限るものとする。
- (3) 議長又は委員長は、反問の内容がそぐわない場合において、注意をした後、反問を制止することができる。
- (4) 質問者は、反問に対し答弁しなければならない。
- (5) 本会議における反問は、代表質問、一般質問及び議案質疑に対して行うものに限る。

(2) 反問時の取り扱い

- ア 執行部から反問する際には、議長に対して反問の意思を表示しながら挙手し、議長が許可することで可能となる。
- イ 反問は、単に語句を聞き直す程度のもののほか、議員の考えを正したり、対案の提示を求める等の反論を含む。
- ウ 反問している間の通告時間の残時間表示は反問が許可されたときから反問が終了するまで停止する。

(3) 反問時の次第の例

【執行部】議長。ただいまの〇〇議員の質問について反問いたします。

【議長】反問を許可します。残時間(持ち時間)を停止してください。市長。(指名)

【執行部】〇〇議員の質問の△△について、××という趣旨でよろしいですか。

【議長】〇〇議員。(指名)

【〇〇議員】お答えします。△△については、●●という趣旨です。

【執行部】趣旨は分かりましたので、反問を終了します。

【議長】それでは、残時間の停止を解除してください。〇〇議員。(指名)

2 文書質問について

(1) 鈴鹿市議会基本条例運用規程

第 3 条 条例第 8 条第 3 項の規定による文書質問に係る運用は、次に定めるとおりとする。

- (1) 文書で質問を行おうとする議員は、文書質問通告書（第 1 号様式。以下「通告書」という。）により議長に通告しなければならない。
- (2) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、通告書にその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。
- (3) 議長は、通告書を受理したときは、議会運営委員会に諮った上で、市長等（条例第 1 条の市長等をいう。次号において同じ。）に対し文書質問答弁要求書（第 2 号様式。以下「答弁要求書」という。）により市長等に答弁を求めるものとする。
- (4) 前号の答弁は、市長等において文書質問答弁書（第 3 号様式。以下「答弁書」という。）により行うものとする。
- (5) 議長は、答弁書により答弁を受けたときは、速やかに質問を行った議員に答弁書を送付するものとする。
- (6) 議長は、答弁要求書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付するものとする。
- (7) 答弁要求書及び答弁書の内容は、市議会ホームページ等により公開するものとする。

(2) 先例集(37 ページ)

(6) 文 書 質 問

129 議会の会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。この場合において、市長等に対し文書による回答を求めるものとする。（基条 8 ③、基規 3）

（注）議長が通告書を受理したときは、議会運営委員会に諮った上で、市長等に対し答弁要求を送付する。

（文書質問通告ができる条件として判断する基準）

- (1) 疾病、出産その他の事由により本会議に出席できず、一般質問を行えない場合
- (2) 緊急的事案等により、時間的制約のある事案である場合
- (3) 一般質問の実施後、その事項について補足的な質問を行う場合

（文書質問の通告について、その内容が適当ではないと判断する基準）

- （１）質問内容が不明瞭又は抽象的であり、通告書の記述内容では、その趣旨が理解できない場合
- （２）特定の個人又は団体を誹謗中傷する内容、その他人権侵害に当たる内容を含む場合
- （３）その他議会の質問として適正を欠くと判断する内容を含む場合

（平成 27・2・12 議会運営委員会）

（事 例）

○平成 26 年 11 月 7 日文書質問通告書提出、その後、12 月 2 日取り下げ。

3 オンライン一般質問について

（１）経緯

第 33 次地方制度調査会からの「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申（R4.12.28）」において、多様な人材の参画を確保する観点から「議会のデジタル化」の一つの課題として「議会へのオンラインによる出席」について、検討を進めていくべきであるとされた。

これを受けて、総務省通知（R5.2.7 総行行第 40 号）において、次のとおり見解が示されている。

〔総務省通知（R5.2.7 総行行第 40 号）抜粋〕

団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」として行われる発言については、その形式に係る法律の定めはない。このような「質問」は、各団体の会議規則等に定められた手続に基づき行われるものであることから、各団体において所要の手続（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えないと考えられる。

（２）オンライン一般質問を行う場合の課題等

ア 実施を可能とする条件（理由）及び範囲の整理

①条件（理由）

重大な感染症のまん延、災害等の発生、育児、介護等のやむを得ない事由など、実施を可能とする条件（理由）の整理が必要

②範囲

一般質問、代表質問のいずれについて実施するのか整理が必要

イ 通信環境の整備について

オンライン会議システム（Zoom）の活用や、議事公開（ライブ中継等）の対応に要する資器材の調達等の検討が必要

ウ 関連規定の整備（会議規則の改正等）

オンライン質問を可能とする規定の整備、オンライン質問の申請及び許可に関する規定等

エ 具体的な実施要領等の検討

オンライン質問の申請方法(期日、方法等)や、通信切断時の取り扱い等

オ 県内 14 市の状況

令和6年6月4日現在、三重県内 14 市において、オンラインによる質問を行っている市はない(各市例規集調べ)。

第8条(質問)に関する他市の運用状況について

1 反問権の活用状況について(県内14市:令和2年～令和4年)

	執行部の反問権の 規定状況	反問権の行使の状況		
		R4	R3	R2
津市	要綱や申し合わせ	○	○	○
四日市市	議会基本条例	—	○	○
伊勢市	議会基本条例	—	—	—
松阪市	議会基本条例	—	—	—
桑名市	議会基本条例	—	—	○
鈴鹿市	議会基本条例	—	—	—
名張市	会議規則	○	○	○
尾鷲市	議会基本条例	—	—	—
亀山市	議会基本条例	—	○	○
鳥羽市	議会基本条例	—	—	—
熊野市	規定なし	—	—	—
いなべ市	議会基本条例	○	○	○
志摩市	規定なし	—	—	—
伊賀市	議会基本条例	—	○	○

※市議会の活動に関する実態調査結果(全国市議会議長会)より

2 文書質問の導入及び実施状況について（県内14市：令和3年～令和5年）

27

導入自治体	文書質問の根拠	文書質問件数			文書質問に関する取り扱い
		R5	R4	R3	
四日市市	議会基本条例 議会基本条例運用規程	3	4	0	【議会基本条例運用規程第12条：要約】 (1)内容は、一般質問に相当する程度とし、質問書にその趣旨が理解できるよう具体的に記載する。 (2)議会期間中はできないものとする。 (3)四日市市情報公開条例第7条第2項に規定する不開示情報は、答弁の対象としない。 (4)市長等は、質問を受けた後、速やかに答弁書を議長に提出する。ただし、答弁書を提出できない場合は、理由を議長に連絡する。 (5)議長は、前号に定める連絡を受けたときは、速やかに当該質問者にその旨を連絡する。 (6)議長は、答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付する。 (7)議長は、質問書及び答弁書の写しを議会事務局で保存させ、全議員に配付する。 (8)質問書及び答弁書内容は、市議会ホームページ等で公開する。 (9)議会は、大量等の文書質問により執行部の職務に支障の生じることのないよう配慮するものとし、大量等の文書質問がなされた場合には、議会運営委員会においてその取扱いを協議する。
松阪市	議会基本条例 文書質問取扱要綱	0	0	0	【文書質問取扱要綱：要約】 (1)内容は、一般質問に相当する程度とし、その趣旨が理解しやすいよう具体的に記載する。 (2)文書質問の回答期限は、明確な理由がある場合に限り、これを指定することができる。 (3)文書質問は、議会開会期間中はこれを行うことができない。 (4)文書質問を行うときは、文書質問書を議長に提出しなければならない。 (5)議長は、文書質問書が提出されたときは、速やかにその必要性、妥当性、時期等を勘案した上で適正なものであると認めたときは、市長に提出し、回答を求める。 (6)市長は、文書質問書を受理したときは、速やかに文書質問に対する回答書により回答する。 (7)議長は、回答書を受理したときは、速やかに質問した議員に送付する。 (8)議長は、文書質問書及び回答書の写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付する。 (9)文書質問書及び回答書の内容は、市議会のホームページに掲載する方法により公表する。
桑名市	申し合わせ	0	0	0	【閉会中の文書による質問に関する申し合わせ：要約】 (1)災害時など市民の生命、財産、権利の保全・保護のための緊急対応が必要な場合や議長において特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断する場合とする。 (2)質問内容は、市長等を対象とする本会議における一般質問に準じる内容とする。 (3)質問を行う場合には、閉会中における質問書に記載し、議長に提出しなければならない。 (4)議長は、閉会中における質問書が提出された場合には、速やかに必要性、妥当性、時期等を勘案した上で適正なものであると認めた場合、市長等にこれを送付する。また、その内容を直近の議会運営委員会に報告する。 (5)質問に対する回答は、送付日から原則として1週間以内に、回答書により議長に行う。ただし、1週間以内に回答できない場合は、回答書にその理由及び回答予定日を明記の上、議長に通知する。 (6)質問及び回答については、市議会ホームページ等で公開する。 (7)原則として、閉会中に文書による質問を行った事案について、次回、定例会において、同様の趣旨の質問を行うことはできない。
鈴鹿市	議会基本条例 議会基本条例運用規程	0	0	0	P1～P2参照（本報告書においては別紙2参照）
伊賀市	議会基本条例	0	0	1	【議会基本条例第9条第3号】 議員は、会期中だけでなく、閉会中に緊急を要する事案等が発生した場合、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。 ※議会基本条例以外の詳細な取り扱いなし。

※導入状況及びその根拠については、市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）より。

※その他の項目は、各市ウェブサイト又は聞き取り（R6.6.12）による。

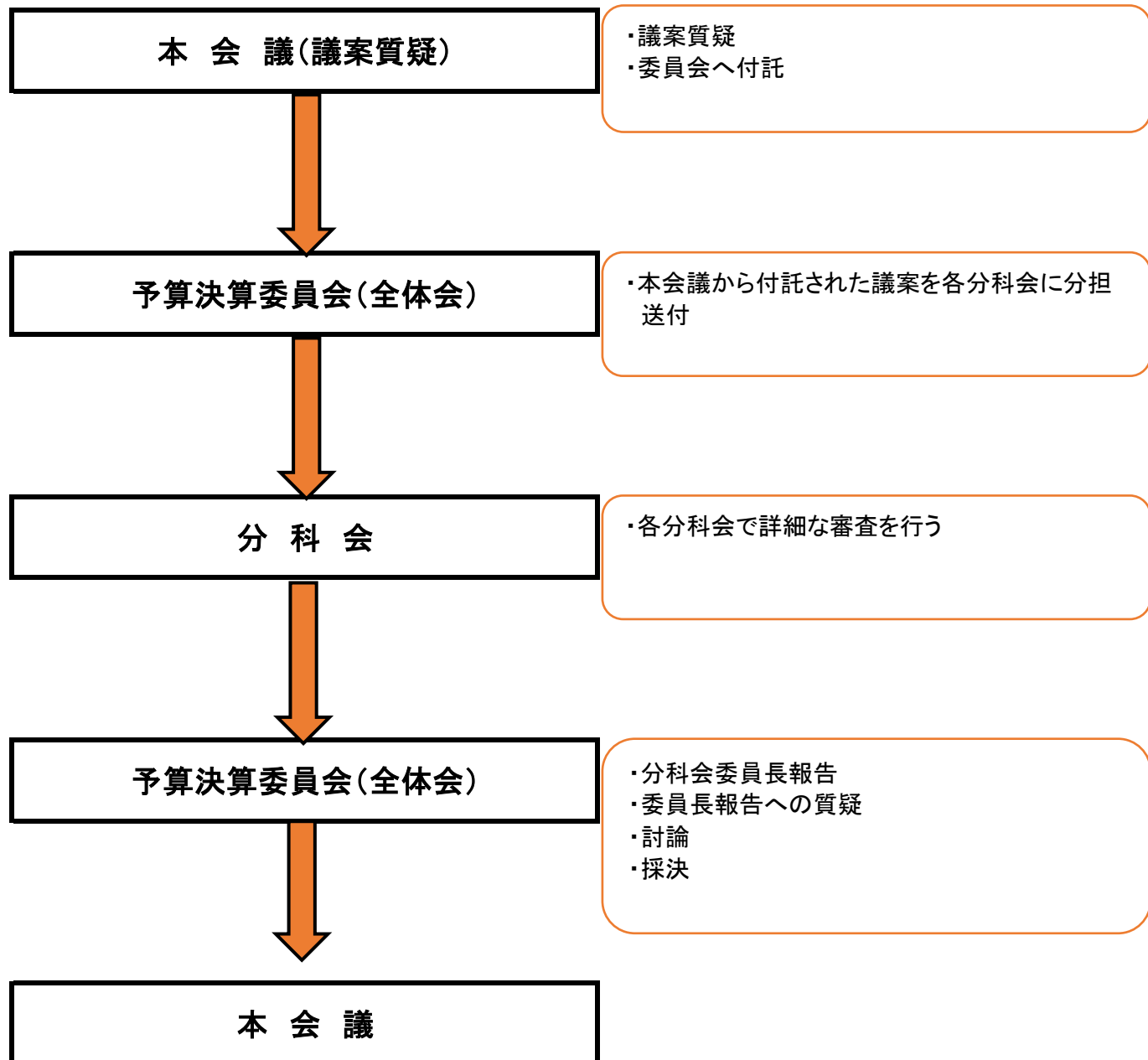
※津市、伊勢市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市は、R4.12.31の市議会の活動に関する実態調査結果時点で未導入。

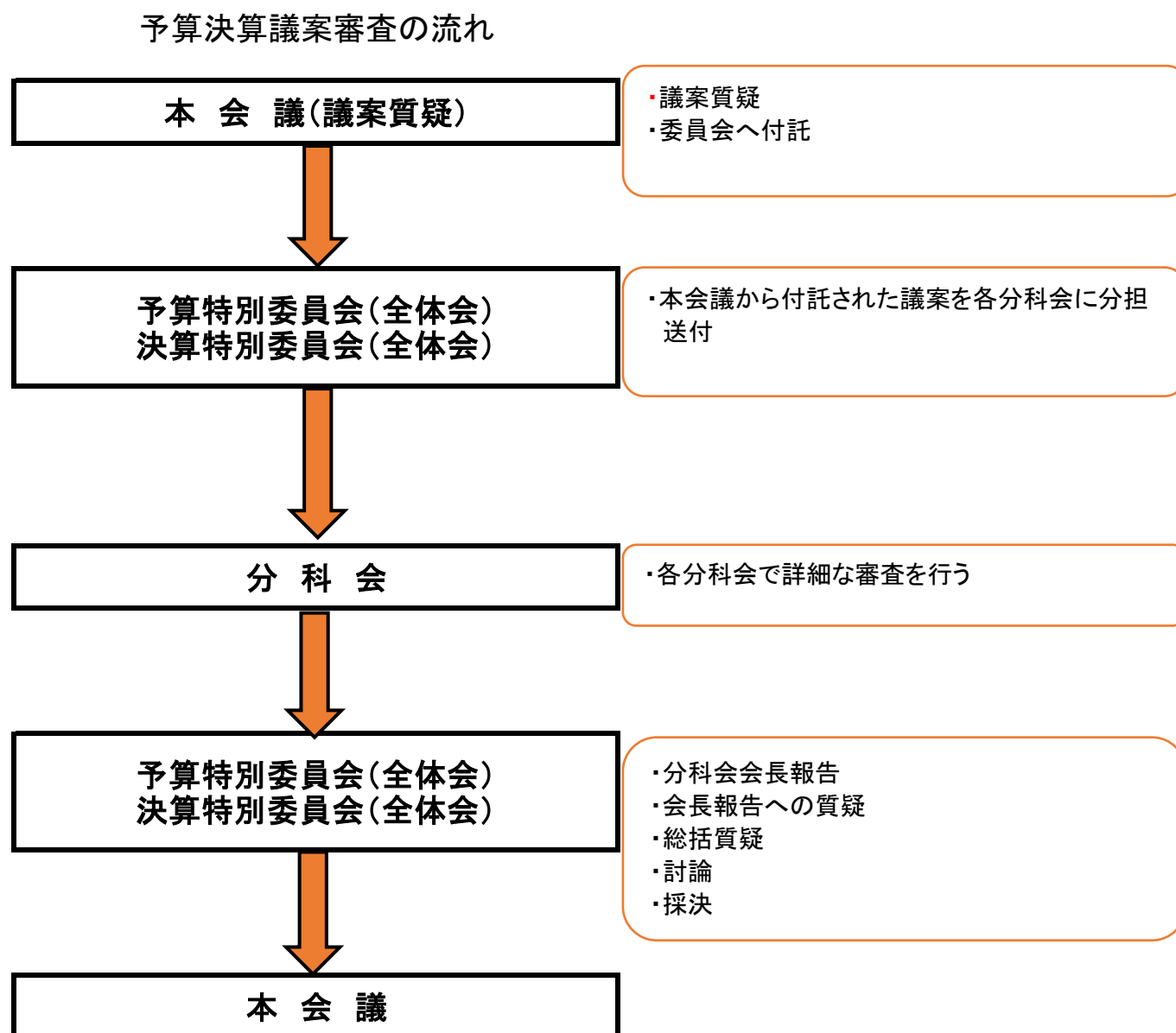
■オンラインによる一般質問を行っている市議会

	議決日	条件	範囲	方法
茨城県 つくば市議会	令和5年6月1日	公務、災害、負傷、疾病、 育児、看護、介護、配偶 者の出産補助その他の やむを得ない事由のため 欠席し、遅刻し、又は 早退するとき	代表質問 一般質問	議長の承諾を 得て
茨城県 取手市議会	令和5年6月15日	公務、疾病、看護、介護、 出産、配偶者の出産補 助、育児、忌引、災害そ の他やむを得ない理由 により会議を欠席し、遅 参し、又は早退したとき	一般質問 緊急質問	あらかじめ議 長の許可を得 なければなら ない。
北海道 登別市議会	令和5年9月25日	公務、疾病、育児、看護、 介護、配偶者の出産補助 その他のやむを得ない 事由のため欠席、遅刻又 は早退するとき	一般質問 緊急質問	理由を付け、当 日の開議時刻 までに議長に 届け出
岩手県 奥州市議会	令和5年12月19日	公務、疾病、育児、看護、 介護、配偶者の出産補助 その他のやむを得ない 事由のため出席できな いとき	一般質問 緊急質問	あらかじめ議 長の許可を得 なければなら ない。
東京都 墨田区議会	令和6年2月21日	傷病、育児、看護、介護、 出産、家族の出産補助、 災害その他のやむを得 ない事由のため出席で きないとき	一般質問	あらかじめ議 長の許可を得 なければなら ない。
滋賀県 大津市議会	令和6年3月25日	公務、災害、負傷、疾病、 育児、看護、介護、配偶 者の出産の補助、忌引そ の他のやむを得ない事 由により議場へ参集す ることが困難であると認 められる場合	一般質問 代表質問	議長の許可を 得て
大阪府 枚方市議会	令和6年3月28日	公務、疾病、育児、看護、 介護、配偶者の出産補助 その他のやむを得ない 事由のため欠席又は遅 刻する場合	一般質問	理由を付け、当 日の開議時刻 までに議長に 届け出

※出典：一般財団法人 地方自治研究機構ホームページ(R6.5.7更新)

予算決算議案審査の流れ





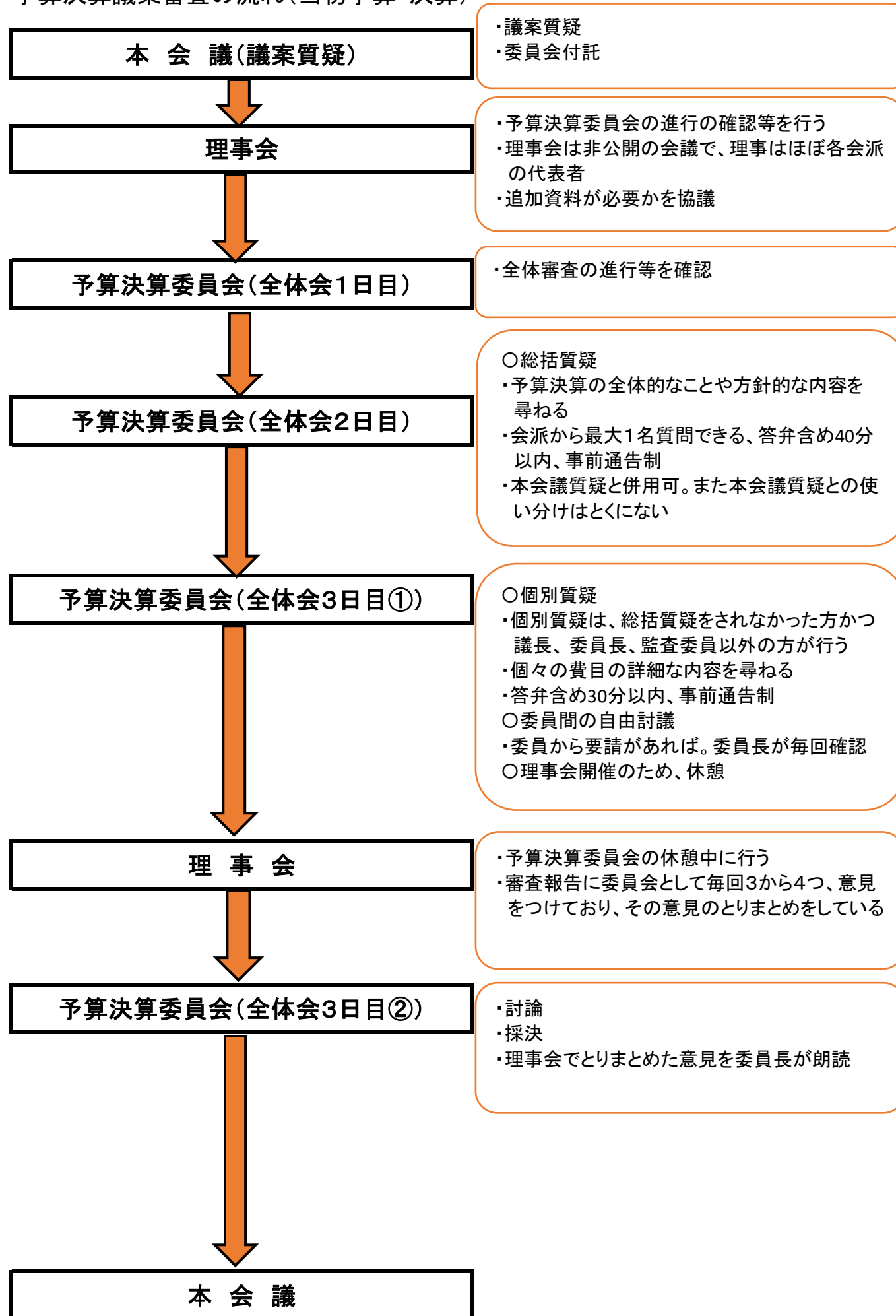
～鈴鹿市との違い～

- ・特別委員会を設置
- ・鈴鹿市とほぼ同じ方式だが、全体会で総括質疑を行える。

総括質疑

- ・複数の分科会に関連する内容または政策的判断を求める内容に限り、通告により行うことができるが、これまでに行われたことはない。
- ・通告の締め切りは分科会審査終了後2時間以内
- ・本会議質疑と総括質疑は併用でき、特に使い分けはしていない。

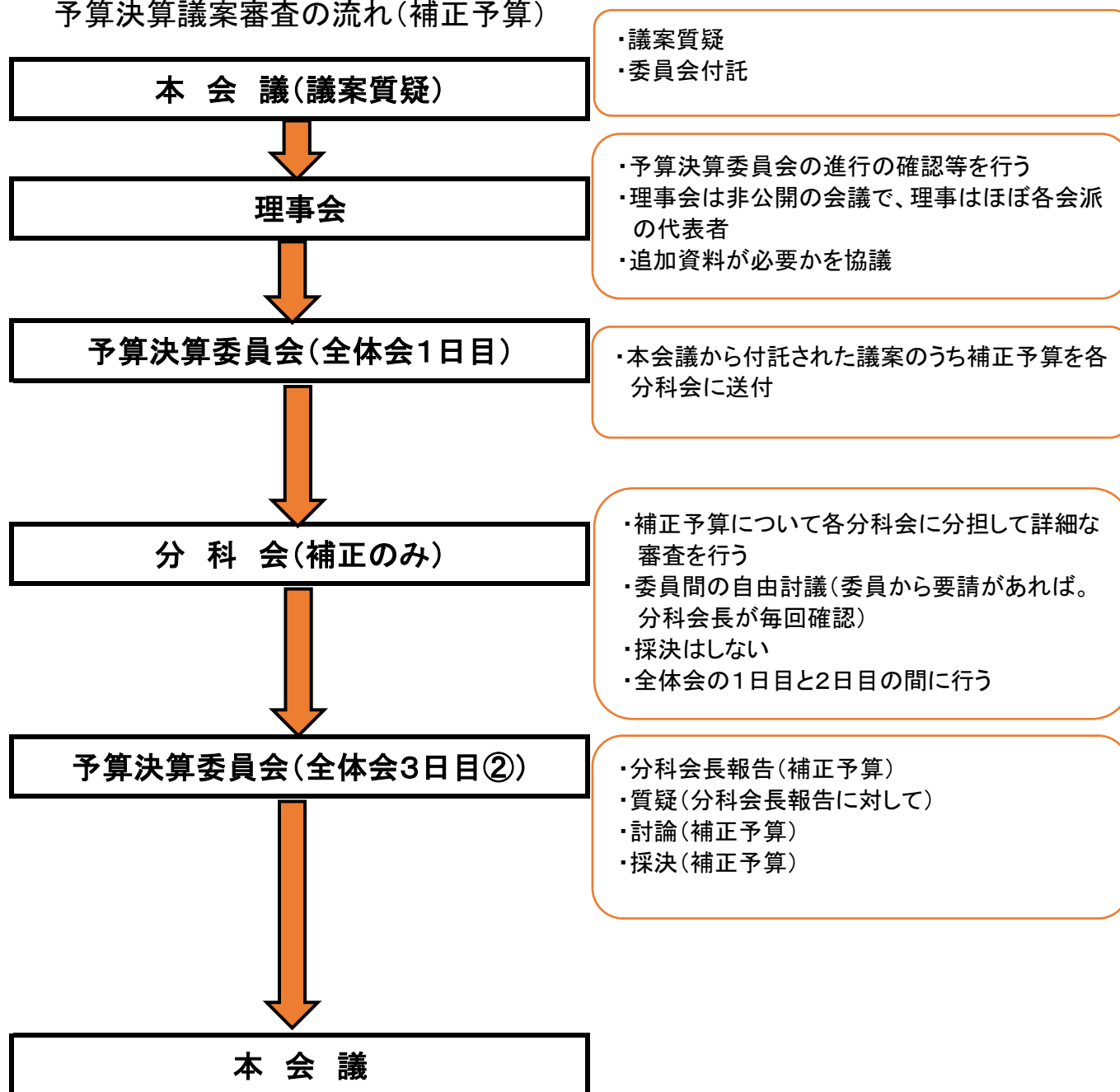
予算決算議案審査の流れ(当初予算・決算)



～鈴鹿市との違い～

- ・当初予算、決算議案は分科会に送付せず全体会でのみ審査を行う。
- ・総括質疑で全体的なこと、個別質疑で個別の事業について質疑を行っている。
- ・審査について、委員会として3～4個ほど意見をつけており、非公開の理事会で意見をまとめている。
- ・委員同士で行う委員間討議の場がある。

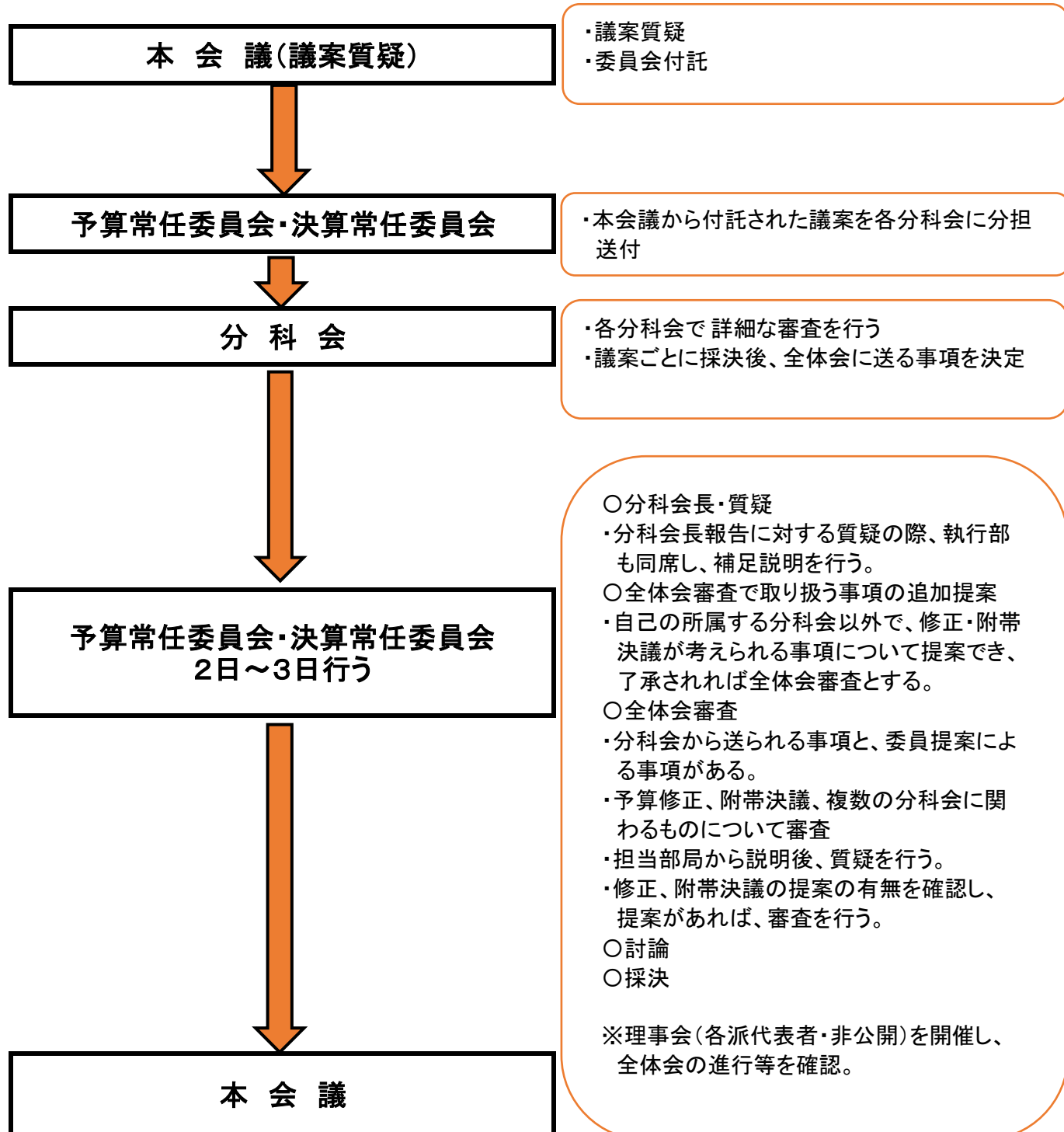
予算決算議案審査の流れ(補正予算)



～鈴鹿市との違い～

- ・補正予算のみ分科会へ送付。
- ・分科会で委員同士で行う委員間討議の場がある。全体会では実施しない。
- ・分科会で採決は行わない。

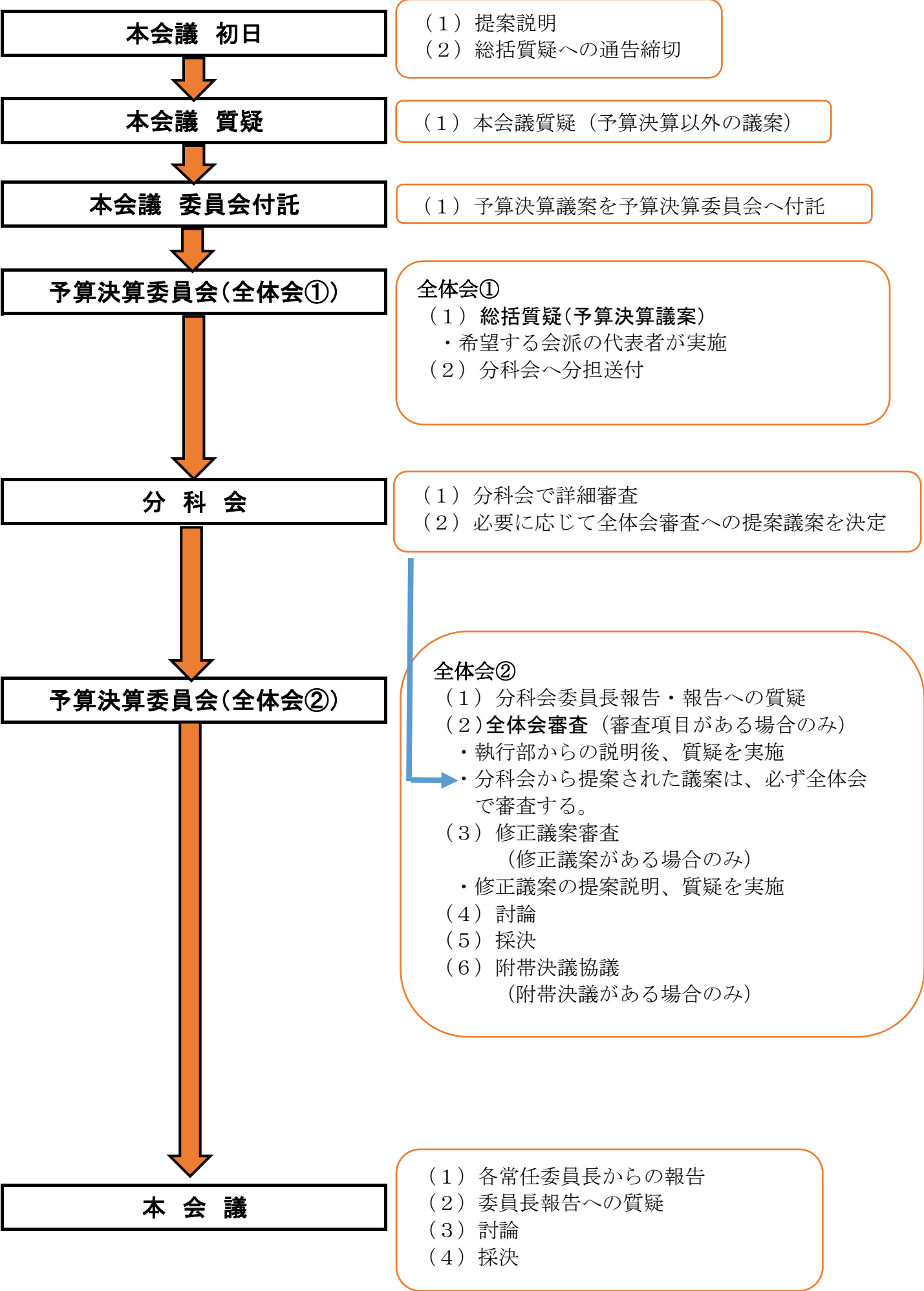
予算決算議案審査の流れ



～鈴鹿市との違い～

- ・全体会では、分科会から送られた事項及び委員からの提案により了承された事項について審査を行う。(予算修正、附帯決議、複数の分科会に関わるもの)
- ・予算常任委員会・決算常任委員会には、議案に関係する執行部が出席の上で審査を行っている。
- ・分科会長報告に対する質疑の際、執行部も同席し補足説明を行う。

○予算決算審査の流れ



総括質疑について

予算決算委員会（全体会①） 総括質疑

- ・ 1 回目（分科会前）の全体会で実施。
- ・ 審査議案は全ての予算決算議案。
- ・ 会派単位で実施。希望する会派は事前通告が必要。通告の締切時刻は、本会議質疑と同じ。
- ・ 個人でなく会派の代表者が質疑するため、全ての分科会の内容を質疑可能。
- ・ 質疑であるため自己の意見を述べることはなく、議案の中身について、疑問点のみ簡潔に発言。
- ・ 執行部の出席者は、副市長及び担当部局長等。

「協議事項」

- ① 会派のみ質疑可能とするのか。諸派と無所属も質疑可能か。
- ② 質疑の順番は代表質問と同様に、会派人数が多い順とし、同数の場合はくじ引きとするのか。それとも一般質問と同様に、通告順にするのか。
- ③ 質疑時間を本会議質疑と同様に、答弁も含めて 20 分以内とするのか。
- ④ 開催場所は、現状どおり議場とするのか。
- ⑤ 職員給与条例の一部改正のように予算議案と関連する場合、本会議質疑と総括質疑のどちらで実施するのか。

全体会審査について

予算決算委員会（全体会②） 全体会審査

「協議事項」

- ・ 全体会審査を実施するのか。

（他市の事例）

- ① 複数の分科会に関する事項や予算修正や附帯決議が想定される事項については、分科会の決定により、全体会で、再度、執行部から改めて詳細な説明を受け、委員全員で詳細な審査を実施している。（全体会審査）
- ② 分科会の総意で、全体会審査に送る事項については、採決を見送ることができる。
- ③ 審査項目がなければ実施しない。
- ④ 執行部の出席者は、副市長や担当部局長。

会派等について【R06.4.15現在】

別紙 8（第12条関係）

36

市名	会派制	会派の定義	会派に属していない議員の議運・各派への出席・発言	政務活動費の交付対象	政務活動費の交付方法
鈴鹿市	○	会派は3名以上の所属議員を有するものとし、その他2名の場合を諸派、1名の場合を無所属とする（鈴鹿市議会基本条例運用規程第4条第1項第1号）。	・議運・各派への出席 ⇒（議運）委員外議員として出席可。 （各派）出席可。 ・議運・各派での発言 ⇒（議運）委員会の許可を得て発言、 （各派）議長に発言を求められた場合のみ可。	会派	会派、諸派ごとに交付 1人の場合、無所属議員分をまとめて「無所属クラブ 代表者名」で交付
津市	○	1人から会派。	—	会派及び議員	会派ごと（1人会派含む）に交付
四日市市	○	3人以上で会派。 2人以下は「いずれの会派にも属さない議員」。 2人で「団体」を結成する場合あり。	・議運・各派への出席 ⇒ オブザーバーとして出席可。 ・議運・各派での発言 ⇒ 発言を求められた場合のみ可。	会派及び議員	会派・団体ごと（無会派1人の場合、1人ごと）に交付
伊勢市	○	1人から会派。 ただし、交渉会派となるのは3人以上の会派のみ。	・議運・各派への出席 ⇒ 1人会派でも出席可。 ・議運・各派での発言 ⇒ 3人以上の交渉会派のみ発言可。 2人以下の会派は交渉会派の許可が必要。	会派	会派ごと（1人会派含む）で交付
松阪市	○	3人以上で会派。 2人以下は「会派に所属しない議員」。	・議運・各派への出席 ⇒ 委員外議員として出席可。 ・議運・各派での発言 ⇒ 発言を求められた場合のみ可。	会派及び議員	会派ごと（無会派1人の場合、1人ごと）に交付
桑名市	○	3人以上で会派。 2人は「団体」、1人は「無所属」。	・議運・各派への出席 ⇒ 議運は委員外議員として、団体の代表者及び無所属5人のうち1人が出席可。 各派はオブザーバーとして、団体の代表者及び無所属5人全員が出席可。 ・議運・各派での発言 ⇒ 許可された場合のみ発言可。	会派及び議員	会派・団体ごと（無会派1人の場合、1人ごと）に交付
名張市	○	2人以上で会派。 1人は「無会派」。	・議運・各派への出席 ⇒ オブザーバーとして出席可。 ・議運・各派での発言 ⇒ 発言を求められた場合のみ可。	会派	会派ごと（無会派1人の場合、1人ごと）に交付
尾鷲市	○	届出を提出すれば、1人から会派（現在はなし）。	—	交付なし	—
亀山市	○	2人以上で会派。 1人は「会派に属さない議員」。	・議運・各派への出席 ⇒ 出席不可。	会派	会派ごと（無会派1人の場合、1人ごと）に交付
鳥羽市	×	会派制なし。	—	議員	全議員、1人ごとに交付
熊野市	×	会派制なし。	—	交付なし	—
いなべ市	○	2人以上で会派。 1人は「無会派」。	・議運・各派への出席 ⇒ 委員外議員として出席依頼があった場合のみ出席可。 ・議運・各派での発言 ⇒ 許可された場合のみ発言可。	会派	会派ごと（1人の場合、1人ごと）に交付
志摩市	○	1人から会派。（内規に記載）	—	会派	会派ごと（1人会派含む）に交付
伊賀市	○	2人以上で会派。 1人は「会派に属していない議員」。	・議運・各派への出席 ⇒ 委員外議員として出席可。 ・議運・各派での発言 ⇒ 許可された場合のみ発言可。	議員	全議員、1人ごとに交付

鈴鹿市議会議会運営委員会内規

（目的）

第1条 本市議会の円滑なる運営を期するため、鈴鹿市議会運営委員会（以下「委員会」という。）に必要な事項を定める。

（構成）

第2条 委員会の委員は、別表に定める各会派選出基準に基づき、各会派所属議員数の割合に応じ選出するものとする。ただし、各会派から1人は必ず選出されるものとし、別表に従って算出された人数が8人以下の場合は委員定数を8名とし、8名を超える場合は、その人数を委員定数とするため、鈴鹿市議会委員会条例第4条第2項の規定に基づき、議会の議決で定めるものとする。

2 前項の会派とは、鈴鹿市議会基本条例第12条第1項及び鈴鹿市議会基本条例運用規程第4条第1号に規定する団体を言う。

3 各会派から選出される委員が8名に満たない場合、残委員の選出については所属議員数の多い会派から順次選出するものとする。この場合において、所属議員数が同数のときはくじで決定する。

（調査・審査事項）

第3条 委員会の調査・審査事項は、地方自治法第109条第3項に規定する事項であり、具体的には、おおむね次のとおりとする。

- （1） 会期の決定及び延長に関すること。
- （2） 議事日程に関すること。
- （3） 議席に関すること。
- （4） 発言の取扱いに関すること。
- （5） 議長又は副議長及び議員の辞職に関すること。
- （6） 特別委員会の設置に関すること。
- （7） 意見書及び決議案の取扱いに関すること。
- （8） 請願書及び陳情の取扱いに関すること。
- （9） 会議規則、委員会条例等に関すること。
- （10） 議長の諮問に関すること。

（議長、委員外議員の出席）

第4条 議長は、地方自治法第105条の規定に基づき、また副議長は委員外議員として随時出席できるものとする。

2 会派に属さない2人の議員が所属する諸派は、委員会の議決許可により、一諸派につき、1人の議員を委員外議員として出席させることができるものとする。

3 委員が欠席の場合、所属会派の他の議員を委員会の議決許可により、委員外議員として出席させることができるものとする。

（委員外議員の発言等）

第5条 前条の委員外議員は、委員会の許可を得て発言できるが、討論及び表決権はないものとする。

（1人のみの無所属議員の傍聴）

第6条 会派に属さない1人のみの無所属議員の委員会出席は、傍聴によるものとする。

2 第4条第2項のうち、会派に属さない2人の議員が所属する諸派の委員外議員が欠席の場合、所属する他の1人の委員会出席は、傍聴によるものとする。

（議長の費用弁償）

第7条 第4条第1項に掲げる議長は、鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第4項の規定を適用しない。

（委員の辞任）

第8条 委員会の委員が辞任するときは、速やかに議長の許可を得なければならない。

2 委員が所属会派を離脱したときは、当該委員は委員の資格を失するものとし、前項の手続きを行うものとする。

（委任）

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、委員会において協議するものとする。

（平成3年10月1日議会運営委員会決定）

（平成4年8月25日議会運営委員会改正）

（平成4年9月17日議会運営委員会改正）

（平成11年4月1日議会運営委員会改正）

（平成16年3月15日議会運営委員会改正）

（平成23年3月23日議会運営委員会改正）

（平成25年5月1日議長決裁）

（令和5年2月22日議会運営委員会改正）

鈴鹿市議会各派代表者会議規程

平成 24 年 11 月 26 日
議 会 規 程 第 2 号

改正 平成 30 年 5 月 11 日 議会規程第 2 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、鈴鹿市議会会議規則（昭和 45 年鈴鹿市議会規則第 1 号）第 155 条第 4 項の規定に基づき、各派代表者会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 各派代表者会議は、次に定める事項に関し、各会派間の協議又は調整を行う。

- （1） 一般選挙後の初議会における諸事項に関すること。
- （2） 議会選出役員の調整に関すること。
- （3） 議員提出議案の調整に関すること。
- （4） 全員協議会に関すること。
- （5） 議員懇談会に関すること。
- （6） 議会関係各種研修及び各種行事に関すること。
- （7） 市政の課題に関すること。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、議長において必要と認めたこと。

（構成）

第 3 条 各派代表者会議は、議長、副議長及び会派の代表者（以下「会派代表者」という。）をもって構成する。

（会議）

第 4 条 各派代表者会議の会議（以下「会議」という。）は、議長が招集し、会議を主宰する。

- 2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。
- 3 会派代表者が出席できない場合は、その会派に所属する議員の中から代理による出席を認める。
- 4 各派代表者会議は、半数以上の会派代表者（前項の規定により代理出席する議員を含む。）が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 諸派の代表者は、会議に出席することができる。ただし、議長から発言を求められた場合でなければ発言することができない。なお、代理による出席は、第 3 項の規定を準用する。

（出席要求）

第 5 条 議長が必要と認める場合には、説明のため議員以外の者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第 6 条 各派代表者会議は、その会議を公開する。ただし、議長が必要と認める場合又は出席議員の半数以上の同意がある場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（公開の取扱い）

第 7 条 会議の公開の取扱いは、鈴鹿市議会委員会の例による。

（記録）

第 8 条 議長は、職員に会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

（雑則）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、各派代表者会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 11 日議会規程第 2 号）

この規程は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

正副議長の任期について

【R05.12.26現在】

市名	議長	副議長
鈴鹿市	1 年	1 年
津市	1 年	1 年
四日市市	1 年	1 年
伊勢市	1 年	1 年
松阪市	1 年	1 年
桑名市	1 年	1 年
名張市	1 年	1 年
尾鷲市	1 年	1 年
亀山市	2 年	1 年
鳥羽市	2 年	2 年
熊野市	2 年	2 年
いなべ市	2 年	2 年
志摩市	2 年	1 年
伊賀市	1 年	1 年

【参考】申合せや慣例による議長の任期（令和4年全国市議会議長会調査結果）

任期 1 年	任期 2 年	任期 4 年
1 8 1 （ 2 8 . 4 % ）	4 4 7 （ 7 0 . 1 % ）	1 0 （ 1 . 6 % ）

単位：市の数

役員改選にかかる申し合わせ事項 【令和 5 年 5 月】

1 三役立候補者について

- ① 議長立候補者は、3 名の推薦人を必要とする。
- ② 副議長立候補者、監査委員立候補者は、各 2 名の推薦人を必要とする。
- ③ 議長立候補者は、立候補表明演説を行うこととする。
- ④ 三役立候補者は、委員会における正副委員長への就任を控える。

2 三役の申し合わせ任期は、従来どおりとするが、「再任は妨げない」とする。
任期中は、三役いずれかへの複数回立候補については、推薦人制を採用することから、推薦人があれば、これを認める。

3 議長は常任委員会に所属しない。

4 三役立候補届出について

届出用紙による。（様式 1－1～1－3）

届出者は立候補者本人とする。

（議会事務局長に対し、局長室へ本人が直接届出る）

届出の受付期間 5 月 1 0 日（水） 午後 1 時から午後 4 時まで

5 月 1 1 日（木） 午前 9 時 3 0 分から正午まで

5 議長立候補者表明演説会について

- ・日時 5 月 1 1 日（木） 午後 2 時 ・会場 議場
- ・時間設定 1 5 分以内 ・質疑の有無 無
- ・演説の順番 抽選 ・公開の有無 公開

6 選挙について

- ・正副議長 本会議（5 月 1 2 日）において投票とする。（記載台を使用する）
- ・監査委員 議員懇談会（5 月 1 1 日）において投票とする。

なお、市長提出議案である監査委員の候補者を選出するための選挙について、その結果の得票数は、当選に至らなかった候補者の立場を考慮し、公表しない。また、立候補者が 1 名の場合、投票を実施せず、各派代表者会議を経て議員懇談会で紹介する。

7 常任委員会の所属について

- ・副議長は、総務委員会に所属する。
- ・監査委員は文教環境委員会、予算決算委員長は地域福祉委員会に所属する。
- ・正副委員長は、会派所属議員から選出する。なお、年度途中において、会派異動等により常任委員会正副委員長が会派所属議員でなくなった場合は正副委員長の職を交代する。

役 職 一 覧

役 職 名	定 数 (議員)	任 期 (法定)	申合せ任期	備 考
議長	1	議員の任期中	1 年	
副議長	1	議員の任期中	1 年	
監査委員	1	議員の任期中	1 年	
常任委員（予算決算）	2 5	1 年	条例どおり	正副議長、 監査委員を 除く
（総 務）	7	1 年	条例どおり	副議長
（文教環境）	7	1 年	条例どおり	監査委員
（地域福祉）	7	1 年	条例どおり	予算決算委 員長
（産業建設）	6	1 年	条例どおり	
議会運営委員	8	1 年	条例どおり	
（特別委員）				
広報広聴会議 （会派の代表者）	会派から 各 1 名	—	—	会派長
議会だより編集会議 （副議長が編集長、副 議長所属会派を除く会 派から各 1 名）	会派から 各 1 名	—	1 年	
三重県後期高齢者医療 広域連合議会議員	1	議員の任期中	議長充て職	
鈴鹿亀山地区広域連合 議会議員	8	議員の任期中	1 年	（議長） （監査）

議選監査委員の取り扱いについて

【R06.4.8現在】

44

市名	任期	議選監査委員に係る取り扱いについて				
		代表質問、一般質問、 質疑、討論等	所属委員会	正副委員長への就任	予算決算委員会	備考
鈴鹿市	1年	控える	文教環境委員会に所属する	控える	属さない	
津市	1年	控える	特定の委員会への所属は決 まっていない	制限していない	予算決算委員会設置なし	・ 退任後の決算審査まで一般質 問及び質疑を自粛
四日市市	1年と2年	すべて実施できる	特定の委員会への所属は決 まっていない	制限していない	予算委員会は属している 決算委員会は属していない	
伊勢市	1年	決まりはない	特定の委員会への所属は決 まっていない	制限していない	予算委員会は属している 決算委員会は属していない	
松阪市	1年	控える	特定の委員会への所属は決 まっていない	制限していない	属さない	
桑名市	1年	控える	特定の委員会への所属は決 まっていない	控える	予算委員会は属している 決算委員会は属していない	
名張市	1年	決まりはない	総務企画委員会に所属する	控える	属している	・ 決算については質疑を控える
尾鷲市	1年	一般質問のみ控える	1つの常任委員会しかないが 属する	制限していない	属している	
亀山市	1年	控える	特定の委員会への所属は決 まっていない	制限していない	属している	・ 議案提出も控える ・ 決算質疑不可、予算質疑可能
鳥羽市	2年	決まりはない	特定の委員会への所属は決 まっていない	控える	属している	
熊野市	2年	決まりはない	特定の委員会への所属は決 まっていない	制限していない	属している	
いなべ市	2年	控える	特定の委員会への所属は決 まっていない	制限していない	属している	・ 一般質問は年1回程度可能（先 例では決まっていない）
志摩市	1年	決まりはない	特定の委員会への所属は決 まっていない	制限していない	属している	・ 決算について知りえたことは 質問しない
伊賀市	1年	控える	特定の委員会への所属は決 まっていない	制限していない	予算委員会は属している 決算委員会は属していない	

※決まりはないとする市でも、控
えるとしている市が多い

※制限していない場合も、就任の
事例はないとする市が多い

常任委員及び正副委員長の任期・立候補制の有無について

【R06.4.8現在】

市名	常任委員	正副委員長	委員長 立候補制の有無
鈴鹿市	1年	1年	無
津市	1年	1年	無
四日市市	2年	1年 (2年連続の場合あり)	無
伊勢市	1年	1年	無
松阪市	1年	1年	無
桑名市	2年	2年	無
名張市	1年	1年	無
尾鷲市	4年	1年	無
亀山市	1年	1年	無
鳥羽市	2年	2年	無
熊野市	1年	1年	無
いなべ市	2年	2年	無
志摩市	2年	2年	自薦・他薦あり (実態は指名推薦)
伊賀市	1年	1年	無

【参考】委員会条例で定められた委員の任期（令和4年全国市議会議長会調査結果）

任期1年	任期2年	任期4年	その他
184（22.6%）	534（65.5%）	67（8.2%）	30（3.7%）

単位：市の数

鈴鹿市議会委員会条例

〔 昭和 35 年 3 月 29 日 〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正	昭和 38 年 3 月 28 日	条例第 1 号	平成 12 年 3 月 28 日	条例第 29 号
	昭和 39 年 2 月 20 日	条例第 3 号	平成 12 年 5 月 17 日	条例第 31 号
	昭和 39 年 5 月 20 日	条例第 30 号	平成 15 年 9 月 30 日	条例第 32 号
	昭和 42 年 8 月 16 日	条例第 24 号	平成 16 年 3 月 26 日	条例第 22 号
	昭和 44 年 5 月 1 日	条例第 26 号	平成 17 年 3 月 31 日	条例第 17 号
	昭和 45 年 3 月 31 日	条例第 11 号	平成 19 年 6 月 26 日	条例第 25 号
	昭和 50 年 11 月 15 日	条例第 38 号	平成 20 年 3 月 28 日	条例第 16 号
	昭和 59 年 3 月 30 日	条例第 19 号	平成 20 年 5 月 16 日	条例第 18 号
	平成 2 年 5 月 17 日	条例第 19 号	平成 23 年 6 月 29 日	条例第 15 号
	平成 3 年 9 月 20 日	条例第 23 号	平成 24 年 3 月 27 日	条例第 15 号
	平成 4 年 7 月 1 日	条例第 30 号	平成 24 年 11 月 26 日	条例第 29 号
	平成 8 年 3 月 26 日	条例第 12 号	平成 25 年 2 月 22 日	条例第 2 号
	平成 8 年 5 月 16 日	条例第 15 号	平成 27 年 3 月 24 日	条例第 15 号
	平成 9 年 3 月 25 日	条例第 34 号	平成 28 年 3 月 24 日	条例第 19 号
	平成 11 年 3 月 25 日	条例第 13 号	令和 4 年 9 月 12 日	条例第 18 号
			令和 5 年 3 月 24 日	条例第 14 号

（常任委員会の設置）

第 1 条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第 2 条 議員（議長を除く。）は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

名 称	定 数	所 管
総務委員会	7 名	危機管理部、政策経営部、総務部、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
文教環境委員会	7 名	教育委員会、文化スポーツ部及び環境部の所管に属する事項
地域福祉委員会	7 名	地域振興部、子ども政策部及び健康福祉部の所管に属する事項
産業建設委員会	6 名	産業振興部、土木部、都市整備部、上下水道局及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算委員会	25 名	予算及び決算に関する事項

（常任委員の任期）

第 3 条 常任委員の任期は、1 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前 30 日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議会運営委員会の設置）

第 4 条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）

第 5 条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

（特別委員会の設置等）

第 6 条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

（委員の選任）

第 7 条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長
の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 3 項の例による。

（委員長及び副委員長）

第 8 条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第 9 条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決
めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長の議事整理権・秩序保持権）

第 10 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第 11 条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を
行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長及び副委員長の辞任）

第 12 条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければなら
ない。

第 19 条（議会広報広聴の充実）について

鈴鹿市議会基本条例

第 5 章 議会の組織・会議の運営 （議会広報広聴の充実）

第 19 条 議会は、議会活動に関し市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握するため、その効果的な手法を協議する広報広聴会議を設置する。

〔第 19 条解説〕

本条例制定以前は、広報広聴委員会があり、主に議会だよりの編集を行ってきましたが、ここで規定する広報広聴会議は、これをさらに発展させ、第 2 条（議会の活動原則）に明記している原則に則り、第 4 条から第 7 条にも規定する市民との情報共有を図ることや市民の意見を把握するために、どのような手法によって行っていくべきかを総合的に協議する会議です。この会議では議会だよりやホームページ等の広報媒体の告知内容を協議することのほか、第 6 条に規定する市民への報告等の手法等についても検討することとします。また、この会議は、地方自治法第 100 条第 12 項に規定する協議又は調整を行うための場とし、議会の公的な会議として位置付けるものです。

〔広報広聴会議・議会だより編集会議の位置付け等〕

	広報広聴会議	議会だより編集会議
設置根拠	議会基本条例第 19 条 会議規則第 155 条第 1 項	広報広聴会議規程第 4 条第 6 項 （広報広聴会議は、別に定めるところにより、鈴鹿市議会だよりの編集に関し協議又は調整を行うため、鈴鹿市議会だより編集会議を置くことができる。）
運用規程	広報広聴会議規程	議会だより編集会議に関する内規
所掌事項	議会活動に関する市民との情報共有及び市民意見把握のための効果的な手法に関する協議調整	鈴鹿市議会だより編集に関する協議調整
構成	議長、副議長、会派の代表者	副議長、会派選出議員
諸派の取扱い	代表者が会議に出席できるが、議長から発言を求められた場合のみ発言できる。	出席できない（出席できるとする規定がない）。
先例集	議会報、議会ホームページ、議会報告会、その他議会の広報広聴に関し必要な事項を協議する。なお、議会報の具体的な編集は、議会だより編集会議が行う。（先例集 P82）	議会報を編集するために議会だより編集会議を設置している。（先例集 P82）

報酬を検討するに当たって留意すべき点

鈴鹿市議会基本条例

第 6 章 議員の政治倫理及び報酬

（議員報酬）

第 25 条 議員報酬（法第 203 条第 1 項に規定する議員報酬をいう。）の見直しを提案するに当たっては、法第 74 条第 1 項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、市民等から幅広く意見を聴取し、市政の現状、将来の展望を十分考慮しながら委員会又は議員が提案するものとする。

〔第 25 条解説〕

議員報酬について、議会から見直しを提案する場合の考え方を定めています。市民からの直接請求や市長が提案する場合を除き、議員が議員報酬改正議案を提出する場合は、市民の意見聴取や市政の現状、将来に渡っての展望などを十分に考慮した上で提案することを定めています。

【参考 1：本市議会の議員報酬（月額）の変遷（平成以降）】

適用年月	議長	副議長	議員
平成 2 年 4 月	540,000 円	470,000 円	420,000 円
平成 4 年 4 月	570,000 円	500,000 円	450,000 円
平成 6 年 10 月	600,000 円	525,000 円	475,000 円
平成 9 年 4 月	620,000 円	545,000 円	490,000 円
平成 16 年 4 月	613,000 円	539,000 円	485,000 円

【参考 2：本市議会の議員報酬（期末手当支給割合等）の変遷（平成 16 年以降）】

適用年月	支給割合（％）	加算率（％）
～平成 16 年 3 月	405	20
平成 16 年 4 月	380	20
平成 18 年 4 月	385	20
平成 21 年 12 月	370	20
平成 22 年 4 月	355	20
平成 22 年 12 月	335	20
平成 26 年 12 月	350	20
平成 28 年 4 月	360	20

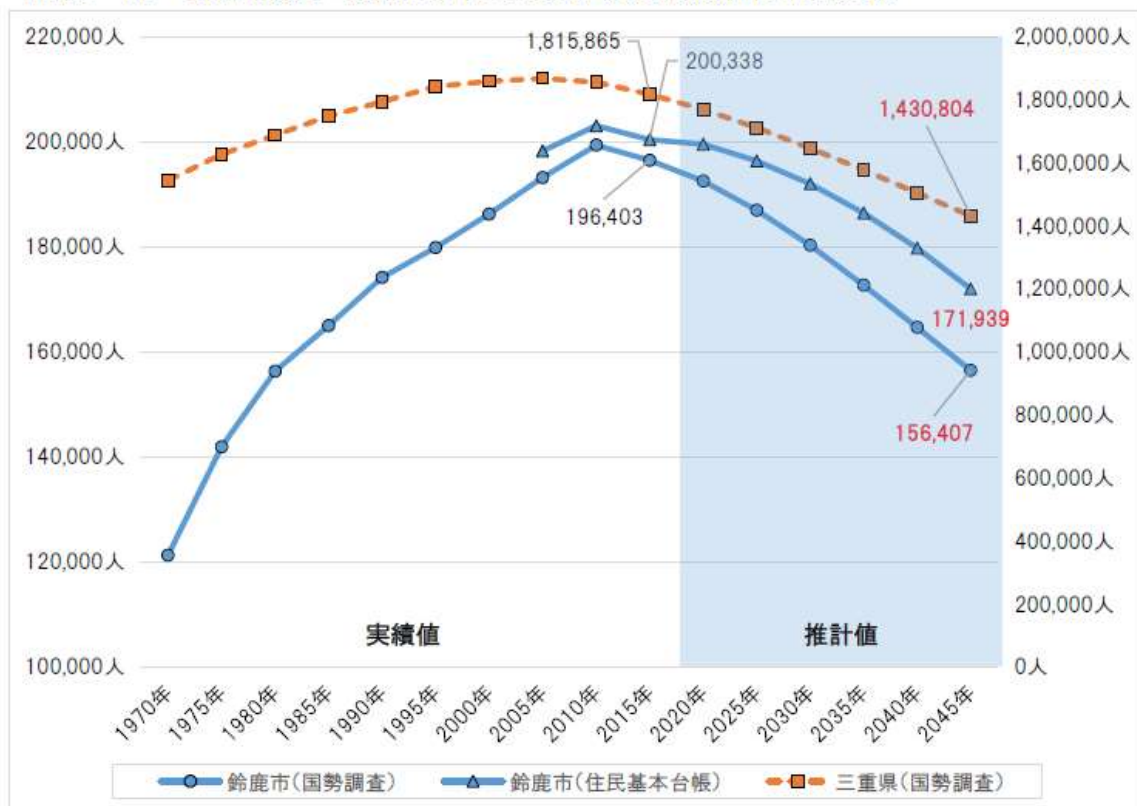
本市の人口・財政状況等について

1 人口動向分析

(1) 総人口の推移と将来推計【人口ビジョン(R2.3)より】

本市における国勢調査結果に基づく人口推移(実績値)及び国勢調査結果に基づく社人研の将来推計人口(推計値)と、同様に住民基本台帳の総人口の推移及び住民基本台帳に基づき本市独自に行った2020(令和2)年から2045(令和27)年までの将来的な人口動向を示したのが、次のグラフです。

【図表 1】 鈴鹿市及び三重県の5年ごとの人口及び将来推計人口の推移



※ 国勢調査結果，社人研推計，住民基本台帳，本市独自推計より作成

本市の総人口は、国勢調査結果及び住民基本台帳とも2010(平成22)年をピークに、減少に転じています。社人研推計によると、2045(令和27)年では、156,407人と予想され、2015(平成27)年の人口から約4万人の減少が見込まれます。一方、住民基本台帳に基づく本市独自の人口推計では、約3万人の減少が見込まれます。

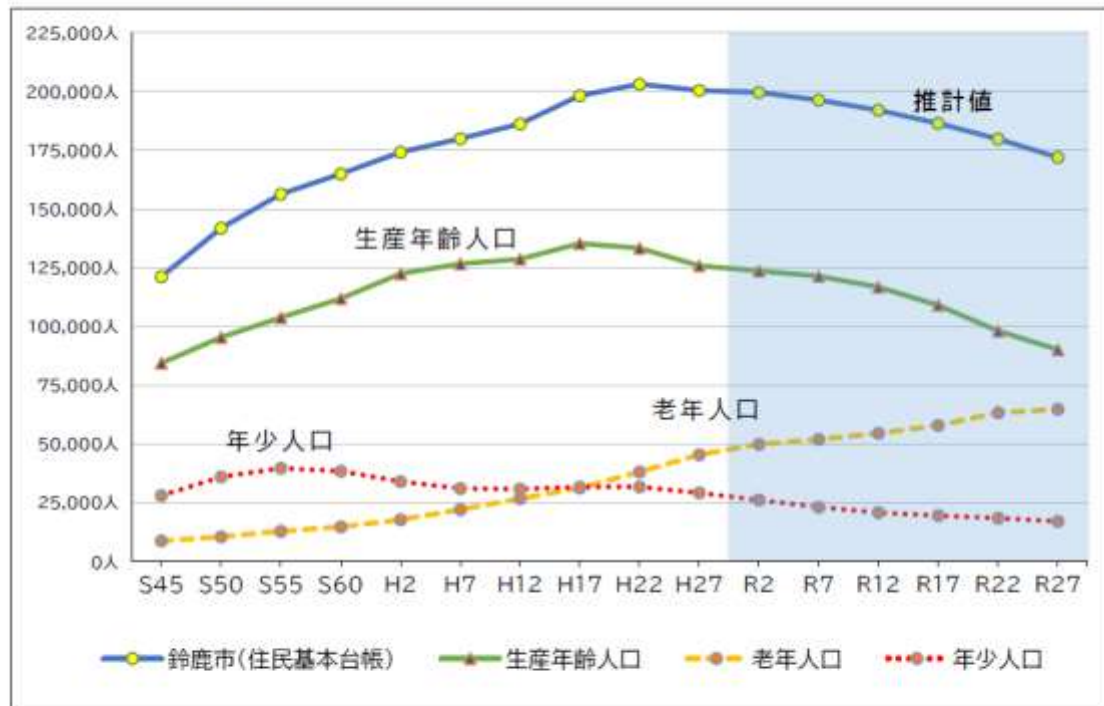
三重県の全体の人口は、2005(平成17)年の1,866,963人をピークに減少に転じています。同じく社人研推計による2045(令和27)年では、1,430,804人と予想され、2015(平成27)年の人口1,815,865人から約38万5千人の減少が見込まれます。

（2）年齢別人口の推移及び将来推計

【人口ビジョン(R2.3)より】

本市における 1970(昭和 45)年から 2015(平成 27)年までの人口推移(実績値)及び 2020(令和 2)年から 2045(令和 27)年までの将来推計人口(推計値)について、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分で人口推移を見たのが次のグラフです。

図表 年齢3区分別人口の推移（鈴鹿市）



※2015（平成27）年までの3区分人口は国勢調査，2020（令和2）年以降の総人口は住民基本台帳に基づく本市独自の人口推計値より作成

本市では、生産年齢人口が戦後から 2005(平成 17)年頃まで増加を続けましたが、2010(平成 22)年に減少に転じ、現在まで減少が続いており、今後においても減少することが推計されています。

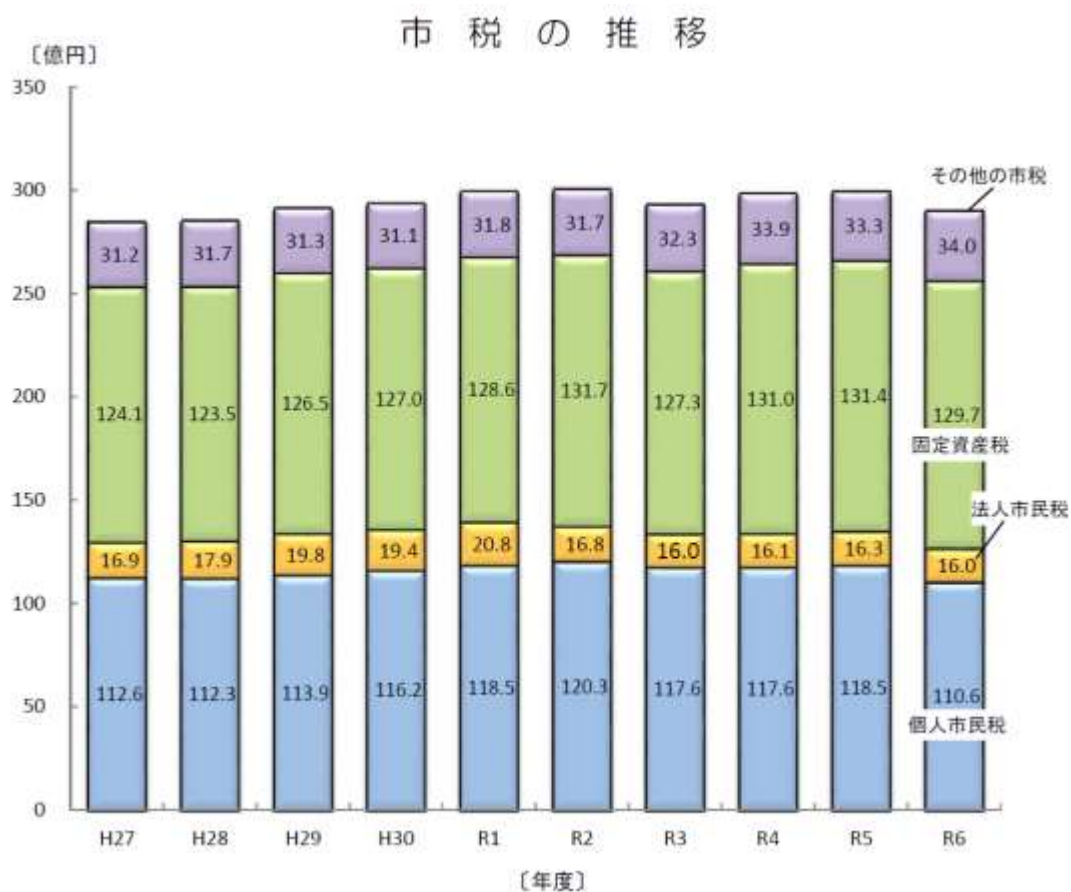
年少人口は、第2次ベビーブーム時には増加しましたが、それ以降は減少傾向が続いています。

老年人口は、2005(平成 17)年以降は年少人口を上回り、一貫して増加を続けています。

2 財政状況【令和6年度 予算資料より】

(1)市税の推移について

市税収入は、R4まで(決算ベース)は、ほぼ横ばいとなっています。今後も、市税収入は、大幅な増収を見込むことは難しいと思われます。



※R4 以前は決算額、R5 は第 7 号補正後の予算、R6 は当初予算額

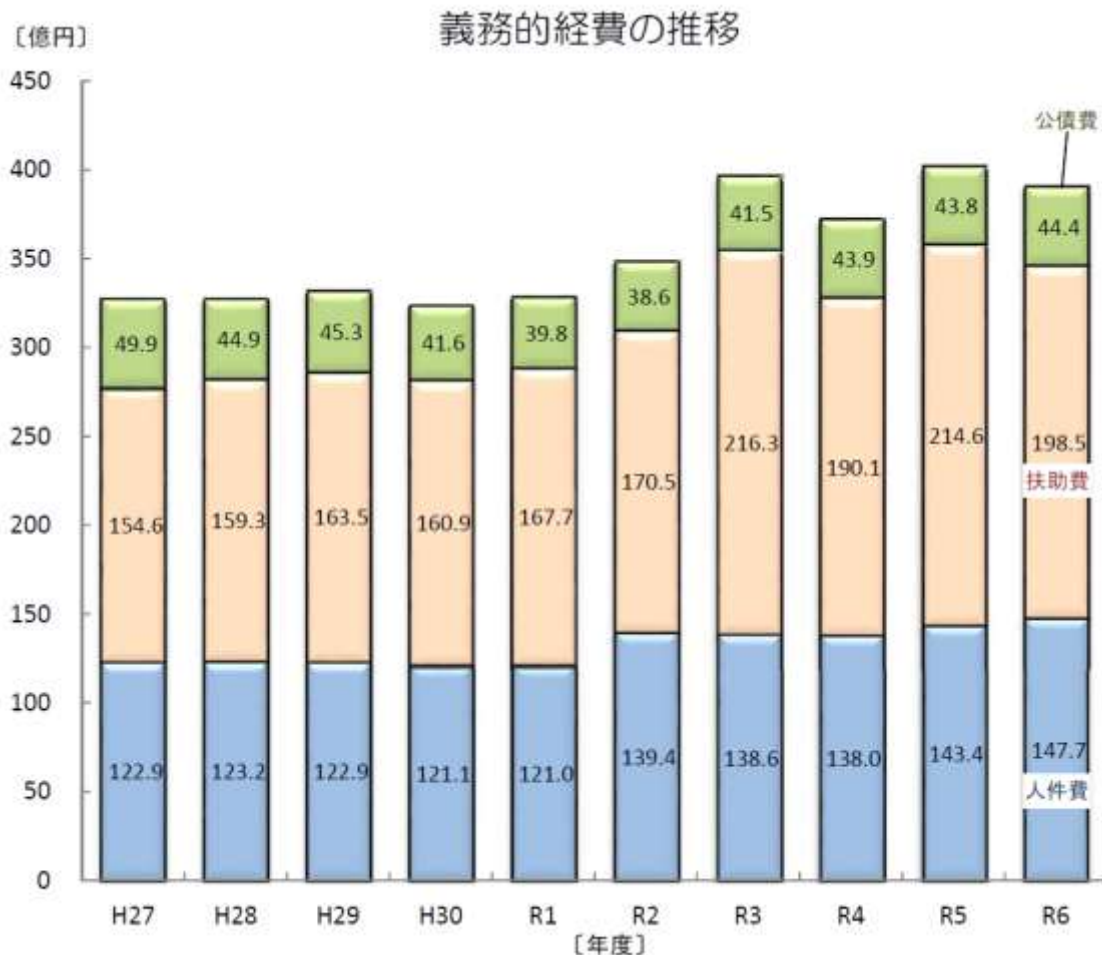
(2)義務的経費について

義務的経費とは、法令や性質上、支出が決められており、裁量的に減額が難しい経費で、人件費、公債費、扶助費があります。

人件費は、令和2年度からの会計年度任用職員制度の開始に伴い、物件費で計上していたものを人件費で計上することになったことや、人事院勧告の内容に準じ処遇改善を継続して行っていること等により増加傾向にあります。

公債費は、市債の元利償還金の中で、令和2年度まで減少していましたが、令和3年度から清掃センターの大規模改修に係る市債の償還により増加しています。今後、公共施設の老朽化に伴う改修等により一層の増加が見込まれます。

扶助費は、福祉政策に要する経費で、少子化高齢化の進展により近年増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれます。



※R4以前は決算額、R5は第7号補正後の予算額、R6は当初予算計上額

(3)公共施設等の将来更新費用について【公共施設等総合管理計画(R6.4)より】

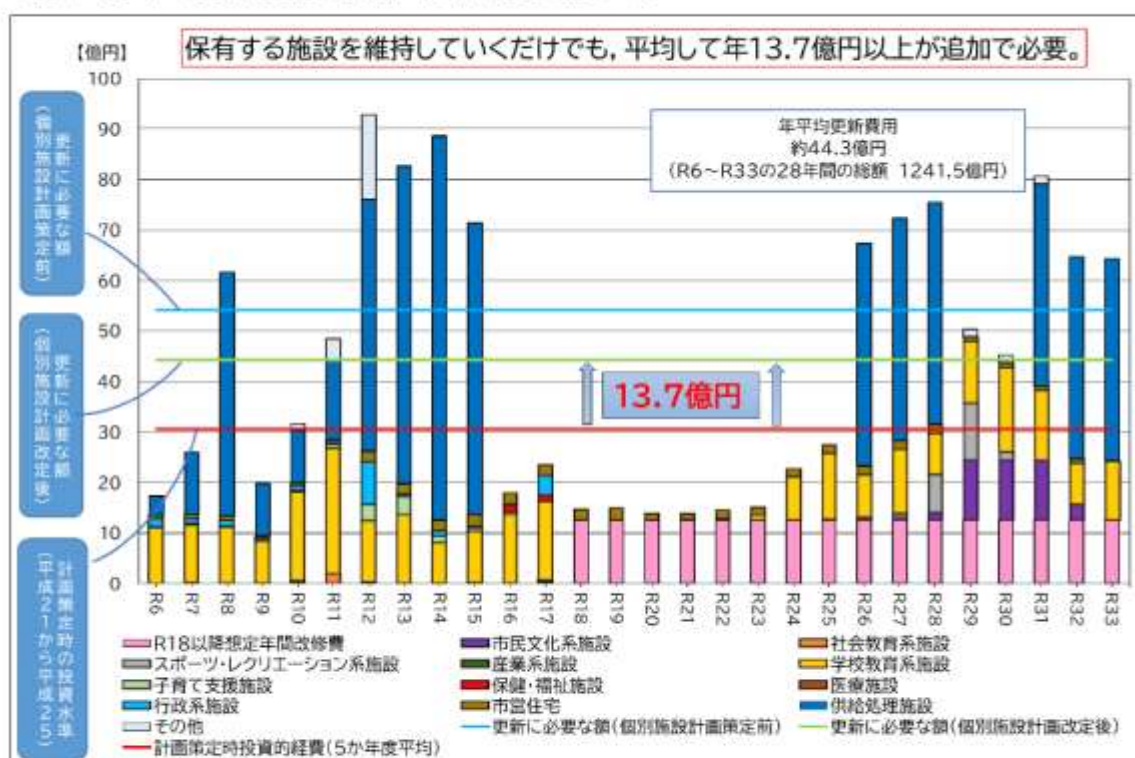
①公共建築物

2024(令和6)年度から 2051(令和 33)年度の 28 年間の更新費用総額は1,241.5 億円、1 年当たり平均は約 44.3 億円となっています。

計画策定時の直近5か年度平均の公共建築物に係る投資的経費の水準は、30.6億円(赤のライン)であり、今後はこの約1.45倍の更新費用が見込まれることになり、現在保有する施設を維持していくだけでも、平均して年13.7億円が追加で必要ということになります。

(2) 公共建築物の将来更新費用

図表 将来の更新費用の推計（公共建築物のみ）



計画策定時5か年度（H21～H25）平均投資的経費との比較

計画策定時5か年度平均 投資の経費	1年当たり 将来更新費用	比率
30.6億円	44.3億円	1.45倍

②インフラ(道路、上下水道等)

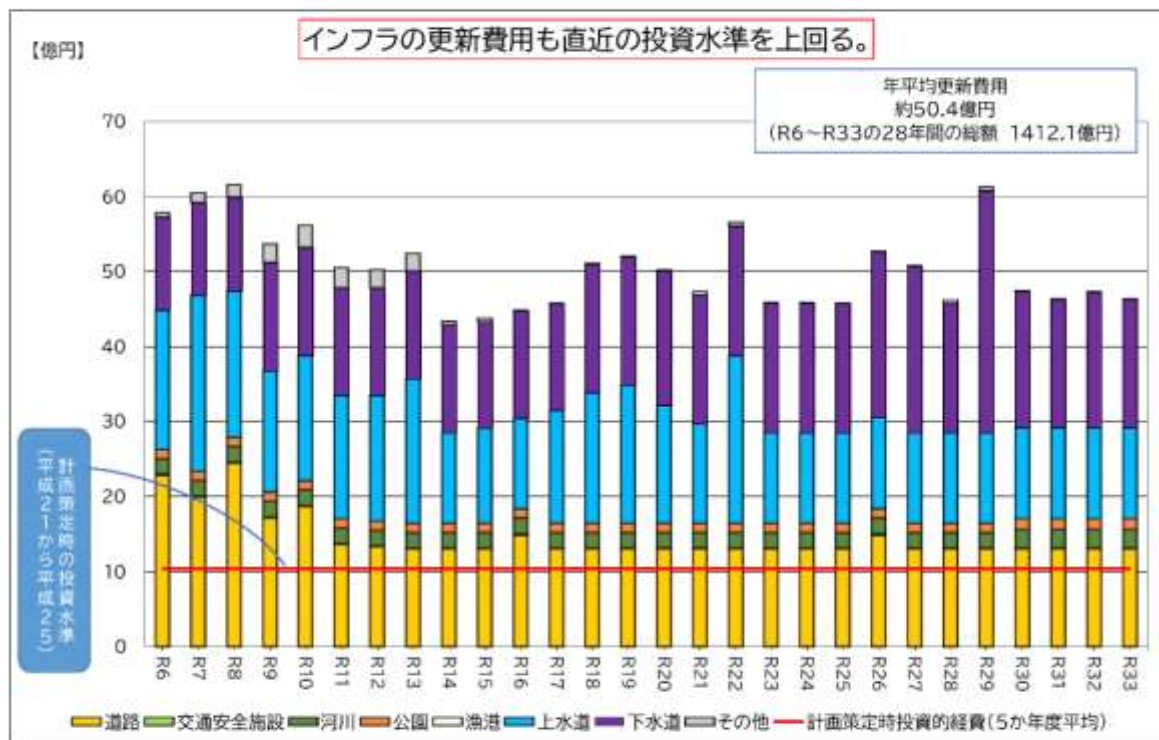
2024(令和6年)度から 2051(令和 33)年度の 28 年間での更新費用総額は 1,412.1 億円、1年当たり平均は 50.4 億円となっています。

計画策定時の直近5か年度平均のインフラに係る投資的経費の水準は、10.4 億円(赤のライン)であり、今後はこの約 4.85 倍もの更新費用が見込まれることとなります。

特に、道路と上下水道の更新費用負担が大きくなっていることが見て取れます。

(3) インフラ施設の将来更新費用

図表 将来の更新費用の推計（インフラ）



計画策定時5か年度（H21～H25）平均投資的経費との比較

計画策定時5か年度平均 投資的経費	1年当たり 将来更新費用	比率
10.4億円	50.4億円	4.85倍

他市議会との比較について（三重県14市）

別紙19（第25条関係）

■ 議長

No.	団体名		報酬月額(円)	期末手当			総支給額 (円)	議員定数 (人)	人口 (人) R6.4.1現在	R 6 年度一般会計 当初予算 (千円)	R 4 年度 財政力指数
	都道府県	市	議長	支給割合 (%)	加算率 (%)	支給額(円)					
1	三重県	津市	670,000	420	20	3,376,800	11,416,800	34	269,669	118,082,000	0.68
2	三重県	四日市市	693,000	340	45	3,416,490	11,732,490	34	306,634	137,320,000	1.13
3	三重県	伊勢市	564,000	340	20	2,301,120	9,069,120	24	119,706	54,949,000	0.58
4	三重県	松阪市	558,000	330	20	2,209,680	8,905,680	28	156,711	73,097,606	0.58
5	三重県	桑名市	590,000	350	20	2,478,000	9,558,000	26	138,679	63,949,752	0.81
6	三重県	鈴鹿市	613,000	360	20	2,648,160	10,004,160	28	195,018	74,470,000	0.88
7	三重県	名張市	583,000	360	20	2,518,560	9,514,560	18	74,780	29,466,000	0.65
8	三重県	尾鷲市	425,000	315	20	1,606,500	6,706,500	10	15,713	10,749,133	0.34
9	三重県	亀山市	495,000	390	20	2,316,600	8,256,600	18	49,177	22,210,000	0.84
10	三重県	鳥羽市	443,000	325	20	1,727,700	7,043,700	13	16,649	12,600,000	0.41
11	三重県	熊野市	440,000	340	20	1,795,200	7,075,200	12	15,109	13,362,951	0.25
12	三重県	いなべ市	495,000	340	15	1,935,450	7,875,450	18	44,573	24,900,000	0.79
13	三重県	志摩市	470,000	295	20	1,663,800	7,303,800	18	44,746	26,934,413	0.38
14	三重県	伊賀市	530,000	330	20	2,098,800	8,458,800	22	85,340	46,499,286	0.61
平均			540,643	345	21	2,292,347	8,780,061	22	109,465	50,613,582	0.64

■ 副議長

No.	団体名		報酬月額(円)	期末手当			総支給額 (円)	議員定数 (人)	人口 (人) R6.4.1現在	R 6 年度一般会計 当初予算 (千円)	R 4 年度 財政力指数
	都道府県	市	副議長	支給割合 (%)	加算率	支給額(円)					
1	三重県	津市	610,000	420	20	3,074,400	10,394,400	34	269,669	118,082,000	0.68
2	三重県	四日市市	631,000	340	45	3,110,830	10,682,830	34	309,719	137,320,000	1.13
3	三重県	伊勢市	506,000	340	20	2,064,480	8,136,480	24	121,770	54,949,000	0.58
4	三重県	松阪市	498,000	330	20	1,972,080	7,948,080	28	156,711	73,097,606	0.58
5	三重県	桑名市	510,000	350	20	2,142,000	8,262,000	26	138,679	63,949,752	0.81
6	三重県	鈴鹿市	539,000	360	20	2,328,480	8,796,480	28	196,461	74,470,000	0.88
7	三重県	名張市	502,000	360	20	2,168,640	8,192,640	18	76,190	29,466,000	0.65
8	三重県	尾鷲市	353,000	315	20	1,334,340	5,570,340	10	16,319	10,749,133	0.34
9	三重県	亀山市	420,000	390	20	1,965,600	7,005,600	18	49,503	22,210,000	0.84
10	三重県	鳥羽市	375,000	325	20	1,462,500	5,962,500	13	17,215	12,600,000	0.41
11	三重県	熊野市	370,000	340	20	1,509,600	5,949,600	12	15,738	13,362,951	0.25
12	三重県	いなべ市	420,000	340	15	1,642,200	6,682,200	18	44,797	24,900,000	0.79
13	三重県	志摩市	399,000	295	20	1,412,460	6,200,460	18	46,159	26,934,413	0.38
14	三重県	伊賀市	467,000	330	20	1,849,320	7,453,320	22	87,168	46,499,286	0.61
平均			471,429	345	21	2,002,638	7,659,781	22	110,436	50,613,582	0.64

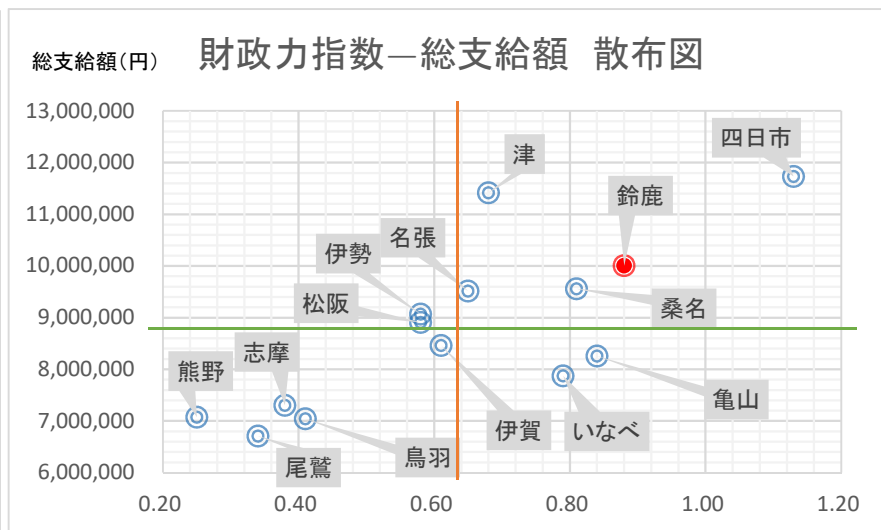
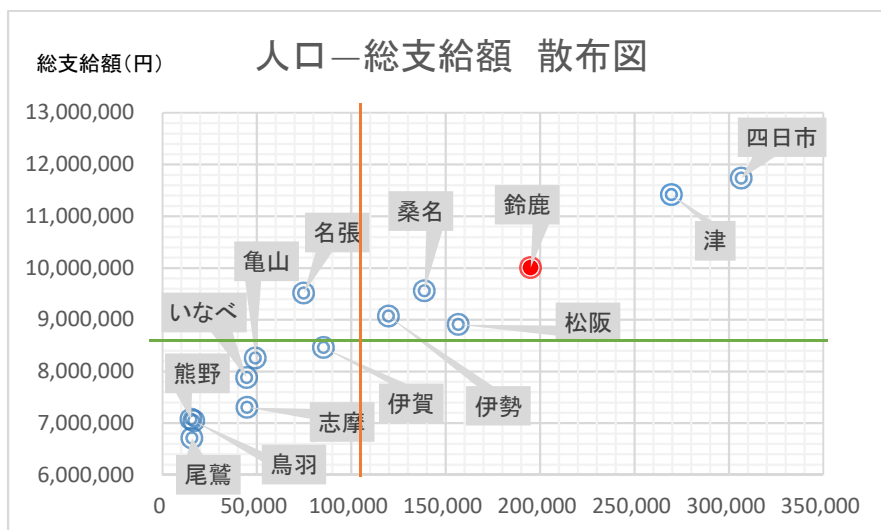
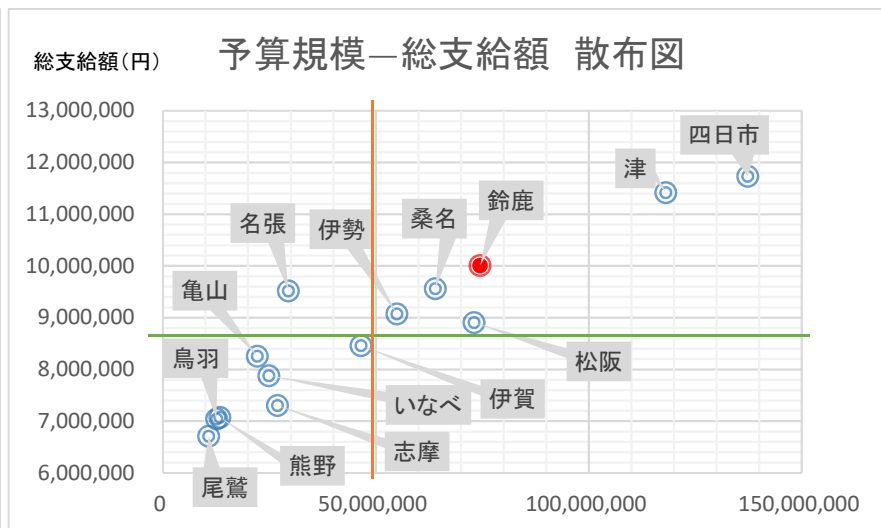
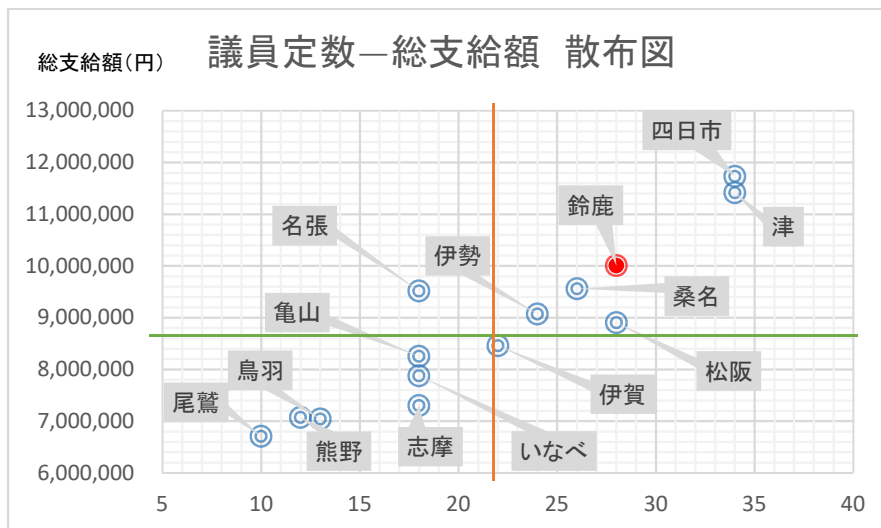
■ 議員

No.	団体名		報酬月額(円)	期末手当			総支給額 (円)	議員定数 (人)	人口 (人) R6.4.1現在	R 6 年度一般会計 当初予算 (千円)	R 4 年度 財政力指数
	都道府県	市	議員	支給割合 (%)	加算率	支給額(円)					
1	三重県	津市	550,000	420	20	2,772,000	9,372,000	34	269,669	118,082,000	0.68
2	三重県	四日市市	591,000	340	45	2,913,630	10,005,630	34	309,719	137,320,000	1.13
3	三重県	伊勢市	448,000	340	20	1,827,840	7,203,840	24	121,770	54,949,000	0.58
4	三重県	松阪市	440,000	330	20	1,742,400	7,022,400	28	156,711	73,097,606	0.58
5	三重県	桑名市	460,000	350	20	1,932,000	7,452,000	26	138,679	63,949,752	0.81
6	三重県	鈴鹿市	485,000	360	20	2,095,200	7,915,200	28	196,461	74,470,000	0.88
7	三重県	名張市	460,000	360	20	1,987,200	7,507,200	18	76,190	29,466,000	0.65
8	三重県	尾鷲市	321,000	315	20	1,213,380	5,065,380	10	16,319	10,749,133	0.34
9	三重県	亀山市	390,000	390	20	1,825,200	6,505,200	18	49,503	22,210,000	0.84
10	三重県	鳥羽市	335,000	325	20	1,306,500	5,326,500	13	17,215	12,600,000	0.41
11	三重県	熊野市	340,000	340	20	1,387,200	5,467,200	12	15,738	13,362,951	0.25
12	三重県	いなべ市	390,000	340	15	1,524,900	6,204,900	18	44,797	24,900,000	0.79
13	三重県	志摩市	370,000	295	20	1,309,800	5,749,800	18	46,159	26,934,413	0.38
14	三重県	伊賀市	423,000	330	20	1,675,080	6,751,080	22	87,168	46,499,286	0.61
平均			428,786	345	21	1,822,309	6,967,738	22	110,436	50,613,582	0.64

※各数値は令和 6 年 4 月12日現在における各市のウェブサイト（議員報酬は例規集）で確認したものである。
※背景色赤は各数値の最大値、背景色青は各数値の最小値を示している。

他市議会との比較について（三重県14市：議長）

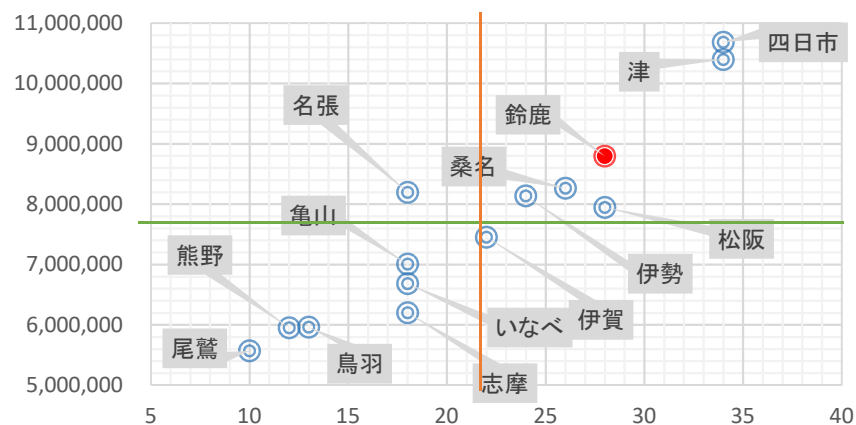
別紙19（第25条関係）



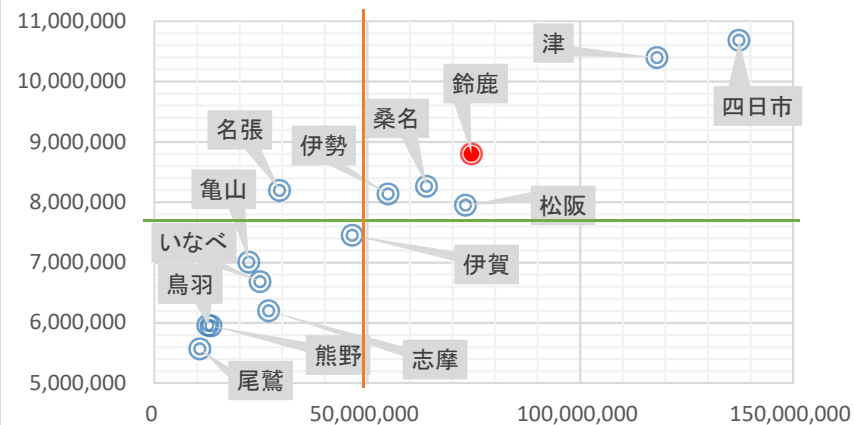
他市議会との比較について（三重県14市：副議長）

別紙19（第25条関係）

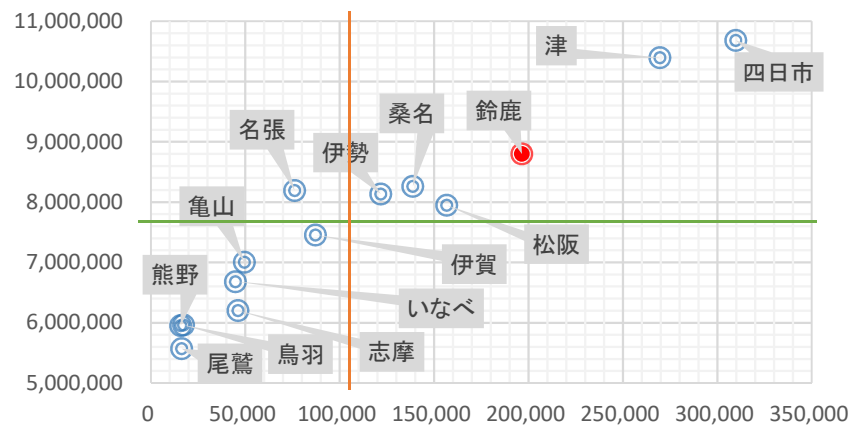
総支給額(円) 議員定数—総支給額 散布図



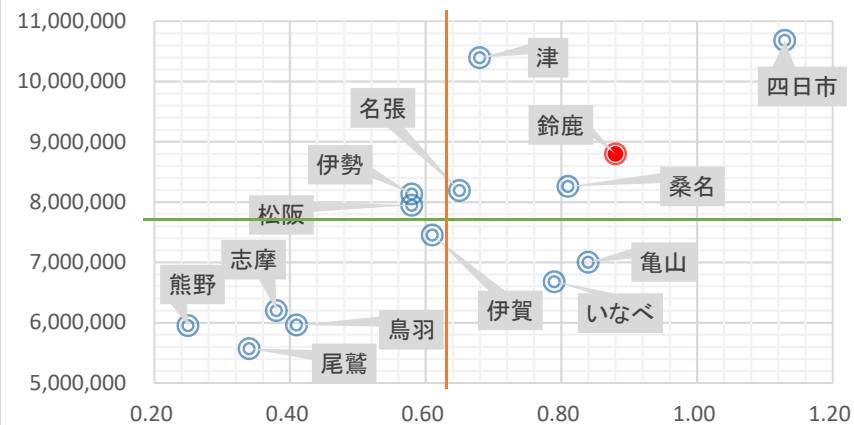
総支給額(円) 予算規模—総支給額 散布図



総支給額(円) 人口—総支給額 散布図

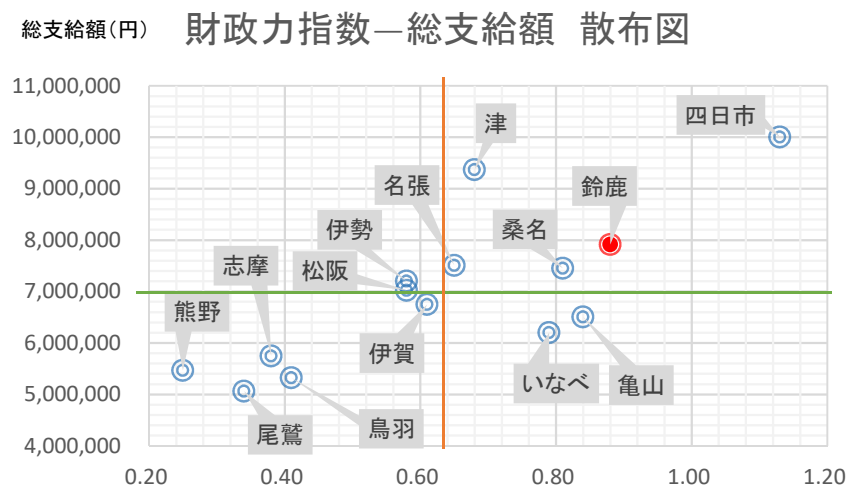
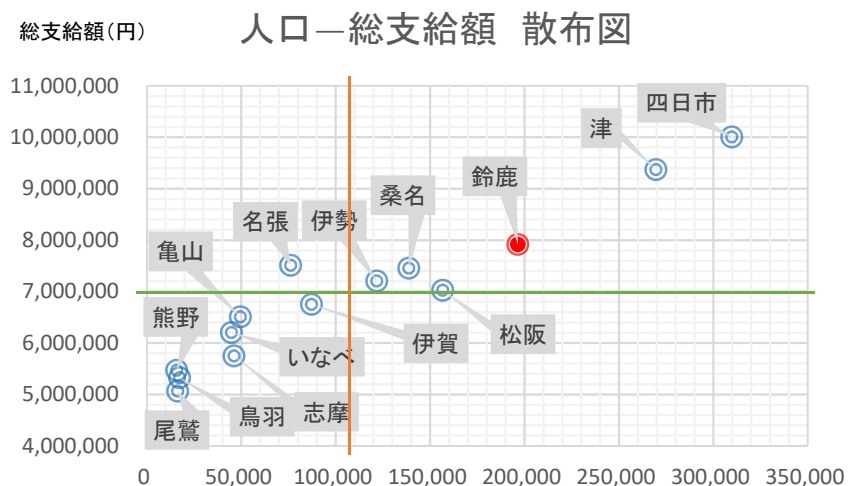
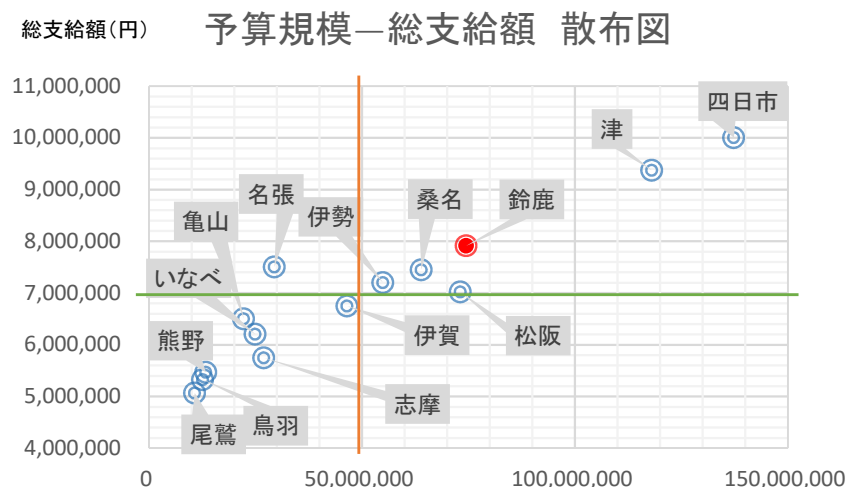
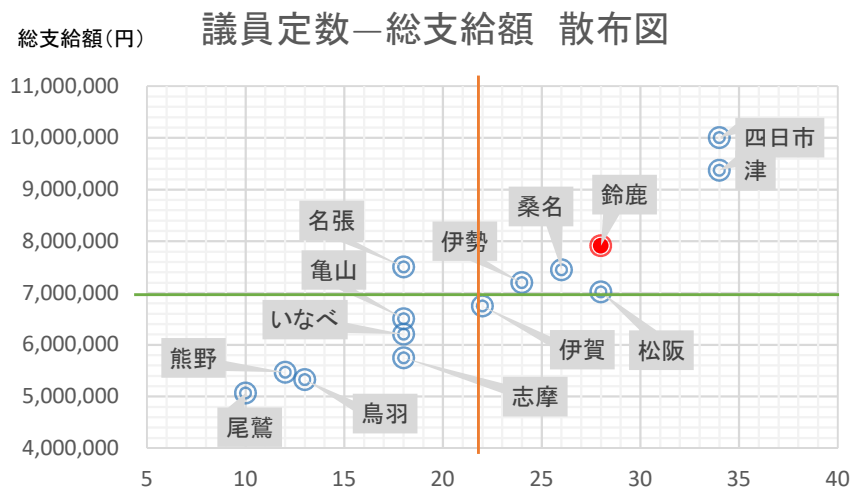


総支給額(円) 財政力指数—総支給額 散布図



他市議会との比較について（三重県14市：議員）

別紙19（第25条関係）



他市議会との比較について（類似団体17市）

別紙20（第25条関係）

■議長

No.	団体名		報酬月額（円）	期末手当			総支給額 （円）	議員定数 （人）	人口（人） R6.4.1現在	R 6 年度一般会計 当初予算（千円）	R 4 年度 財政力指数
	都道府県	市	議長	支給割合（%）	加算率（%）	支給額（円）					
1	茨城県	日立市	615,000	330	20	2,435,400	9,815,400	24	164,538	74,780,000	0.79
2	栃木県	栃木市	535,000	340	45	2,637,550	9,057,550	28	153,828	74,090,000	0.71
3	栃木県	小山市	600,000	340	45	2,958,000	10,158,000	28	165,991	71,200,000	0.95
4	富山県	高岡市	645,000	340	40	3,070,200	10,810,200	27	163,248	74,710,552	0.73
5	長野県	上田市	542,000	340	45	2,672,060	9,176,060	30	152,002	71,290,000	0.59
6	岐阜県	大垣市	630,000	450	20	3,402,000	10,962,000	22	157,489	63,560,000	0.85
7	静岡県	磐田市	520,000	340	15	2,033,200	8,273,200	26	166,448	74,240,000	0.80
8	愛知県	豊川市	562,000	350	45	2,852,150	9,596,150	30	183,947	72,370,000	0.81
9	愛知県	刈谷市	590,000	350	45	2,994,250	10,074,250	28	152,682	68,900,000	1.24
10	愛知県	安城市	578,000	340	45	2,849,540	9,785,540	28	188,010	73,690,000	1.23
11	愛知県	西尾市	551,000	340	45	2,716,430	9,328,430	30	170,071	73,290,000	0.96
12	愛知県	小牧市	596,000	340	45	2,938,280	10,090,280	25	149,206	62,440,000	1.20
13	三重県	松阪市	558,000	330	20	2,209,680	8,905,680	28	156,711	68,436,451	0.58
14	三重県	鈴鹿市	613,000	360	20	2,648,160	10,004,160	28	195,018	74,470,000	0.88
15	島根県	出雲市	550,000	350	40	2,695,000	9,295,000	30	172,455	89,770,000	0.56
16	広島県	東広島市	560,000	450	20	3,024,000	9,744,000	30	189,550	98,630,000	0.86
17	愛媛県	今治市	585,000	350	20	2,457,000	9,477,000	28	148,925	77,700,000	0.51
平均			578,235	355	34	2,740,759	9,679,582	28	166,478	74,327,471	0.84

■副議長

No.	団体名		報酬月額（円）	期末手当			総支給額 （円）	議員定数 （人）	人口（人） R6.4.1現在	R 6 年度一般会計 当初予算（千円）	R 4 年度 財政力指数
	都道府県	市	副議長	支給割合（%）	加算率（%）	支給額（円）					
1	茨城県	日立市	550,000	330	20	2,178,000	8,778,000	24	164,538	74,780,000	0.79
2	栃木県	栃木市	465,000	340	45	2,292,450	7,872,450	28	153,828	74,090,000	0.71
3	栃木県	小山市	540,000	340	45	2,662,200	9,142,200	28	165,991	71,200,000	0.95
4	富山県	高岡市	580,000	340	40	2,760,800	9,720,800	27	163,248	74,710,552	0.73
5	長野県	上田市	475,000	340	45	2,341,750	8,041,750	30	152,002	71,290,000	0.59
6	岐阜県	大垣市	579,000	450	20	3,126,600	10,074,600	22	157,489	63,560,000	0.85
7	静岡県	磐田市	470,000	340	15	1,837,700	7,477,700	26	166,448	74,240,000	0.80
8	愛知県	豊川市	512,000	350	45	2,598,400	8,742,400	30	183,947	72,370,000	0.81
9	愛知県	刈谷市	548,000	350	45	2,781,100	9,357,100	28	152,682	68,900,000	1.24
10	愛知県	安城市	535,000	340	45	2,637,550	9,057,550	28	188,010	73,690,000	1.23
11	愛知県	西尾市	511,000	340	45	2,519,230	8,651,230	30	170,071	73,290,000	0.96
12	愛知県	小牧市	534,000	340	45	2,632,620	9,040,620	25	149,206	62,440,000	1.20
13	三重県	松阪市	498,000	330	20	1,972,080	7,948,080	28	156,711	68,436,451	0.58
14	三重県	鈴鹿市	539,000	360	20	2,328,480	8,796,480	28	195,018	74,470,000	0.88
15	島根県	出雲市	476,000	350	40	2,332,400	8,044,400	30	172,455	89,770,000	0.56
16	広島県	東広島市	507,000	450	20	2,737,800	8,821,800	30	189,550	98,630,000	0.86
17	愛媛県	今治市	529,000	350	20	2,221,800	8,569,800	28	148,925	77,700,000	0.51
平均			520,471	355	34	2,468,292	8,713,939	28	166,478	74,327,471	0.84

※類似団体とは、「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したもの。

※本市の類似団体の分類は、一般市Ⅳ-2（人口15万人以上、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%未満の団体）に該当する。

※各数値は令和6年4月12日に各市のホームページで確認したものである。

※背景色赤は各数値の最大値、背景色青は各数値の最小値を示している。

他市議会との比較について（類似団体17市）

別紙20（第25条関係）

■ 議員

No.	団体名		報酬月額（円）	期末手当			総支給額 （円）	議員定数 （人）	人口（人） R6.4.1現在	R6年度一般会計 当初予算（千円）	R4年度 財政力指数
	都道府県	市	議員	支給割合（%）	加算率（%）	支給額（円）					
1	茨城県	日立市	510,000	330	20	2,019,600	8,139,600	24	164,538	74,780,000	0.79
2	栃木県	栃木市	420,000	340	45	2,070,600	7,110,600	28	153,828	74,090,000	0.71
3	栃木県	小山市	510,000	340	45	2,514,300	8,634,300	28	165,991	71,200,000	0.95
4	富山県	高岡市	545,000	340	40	2,594,200	9,134,200	27	163,248	74,710,552	0.73
5	長野県	上田市	443,000	340	45	2,183,990	7,499,990	30	152,002	71,290,000	0.59
6	岐阜県	大垣市	553,000	450	20	2,986,200	9,622,200	22	157,489	63,560,000	0.85
7	静岡県	磐田市	430,000	340	15	1,681,300	6,841,300	26	166,448	74,240,000	0.80
8	愛知県	豊川市	479,000	350	45	2,430,925	8,178,925	30	183,947	72,370,000	0.81
9	愛知県	刈谷市	487,000	350	45	2,471,525	8,315,525	28	152,682	68,900,000	1.24
10	愛知県	安城市	482,000	340	45	2,376,260	8,160,260	28	188,010	73,690,000	1.23
11	愛知県	西尾市	455,000	340	45	2,243,150	7,703,150	30	170,071	73,290,000	0.96
12	愛知県	小牧市	504,000	340	45	2,484,720	8,532,720	25	149,206	62,440,000	1.20
13	三重県	松阪市	440,000	330	20	1,742,400	7,022,400	28	156,711	68,436,451	0.58
14	三重県	鈴鹿市	485,000	360	20	2,095,200	7,915,200	28	195,018	74,470,000	0.88
15	島根県	出雲市	440,000	350	40	2,156,000	7,436,000	30	172,455	89,770,000	0.56
16	広島県	東広島市	460,000	450	20	2,484,000	8,004,000	30	189,550	98,630,000	0.86
17	愛媛県	今治市	492,000	350	20	2,066,400	7,970,400	28	148,925	77,700,000	0.51
平均			478,529	355	34	2,270,634	8,012,986	28	166,478	74,327,471	0.84

※類似団体とは、「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したもの。

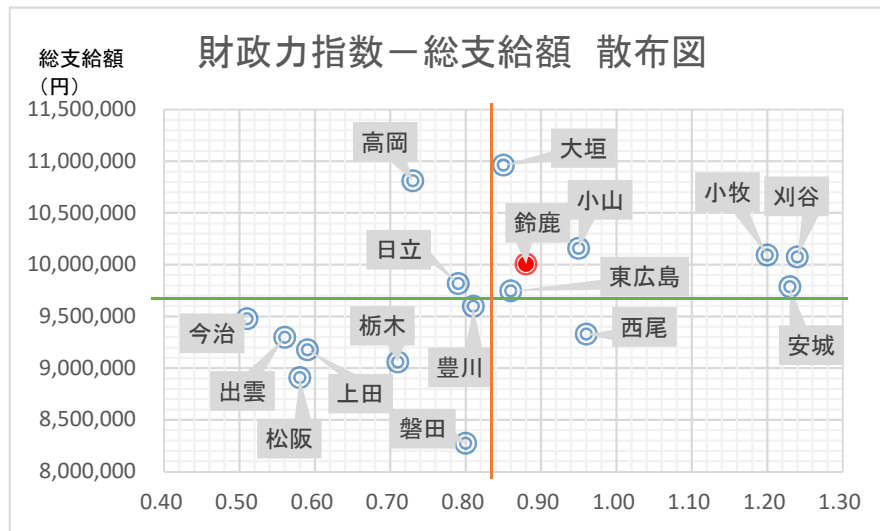
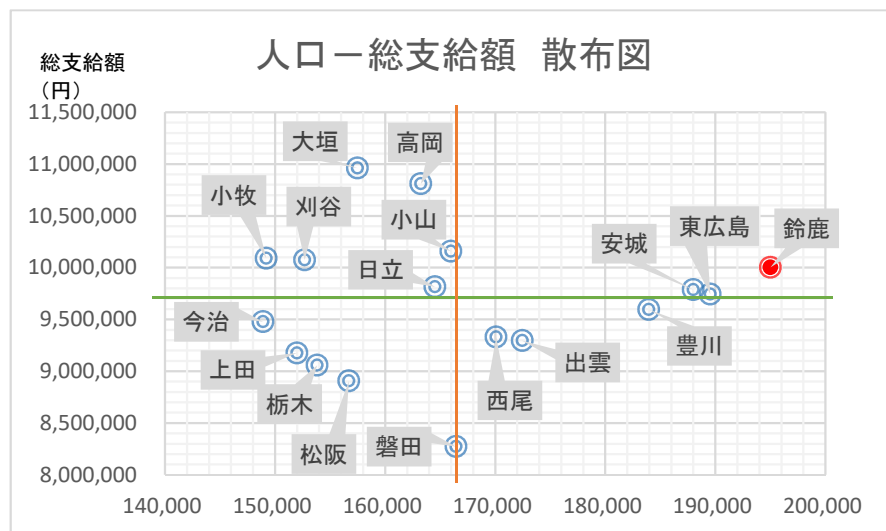
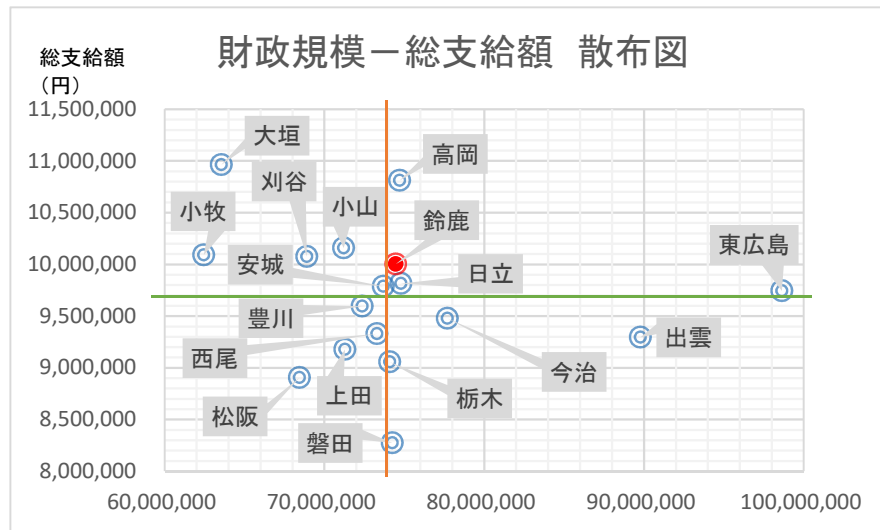
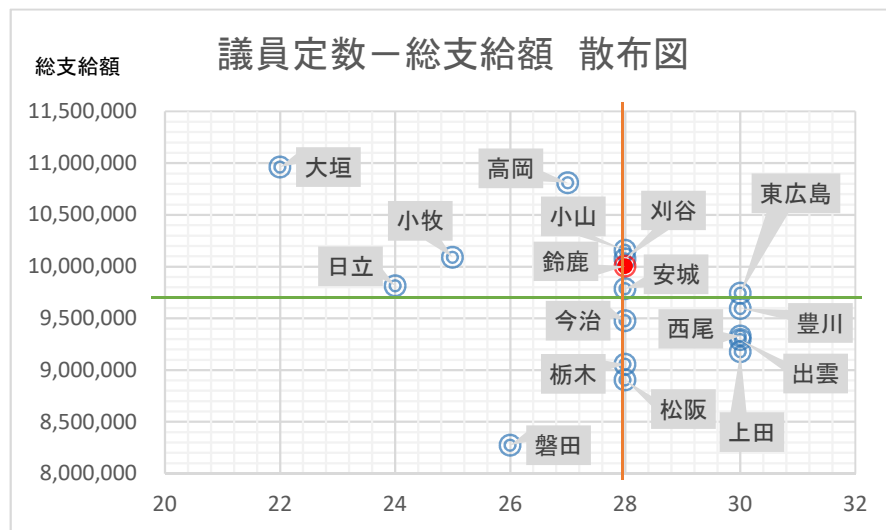
※本市の類似団体の分類は、一般市Ⅳ-2（人口15万人以上、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%未満の団体）に該当する。

※各数値は令和6年4月12日に各市のホームページで確認したものである。

※背景色赤は各数値の最大値、背景色青は各数値の最小値を示している。

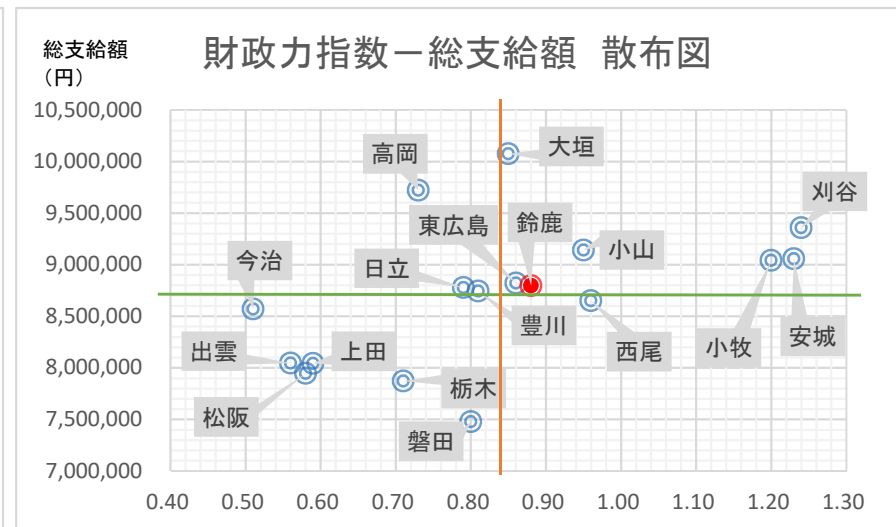
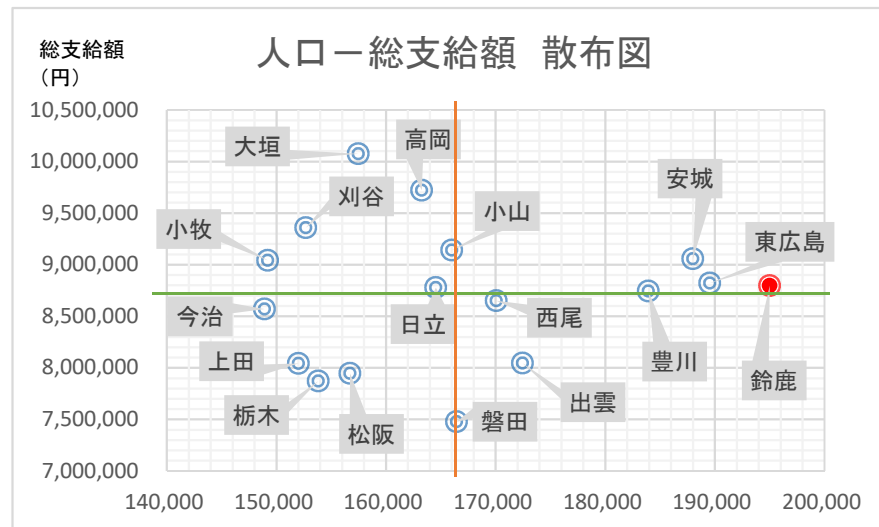
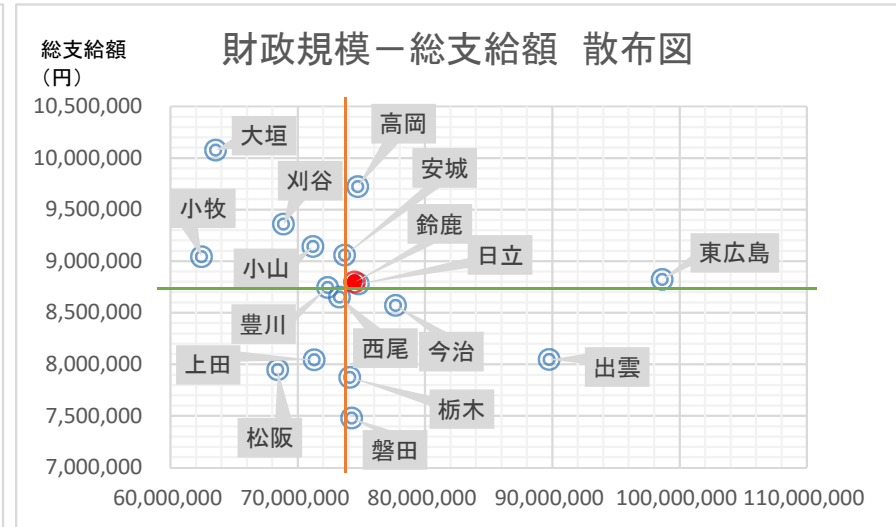
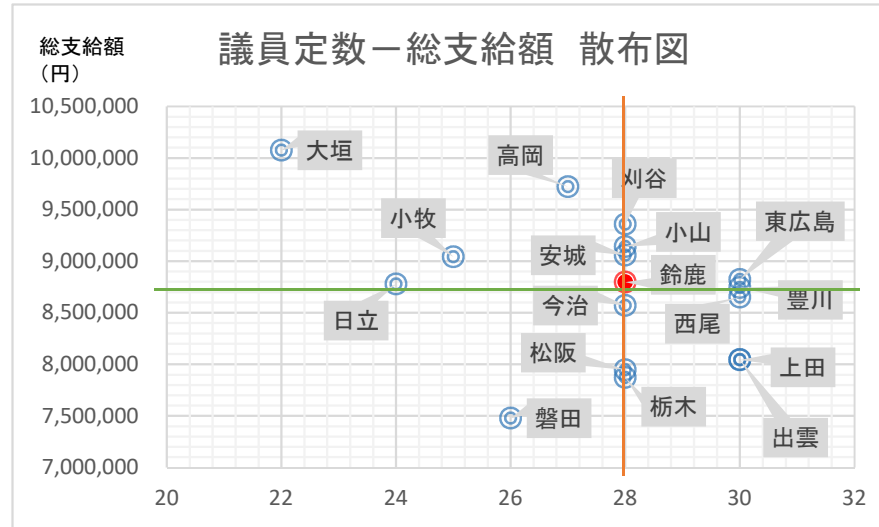
他市議会との比較について（類似団体17市：議長）

別紙20（第25条関係）



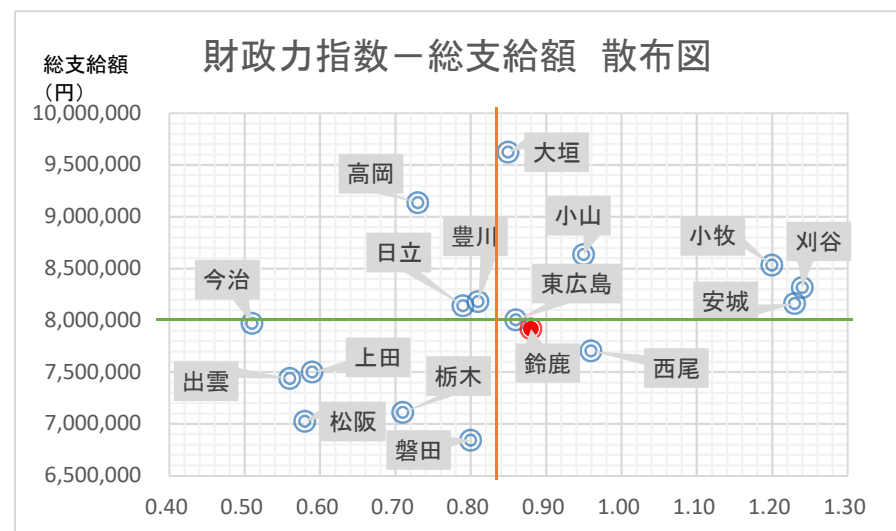
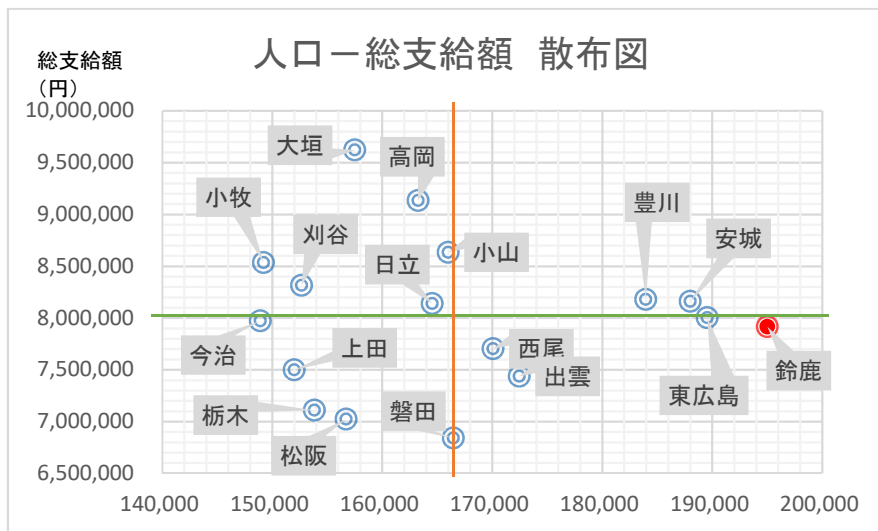
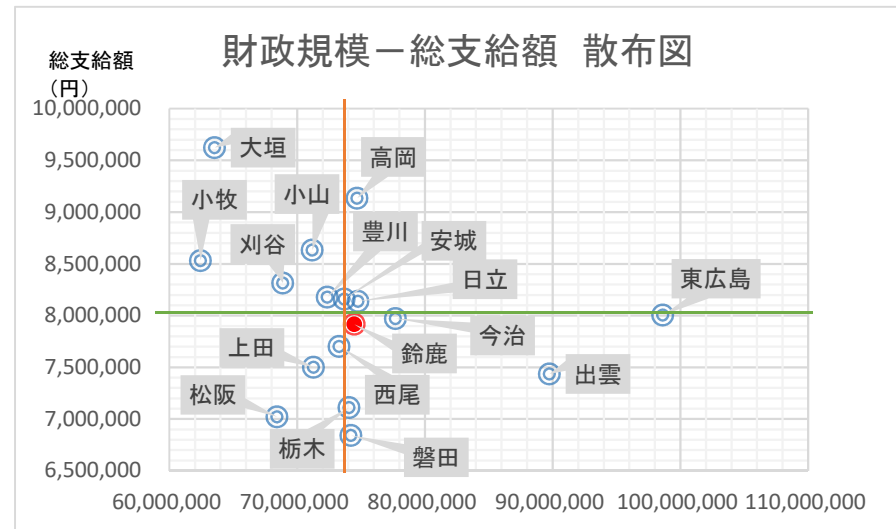
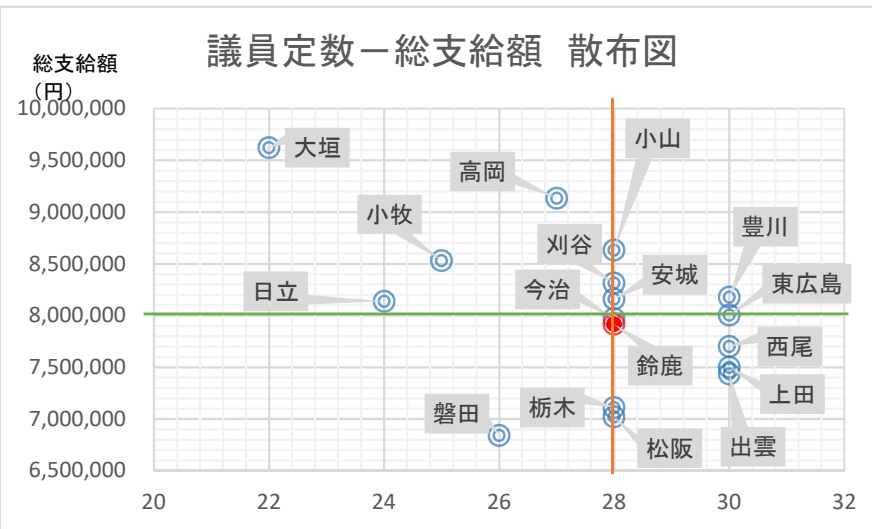
他市議会との比較について（類似団体17市：副議長）

別紙20（第25条関係）



他市議会との比較について（類似団体17市：議員）

別紙20（第25条関係）



他市議会との比較について（人口18万人～22万人の25市）

別紙21（第25条関係）

■ 議長

No.	団体名		報酬月額（円）	期末手当			総支給額 （円）	議員定数 （人）	人口（人） R6.4.1現在	R 6 年度一般会計 当初予算（千円）	R 4 年度 財政力指数
	都道府県	市	議長	支給割合(%)	加算率(%)	支給額(円)					
1	群馬県	伊勢崎市	555,000	455	20	3,030,300	9,690,300	30	211,923	88,971,000	0.83
2	埼玉県	熊谷市	542,000	460	20	2,991,840	9,495,840	30	191,360	72,900,000	0.85
3	千葉県	流山市	547,900	430	20	2,827,164	9,401,964	28	211,097	82,910,000	0.93
4	千葉県	八千代市	520,000	420	15	2,511,600	8,751,600	28	205,965	73,563,000	0.92
5	東京都	立川市	662,000	440	20	3,495,360	11,439,360	28	185,737	86,372,000	1.15
6	東京都	三鷹市	640,000	465	20	3,571,200	11,251,200	28	190,309	83,187,972	1.12
7	東京都	小平市	650,000	385	20	3,003,000	10,803,000	28	196,388	83,000,000	0.93
8	東京都	日野市	625,000	440	20	3,300,000	10,800,000	24	187,617	72,689,000	0.93
9	東京都	西東京市	614,000	445	20	3,278,760	10,646,760	28	205,737	80,372,000	0.88
10	神奈川県	小田原市	586,000	360	45	3,058,920	10,090,920	27	185,986	76,500,000	0.93
11	新潟県	上越市	529,400	340	20	2,159,952	8,512,752	32	181,512	102,319,030	0.58
12	山梨県	甲府市	660,000	350	20	2,772,000	10,692,000	32	183,984	80,800,000	0.72
13	静岡県	沼津市	600,000	440	20	3,168,000	10,368,000	28	186,676	87,960,000	0.93
14	愛知県	豊川市	562,000	350	45	2,852,150	9,596,150	30	183,947	72,370,000	0.81
15	愛知県	安城市	578,000	340	45	2,849,540	9,785,540	28	188,010	73,690,000	1.23
16	三重県	鈴鹿市	613,000	360	20	2,648,160	10,004,160	28	195,018	74,470,000	0.88
17	京都府	宇治市	635,000	340	30	2,806,700	10,426,700	28	180,210	74,280,000	0.72
18	大阪府	岸和田市※1	660,000	420	20	3,326,400	11,246,400	24	187,394	65,868,322	0.61
19	大阪府	和泉市	660,000	450	20	3,564,000	11,484,000	24	182,630	81,600,000	0.72
20	兵庫県	伊丹市	720,000	350	45	3,654,000	12,294,000	28	195,139	87,000,000	0.79
21	鳥取県	鳥取市	584,000	340	45	2,879,120	9,887,120	32	180,123	107,400,000	0.51
22	島根県	松江市	584,000	340	40	2,779,840	9,787,840	34	195,546	106,415,000	0.57
23	広島県	呉市	660,000	450	20	3,564,000	11,484,000	32	203,549	108,960,000	0.59
24	広島県	東広島市	560,000	450	20	3,024,000	9,744,000	30	189,550	98,630,000	0.86
25	山口県	山口市	557,000	340	20	2,272,560	8,956,560	34	189,395	109,200,000	0.63
平均			604,172	398	26	3,015,543	10,265,607	29	191,792	85,257,093	0.82

■ 副議長

No.	団体名		報酬月額（円）	期末手当			総支給額 （円）	議員定数 （人）	人口（人） R6.4.1現在	R 6 年度一般会計 当初予算（千円）	R 4 年度 財政力指数
	都道府県	市	副議長	支給割合(%)	加算率(%)	支給額(円)					
1	群馬県	伊勢崎市	505,000	455	20	2,757,300	8,817,300	30	211,923	88,971,000	0.83
2	埼玉県	熊谷市	470,000	460	20	2,594,400	8,234,400	30	191,360	72,900,000	0.85
3	千葉県	流山市	488,100	430	20	2,518,596	8,375,796	28	211,097	82,910,000	0.93
4	千葉県	八千代市	480,000	420	15	2,318,400	8,078,400	28	205,965	73,563,000	0.92
5	東京都	立川市	599,000	440	20	3,162,720	10,350,720	28	185,737	86,372,000	1.15
6	東京都	三鷹市	580,000	465	20	3,236,400	10,196,400	28	190,309	83,187,972	1.12
7	東京都	小平市	580,000	385	20	2,679,600	9,639,600	28	196,388	83,000,000	0.93
8	東京都	日野市	560,000	440	20	2,956,800	9,676,800	24	187,617	72,689,000	0.93
9	東京都	西東京市	549,000	445	20	2,931,660	9,519,660	28	205,737	80,372,000	0.88
10	神奈川県	小田原市	511,000	360	45	2,667,420	8,799,420	27	185,986	76,500,000	0.93
11	新潟県	上越市	468,400	340	20	1,911,072	7,531,872	32	181,512	102,319,030	0.58
12	山梨県	甲府市	610,000	350	20	2,562,000	9,882,000	32	183,984	80,800,000	0.72
13	静岡県	沼津市	537,000	440	20	2,835,360	9,279,360	28	186,676	87,960,000	0.93
14	愛知県	豊川市	512,000	350	45	2,598,400	8,742,400	30	183,947	72,370,000	0.81
15	愛知県	安城市	535,000	340	45	2,637,550	9,057,550	28	188,010	73,690,000	1.23
16	三重県	鈴鹿市	539,000	360	20	2,328,480	8,796,480	28	195,018	74,470,000	0.88
17	京都府	宇治市	585,000	340	30	2,585,700	9,605,700	28	180,210	74,280,000	0.72
18	大阪府	岸和田市※1	630,000	420	20	3,175,200	10,735,200	24	187,394	65,868,322	0.61
19	大阪府	和泉市	630,000	450	20	3,402,000	10,962,000	24	182,630	81,600,000	0.72
20	兵庫県	伊丹市	646,000	350	45	3,278,450	11,030,450	28	195,139	87,000,000	0.79
21	鳥取県	鳥取市	513,000	340	45	2,529,090	8,685,090	32	180,123	107,400,000	0.51
22	島根県	松江市	504,000	340	40	2,399,040	8,447,040	34	195,546	106,415,000	0.57
23	広島県	呉市	600,000	450	20	3,240,000	10,440,000	32	203,549	108,960,000	0.59
24	広島県	東広島市	507,000	450	20	2,737,800	8,821,800	30	189,550	98,630,000	0.86
25	山口県	山口市	480,000	340	20	1,958,400	7,718,400	34	189,395	109,200,000	0.63
平均			544,740	398	26	2,720,074	9,256,954	29	191,792	85,257,093	0.82

※各数値は令和 6 年 4 月 24 日に各市のホームページで確認したものである。

※背景色赤は各数値の最大値、背景色青は各数値の最小値を示している。

※可住地面積は面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いた面積である。

※1 岸和田市の予算は暫定予算。

他市議会との比較について（人口18万人～22万人の25市）

別紙21（第25条関係）

■ 議員

No.	団体名		報酬月額（円）	期末手当			総支給額 （円）	議員定数 （人）	人口（人） R6.4.1現在	R 6 年度一般会計 当初予算（千円）	R 4 年度 財政力指数
	都道府県	市	議員	支給割合(%)	加算率(%)	支給額(円)					
1	群馬県	伊勢崎市	485,000	455	20	2,648,100	8,468,100	30	211,923	88,971,000	0.83
2	埼玉県	熊谷市	450,000	460	20	2,484,000	7,884,000	30	191,360	72,900,000	0.85
3	千葉県	流山市	458,250	430	20	2,364,570	7,863,570	28	211,097	82,910,000	0.93
4	千葉県	八千代市	460,000	420	15	2,221,800	7,741,800	28	205,965	73,563,000	0.92
5	東京都	立川市	555,000	440	20	2,930,400	9,590,400	28	185,737	86,372,000	1.15
6	東京都	三鷹市	550,000	465	20	3,069,000	9,669,000	28	190,309	83,187,972	1.12
7	東京都	小平市	550,000	385	20	2,541,000	9,141,000	28	196,388	83,000,000	0.93
8	東京都	日野市	545,000	440	20	2,877,600	9,417,600	24	187,617	72,689,000	0.93
9	東京都	西東京市	517,000	445	20	2,760,780	8,964,780	28	205,737	80,372,000	0.88
10	神奈川県	小田原市	475,000	360	45	2,479,500	8,179,500	27	185,986	76,500,000	0.93
11	新潟県	上越市	440,800	340	20	1,798,464	7,088,064	32	181,512	102,319,030	0.58
12	山梨県	甲府市	590,000	350	20	2,478,000	9,558,000	32	183,984	80,800,000	0.72
13	静岡県	沼津市	493,000	440	20	2,603,040	8,519,040	28	186,676	87,960,000	0.93
14	愛知県	豊川市	479,000	350	45	2,430,925	8,178,925	30	183,947	72,370,000	0.81
15	愛知県	安城市	482,000	340	45	2,376,260	8,160,260	28	188,010	73,690,000	1.23
16	三重県	鈴鹿市	485,000	360	20	2,095,200	7,915,200	28	195,018	74,470,000	0.88
17	京都府	宇治市	535,000	340	30	2,364,700	8,784,700	28	180,210	74,280,000	0.72
18	大阪府	岸和田市※1	600,000	420	20	3,024,000	10,224,000	24	187,394	65,868,322	0.61
19	大阪府	和泉市	600,000	450	20	3,240,000	10,440,000	24	182,630	81,600,000	0.72
20	兵庫県	伊丹市	584,000	350	45	2,963,800	9,971,800	28	195,139	87,000,000	0.79
21	鳥取県	鳥取市	475,000	340	45	2,341,750	8,041,750	32	180,123	107,400,000	0.51
22	島根県	松江市	475,000	340	40	2,261,000	7,961,000	34	195,546	106,415,000	0.57
23	広島県	呉市	550,000	450	20	2,970,000	9,570,000	32	203,549	108,960,000	0.59
24	広島県	東広島市	460,000	450	20	2,484,000	8,004,000	30	189,550	98,630,000	0.86
25	山口県	山口市	449,000	340	20	1,831,920	7,219,920	34	189,395	109,200,000	0.63
平均			509,722	398	26	2,545,592	8,662,256	29	191,792	85,257,093	0.82

※各数値は令和 6 年 4 月 24 日に各市のホームページで確認したものである。

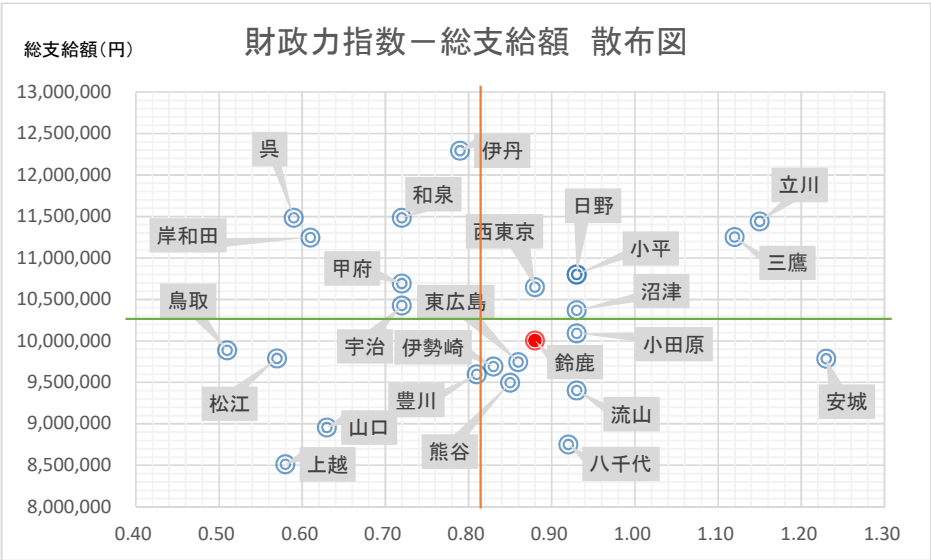
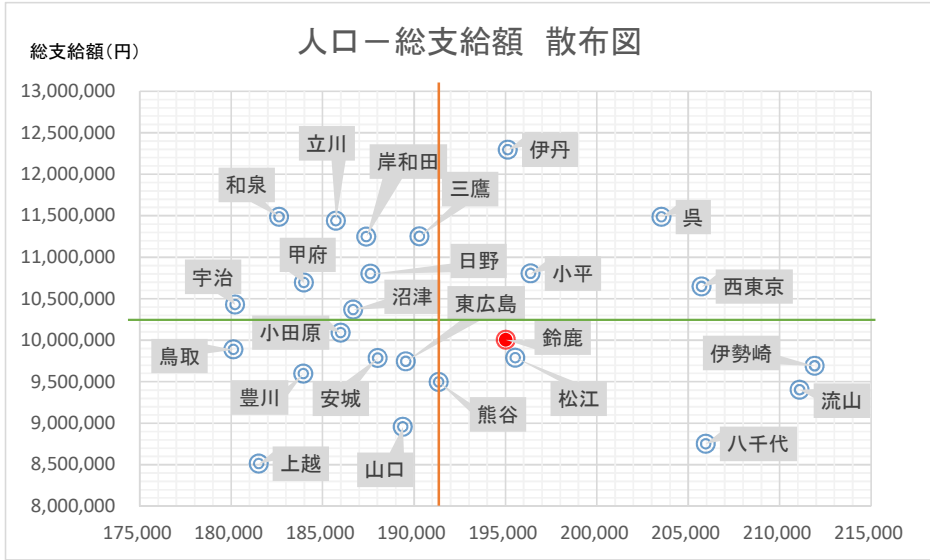
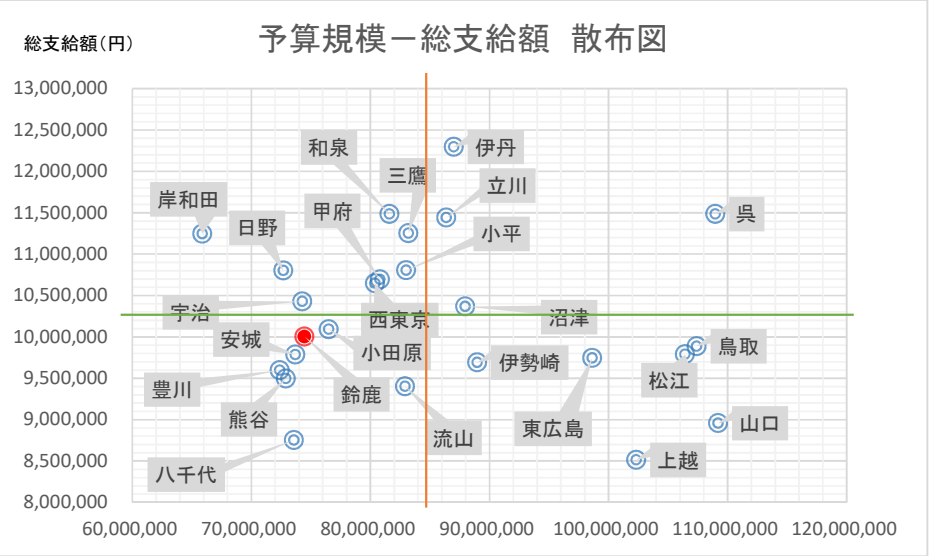
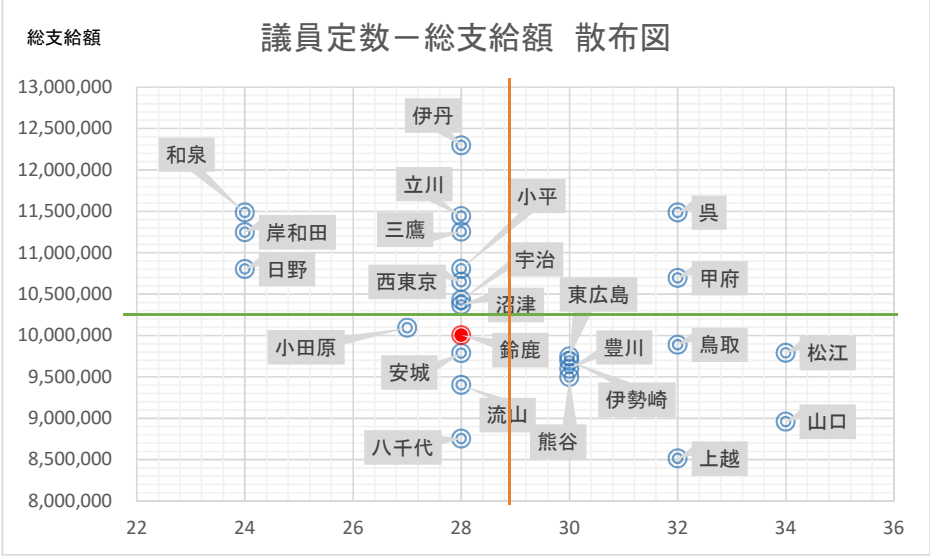
※背景色赤は各数値の最大値，背景色青は各数値の最小値を示している。

※可住地面積は面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いた面積である。

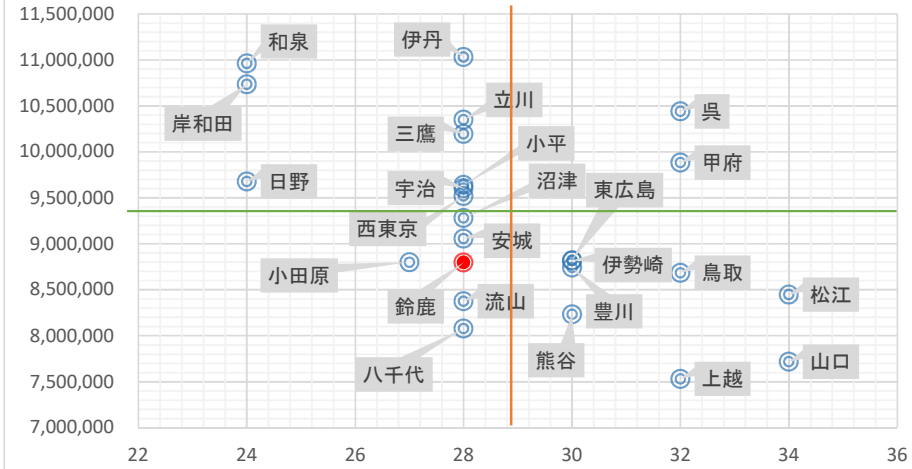
※1 岸和田市の予算は暫定予算。

他市議会との比較について（人口18万人～22万人の25市：議長）

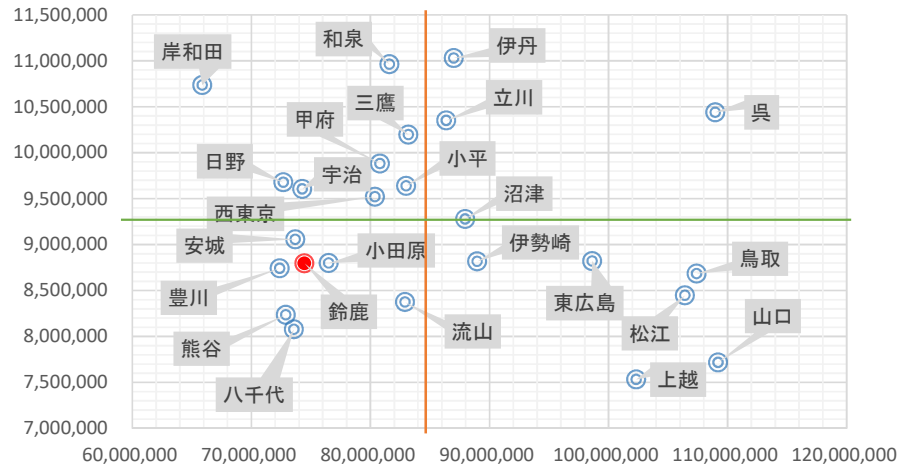
別紙21（第25条関係）



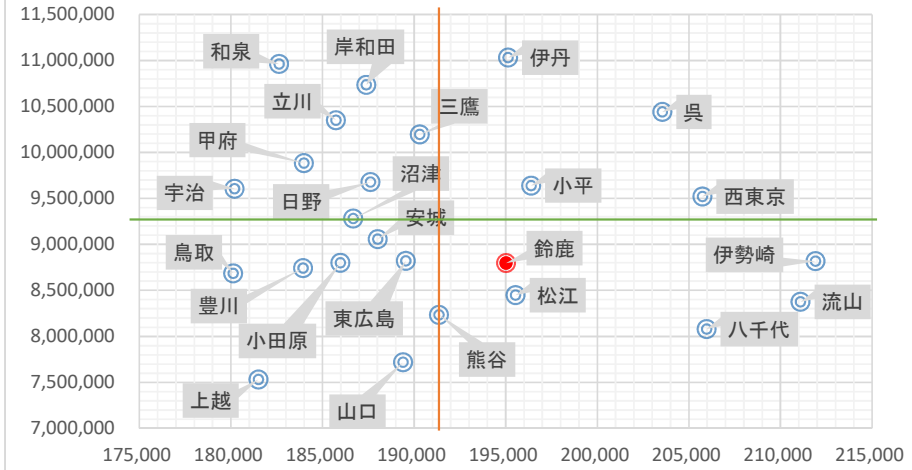
議員定数－総支給額 散布図



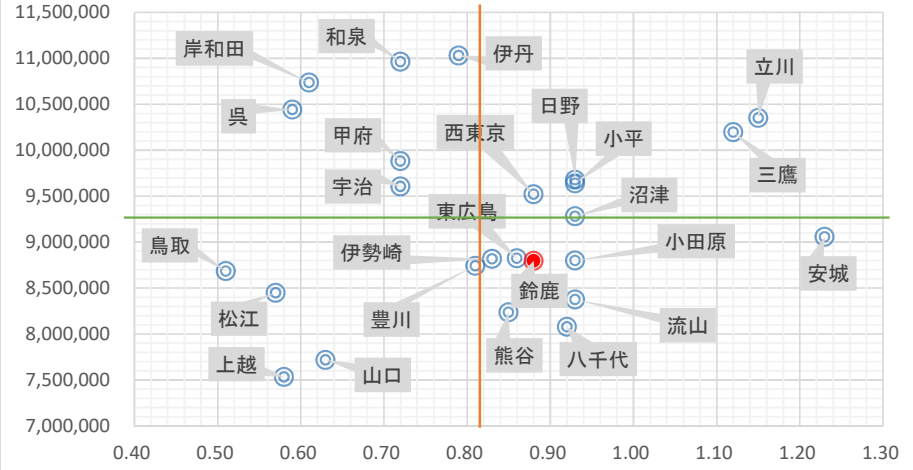
予算規模－総支給額 散布図



人口－総支給額 散布図

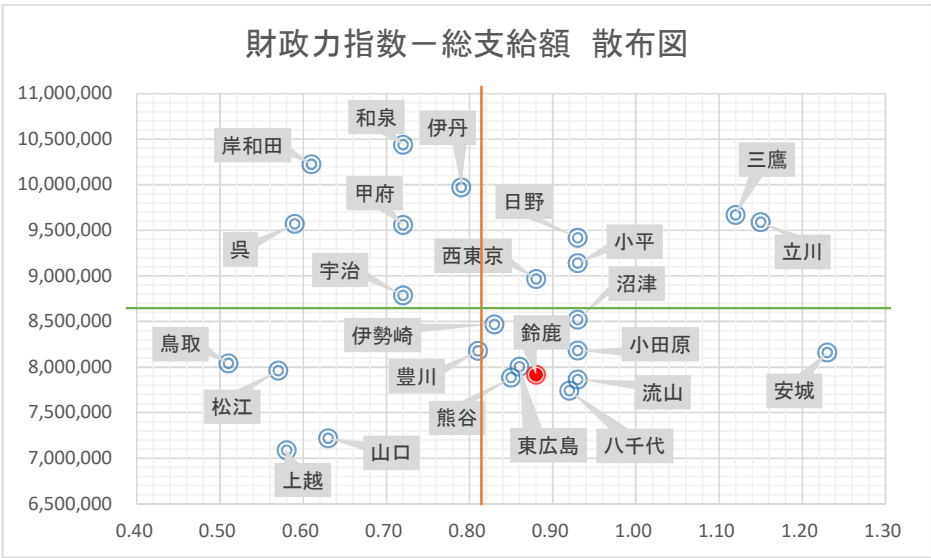
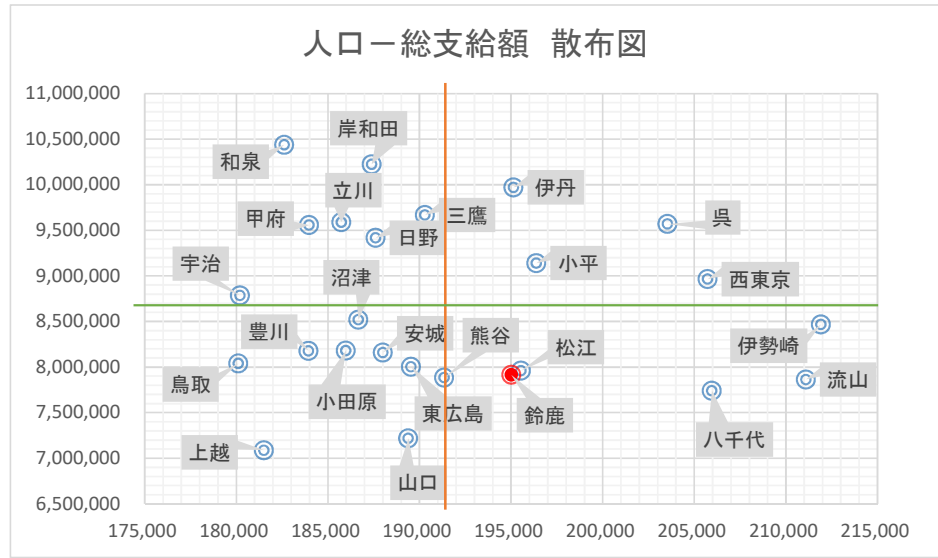
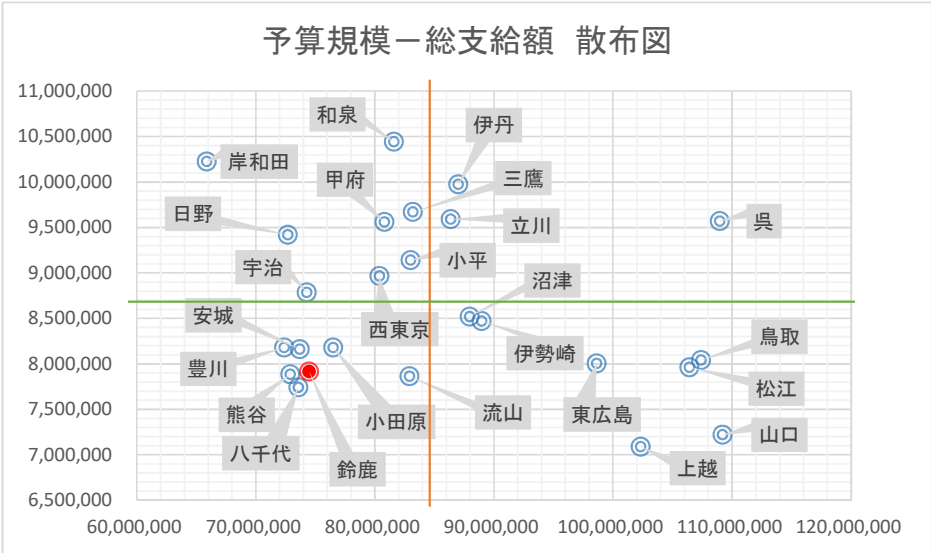
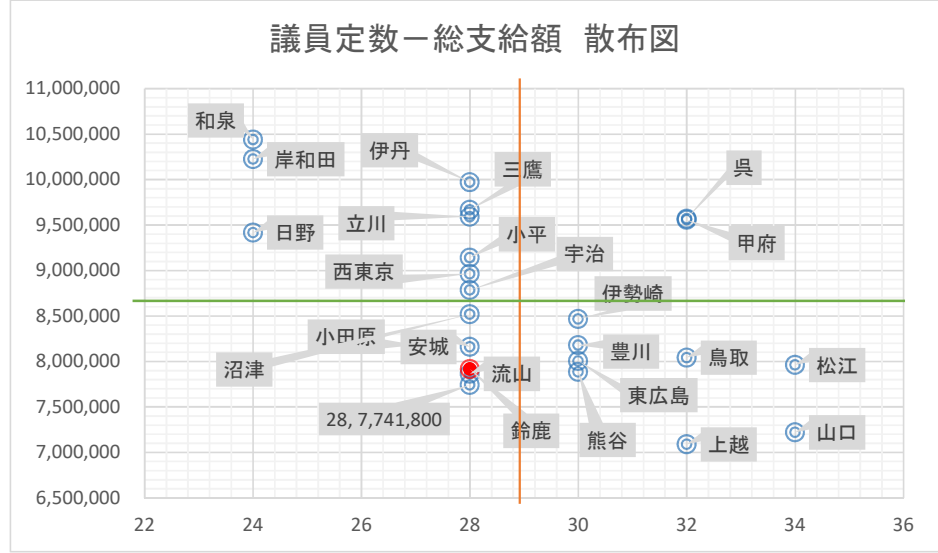


財政力指数－総支給額 散布図



他市議会との比較について（人口18万人～22万人の25市：議員）

別紙21（第25条関係）



市議会の会議等の開催日数

■市議会の会議等の開催回数(平成30年5月から通年議会に移行)

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
本会議	開会議会	—	2	2	3	2	3	2	
	定例議会	29	29	28	24	28	27	26	
	臨時議会	—	—	0	2	2	3	0	
	計	29	31	30	29	32	33	28	
常任委員会	総務	12	11	12	16	14	15	12	
	文教環境	10	11	14	14	17	13	12	
	地域福祉	11	13	12	13	14	18	15	
	産業建設	10	12	13	15	15	14	12	
	視察	15	16	19	13	12	18	16	
	予算 決算	全体会	7	7	9	10	14	13	10
		総務	3	3	4	5	6	7	4
		文教環境	3	3	4	5	5	4	4
		地域福祉	4	4	4	5	9	9	5
		産業建設	3	3	4	5	8	6	4
	計	78	83	95	101	114	117	94	
議会運営 委員会	委員会	24	31	21	25	26	25	19	
	視察	1	4	2	0	2	2	2	
	計	25	35	23	25	28	27	21	
特別委員会	委員会	0	0	0	11	3	6	4	
	視察	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	11	3	6	4	
全員協議会		9	8	9	10	6	7	10	
各派代表者会議		22	21	24	23	21	21	21	
広報広聴会議		15	14	10	14	10	10	9	
経理責任者会議		5	5	6	5	5	5	6	
議会だより編集会議		9	9	7	5	5	5	5	
総計		192	206	204	223	224	231	198	

※計上した会議は、法律、条令、規則、規程、内規に基づき設置、開催される会議とした。

※会議開催ごとの回数であり、同日開催の場合も会議ごとに計上。

全国市議会の議員報酬の推移

■報酬月額の平均値の推移（令和元年と令和5年の比較）

単位：万円

	R5 自治体数	種別	令和元年	令和5年		
			報酬 月額	報酬 月額	対令和元年比	
					額	率
全国	815	議長	51.8	52.0	0.2	100.39%
		副議長	45.8	46.0	0.2	100.44%
		議員	42.3	42.5	0.2	100.47%
人口10～ 20万人未満 (特別区を除く)	147	議長	55.6	55.7	0.1	100.18%
		副議長	49.9	49.8	-0.1	99.80%
		議員	46.4	46.4	0	100.00%
人口20～ 30万人未満 (特別区を除く)	40	議長	64.1	63.8	-0.3	99.53%
		副議長	58.0	57.7	-0.3	99.48%
		議員	54.2	53.9	-0.3	99.45%

■報酬月額を増額又は減額した市の状況（令和元年に対する令和5年の比較）

	R5自治体数	種別	増額した自治体			減額した自治体		
			自治体数	割合	増加額平均(万円)	自治体数	割合	減少額平均(万円)
全国	815	議長	84	10.3%	2.4	23	2.8%	1.9
		副議長	85	10.4%	2.3	25	3.1%	1.6
		議員	87	10.7%	2.2	23	2.8%	1.6
人口10～ 20万人未満 (特別区を除く)	147	議長	7	4.8%	2.2	1	0.7%	1.6
		副議長	7	4.8%	1.8	2	1.4%	0.7
		議員	7	4.8%	1.7	1	0.7%	1.3
人口20～ 30万人未満 (特別区を除く)	40	議長	1	2.5%	0.6	3	7.5%	4.3
		副議長	1	2.5%	0.6	3	7.5%	3.9
		議員	1	2.5%	0.5	3	7.5%	3.6

※全国市議会議長会の「市議会議員報酬に関する調査結果」より
※調査日は、各年12月31日現在
※令和2年は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた報酬月額等の減額を行った自治体が多くあったため、影響の比較的小さい令和元年と令和5年を比較した。

■報酬年額の平均値の推移（令和元年と令和5年の比較）

単位：万円

	R5 自治体数	種別	令和元年	令和5年		
			報酬 年額	報酬 年額	対令和元年比	
					額	率
全国	815	議長	860.6	864.0	3.4	100.40%
		副議長	760.6	763.9	3.3	100.43%
		議員	702.0	705.2	3.2	100.46%
人口10～ 20万人未満 (特別区を除く)	147	議長	930.8	932.2	1.4	100.15%
		副議長	832.9	834.0	1.1	100.13%
		議員	776.5	777.6	1.1	100.14%
人口20～ 30万人未満 (特別区を除く)	40	議長	1,079.0	1,071.5	-7.5	99.30%
		副議長	975.9	969.0	-6.9	99.29%
		議員	911.7	905.2	-6.5	99.29%

■期末手当を増額又は減額した市の状況（令和元年に対する令和5年の比較）

全国 815自治体	支給割合増加	支給割合維持	支給割合減少	人口10～ 20万人未満 (特別区を除く)	支給割合増加	支給割合維持	支給割合減少	人口20～ 30万人未満 (特別区を除く)	支給割合増加	支給割合維持	支給割合減少
加算率増加	4 (0.5%)	9 (1.1%)	0	加算率増加	1 (0.7%)	1 (0.7%)	0	加算率増加	0	0	0
加算率維持	171 (21.0%)	499 (61.2%)	115 (14.1%)	加算率維持	21 (14.3%)	103 (70.1%)	17 (11.6%)	加算率維持	10 (25.0%)	18 (45.0%)	11 (27.5%)
加算率減少	5 (0.6%)	8 (1.0%)	4 (0.5%)	加算率減少	2 (1.4%)	1 (0.7%)	1 (0.7%)	加算率減少	0	1 (2.5%)	0

※全国市議会議員会長の「市議会議員報酬に関する調査結果」より

※調査日は、各年12月31日現在

※令和2年は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた報酬月額等の減額を行った自治体が多くあったため、影響の比較的小さい令和元年と令和5年を比較した。

議員定数削減による1年分の経費削減効果

項目	金額	備考
議員報酬 (期末勤勉手当含む)	7,915,200	1人分 (485,000円×12月)+(485,000円×1.2×3.6月)
議員共済会負担金	1,735,840	1人分(R6予算ベース) (報酬月額490,000×1人×12月×0.293+事務負担金13,000円/年)
政務活動費	600,000	1人分 (50,000円×12月)
1人分小計	10,251,040	
4人分	41,004,160	議員定数4人削減に伴う経費削減効果

議員報酬の増額シミュレーション

			期末手当の支給割合				
			360/100 (現行)	370/100 (10/100増加)	380/100 (20/100増加)	390/100 (30/100増加)	400/100 (40/100増加)
74 報酬月額	485,000円 (現行)	1人当たり報酬総支給額	7,915,200	7,973,400	8,031,600	8,089,800	8,148,000
		1人当たり報酬増額	—	58,200	116,400	174,600	232,800
		1人当たり 議員共済会負担金増額	—	0	0	0	0
		全体経費増額	—	1,629,600	3,259,200	4,888,800	6,518,400
	495,000円 (約2%増)	1人当たり総支給額	8,078,400	8,137,800	8,197,200	8,256,600	8,316,000
		1人当たり増額	163,200	222,600	282,000	341,400	400,800
		1人当たり 議員共済会負担金増額	35,160	35,160	35,160	35,160	35,160
		全体経費増額	5,554,080	7,217,280	8,880,480	10,543,680	12,206,880
	500,000円 (約3%増)	1人当たり総支給額	8,160,000	8,220,000	8,280,000	8,340,000	8,400,000
		1人当たり増額	244,800	304,800	364,800	424,800	484,800
		1人当たり 議員共済会負担金増額	35,160	35,160	35,160	35,160	35,160
		全体経費増額	7,838,880	9,518,880	11,198,880	12,878,880	14,558,880
	505,000円 (約4%増)	1人当たり総支給額	8,241,600	8,302,200	8,362,800	8,423,400	8,484,000
		1人当たり増額	326,400	387,000	447,600	508,200	568,800
		1人当たり 議員共済会負担金増額	70,320	70,320	70,320	70,320	70,320
		全体経費増額	11,108,160	12,804,960	14,501,760	16,198,560	17,895,360
	510,000円 (約5%増)	1人当たり総支給額	8,323,200	8,384,400	8,445,600	8,506,800	8,568,000
		1人当たり増額	408,000	469,200	530,400	591,600	652,800
		1人当たり 議員共済会負担金増額	70,320	70,320	70,320	70,320	70,320
		全体経費増額	13,392,960	15,106,560	16,820,160	18,533,760	20,247,360

※議員報酬の期末手当基礎額算定時の加算率(20/100)は、一般行政職の上限(20/100)と同等であるため、現行のまま算定した。

※表の太枠網掛け部分が、現行の報酬月額、期末手当基礎額算定時の加算率及び期末手当の支給割合によって算定される議員1人あたりの報酬年間総支給額。

※議員共済会負担金の負担比率は令和6年度ベースで算定。

民間職員及び市職員の給与の動向について

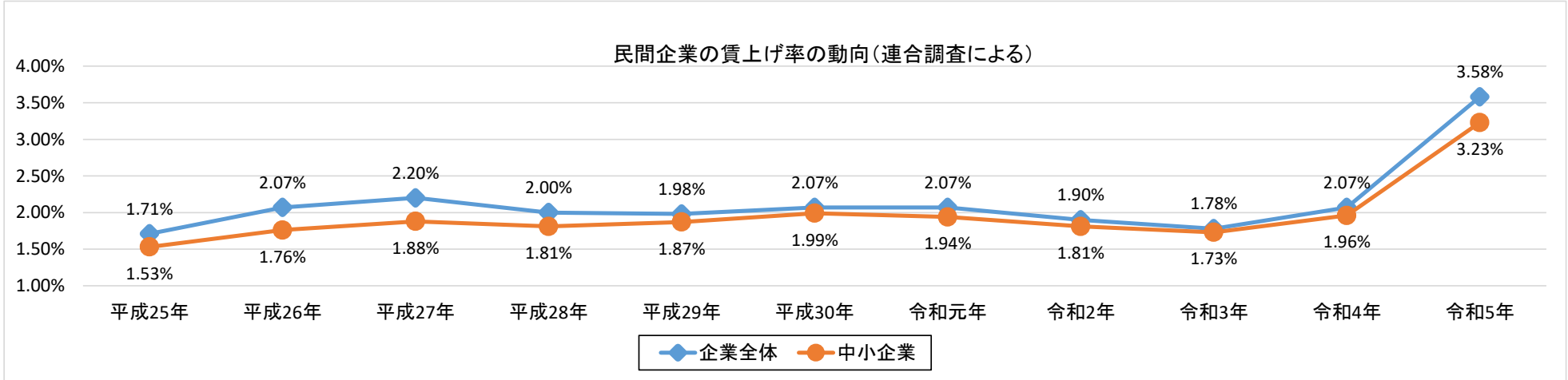
1 民間職員の給与の動向

(1)三重県人事委員会による職種別民間給与実態調査(毎年4月現在)の動向

職種名	決まって支給する給与(各年4月分平均支給額)					備考
	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
民間職員(全体・事務部長)	652,463	715,367	646,855	606,695	658,371	大学卒、2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
民間職員(全体・事務部次長)	577,131	619,661	556,188	592,876	597,795	大学卒、上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長－課長間)
民間職員(500人以上規模事業所・事務部長)	714,832	754,348	716,504	729,046	702,749	民間職員(全体・事務部長)と同様
民間職員(500人以上規模事業所・事務部次長)	594,422	651,293	604,916	614,487	623,256	民間職員(全体・事務部次長)と同様
民間職員特別給(三重県全体)	4.49月分	4.46月分	4.30月分	4.41月分	4.48月分	上半期及び下半期支給分の合計(行政の期末手当に該当するもの)

※調査対象と事業所の抽出
企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所約800事業所について、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から約160事業所を層化無作為抽出法により抽出して調査を実施。よって、毎年、調査対象事業所は異なる場合がある。調査完結事業所数は毎年約130～150事業所。調査実人員は概ね6,000～9,000人程度。

(2)民間企業の賃上げ率の動向



2 鈴鹿市一般行政職の給与の動向

(1)一般行政職給与月額の変向

職種名	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
鈴鹿市一般行政職(部長)	616,224	616,224	616,224	616,224	617,792	行政職給料表8級22号級(月額451,600円(部長級給料表の中間点))に基づき、管理職手当(月額10万円)及び地域手当(12%)を加味して算出
鈴鹿市一般行政職(次長)	564,032	564,032	564,032	564,032	565,488	行政職給料表7級30号級(月額424,900円(次長参事級給料表の中間点))に基づき、管理職手当(月額8万円)及び地域手当(12%)を加味して算出
鈴鹿市一般行政職平均	447,564	447,637	444,875	442,134	440,338	H31年4月1日時点:平均年齢41.6歳 R2年4月1日時点:平均年齢41.9歳 R3年4月1日時点:平均年齢41.8歳 R4年4月1日時点:平均年齢41.8歳 R5年4月1日時点:平均年齢42.0歳
人事院勧告(民間との格差:円(%))	387(0.09)	0(0)	0(0)	921(0.23)	3,869(0.96)	

※鈴鹿市一般行政職平均給与月額は、鈴鹿市人事課による、「人事行政の運用等の状況について」による。

(2)期末・勤勉手当の動向

職種名	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
鈴鹿市一般行政職	4.50月分	4.45月分	4.45月分	4.40月分	4.50月分	期末手当及び勤勉手当の合計
人事院勧告	4.50月分	4.45月分	4.30月分	4.40月分	4.50月分	期末手当及び勤勉手当の合計

■議員報酬を上げた自治体の状況（R6.7.4～R6.7.10ヒアリング調査）

別紙27（第25条関係）

自治体名		人口 (R5)	類型	報酬額の状況(各年12月末現在)										報酬を上げた理由	報酬を上げる際の実組状況				特別職 報酬審議会 の開催
県	市			報酬月額			期末手当 支給割合		期末手当 加算率		総支給額				特別委員 会等の開 催	市民 アンケート 実施	有識者 意見聴取	その他	
				R1	R5	差額	R1	R5	R1	R5	R1	R5	差額						
富山県	高岡市	164,053	類似団体	528,650	545,000	16,350	340	340	40	40	8,860,174	9,134,200	274,026	H30から5年間の財政健全化プログラ ムが終了したため、それ以前の月 額に戻した。	×	×	×	×	×
千葉県	流山市	211,431	18～22 万人	458,250	458,250	0	430	440	20	20	7,863,570	7,918,560	54,990	職員給与(人事院勧告)の変動に連 動して改定。	×	×	×	×	×
千葉県	八千代市	205,748	18～22 万人	460,000	460,000	0	405	410	15	15	7,662,450	7,688,900	26,450	職員給与(人事院勧告)の変動に連 動して改定。	×	×	×	×	×
東京都	三鷹市	189,959	18～22 万人	550,000	550,000	0	460	465	20	20	9,636,000	9,669,000	33,000	職員給与(人事院勧告)の変動に連 動して改定。	×	×	×	×	×
静岡県	沼津市	187,826	18～22 万人	493,000	493,000	0	445	450	20	20	8,548,620	8,578,200	29,580	職員給与(人事院勧告)の変動に連 動して改定。	×	×	×	×	×
東京都	多摩市	147,776	10～20 万人	494,500	497,000	2,500	410	410	20	20	8,366,940	8,409,240	42,300	報酬月額は特別職報酬審議会の答 申に基づく。当時、特別職報酬審議 会は定例的(2年毎)に開いていた。	×	×	×	×	○
茨城県	筑西市	100,670	10～20 万人	381,000	410,000	29,000	345	340	20	20	6,149,340	6,314,000	164,660	報酬月額は特別職報酬審議会の答 申に基づく。期末手当支給割合は 職員給与(人事院勧告)の変動に連 動	×	×	×	×	○
兵庫県	三田市	107,190	10～20 万人	485,000	500,000	15,000	450	450	20	20	8,439,000	8,700,000	261,000	485,000円当時、行財政改革による 職員給与減額に伴い議員報酬月額 も減額。条例上の報酬月額は50万 円から変更しておらず、これを元 に戻したのみ。	×	×	×	×	×
鳥取県	米子市	145,140	10～20 万人	440,000	450,000	10,000	335	340	40	40	7,343,600	7,542,000	198,400	報酬月額は特別職報酬審議会の答 申に基づく。期末手当支給割合は 職員給与(人事院勧告)の変動に連 動	×	×	×	×	○
香川県	丸亀市	111,193	10～20 万人	458,000	460,000	2,000	340	340	25	25	7,442,500	7,475,000	32,500	H17年の合併前の議員報酬に比べ 減額されていたため、議会側から報 酬の引き上げのための特別職報酬 審議会の開催を求め、答申に基づ き報酬を増額。	×	×	×	×	○
兵庫県	加古川市	258,691	20～30 万人	558,000	563,000	5,000	445	445	20	20	9,675,720	9,762,420	86,700	4年に1回定例開催される特別報酬 審議会の答申に基づく。	×	×	×	×	○

議会基本条例の見直し周期等に関する規定の状況（第29条関係）

市名	見直しの周期	見直しの時期・方法等
鈴鹿市	規定なし	規定なし
津市	議会基本条例未制定	—
四日市市	4 年毎	一般選挙を経た任期開始毎に検証
伊勢市	規定なし	規定なし
松阪市	規定なし	規定なし
桑名市	規定なし	規定なし
名張市	規定なし	規定なし
尾鷲市	規定なし	規定なし
亀山市	規定なし	規定なし
鳥羽市	規定なし	規定なし
熊野市	規定なし	規定なし
いなべ市	1 年毎	特別委員会において年1回検証
志摩市	最長 4 年毎	改選後及び必要に応じて検証
伊賀市	4 年毎	一般選挙を経た任期開始後、速やかに、 議会運営委員会において検証

（R6.5.28各市例規から調査）

【鈴鹿市議会基本条例 検証シート】

鈴鹿市議会基本条例 検証シート（第6条）

条文		逐条解説	
(報告会等) 第6条 議会は、議会活動について市民に対し報告等を行う場を設けることとし、情報提供及び情報共有に努めるものとする。		第2条（議会の活動原則）に則り、市民の方々に議案審査における議論の経過や意思形成過程、審査結果など、議会活動に関する情報提供をし、これを共有し、同時に市民の意見を把握するため、議会活動についての報告等を行う場を設けることを定めています。具体的な手段としては、議会報告会や意見交換会等の開催が考えられますが、効果的な手法は第19条で定める広報広聴会議で協議することとしています。	
検証結果	これまでの取組状況	【議会報告会の実施】 ○平成25年度から年1回～2回、各地域又は市庁舎で実施。 ○令和4年度までに、一般向け12回、高校生向け2回開催。内容は、議会の予算・決算審査状況、所管事務調査等の報告のほか、広聴の時間を設置。また、参加者アンケート調査を実施。 ○高校生対象として、平成30年度はティーンズミーティングを議場で、令和元年度は議会報告会を4校で開催。 ○令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から議会報告会に代えて、市議会だより「議会報告特別号」を発行。 ○令和4年度は3年ぶりに対面開催。4常任委員会の報告に加え、議員定数及び報酬検証特別委員会の報告を実施。	
	基本条例の改正	☐ 改正あり ☒ 改正なし	○なし
基本条例改正の概要及び今後の取組の方向性		○議会基本条例については改正しないが、広報とともに広聴が非常に重要であるため、今後、議会報告会については、昨年度に実施した形式でテーマ等を変えて取り組んでいく。 ○広聴の取組により市民からいただいた意見は、今後の議会活動において参考にしていく。	その他、例規等の改正の検討を要する事項

鈴鹿市議会基本条例 検証シート（第8条）

条文		逐条解説	
(質問) 第8条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。 2 議員の質問等に対し答弁をする者は、本会議にあっては議長、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては委員長の許可を得て反問することができる。 3 議員は、議会の会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。この場合において、市長等に対し文書による回答を求めるものとする。		議会の会議では、議員からの質問や質疑に対して市長等が答弁を行います。この場合、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方にも議論がわかりにくいものとなってしまいます。 そこで、第1項では、議員と市長等の質疑応答について、その論点や争点を互いに明確にすることを義務付けています。 また、第2項では、本会議や委員会における答弁する者の反問権の付与を定義しています。これにより市長等は、質問や質疑を行った議員に対し、質問の趣旨の確認をすることができ、議論を明確にすることができます。また、反問には、市職員から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める、「反論」も含まれます。これにより、本会議・委員会における議員と市職員との議論が深まることが期待されます。 第3項は、議員が議長を経由して、市の一般事務に関して文書質問できることを規定した条文です。文書質問については通年で随時できることとし、市長等に文書回答することを求めています。	
取組状況	これまでの	○代表質問・一般質問・質疑は事前通告制を採用しており、論点及び争点を明確にして質疑応答を実施している。 ○質問の趣旨を確認するための反問は実施されているが、対案の提示求める反論は実施した例はない。具体的な反問の方法は、鈴鹿市議会基本条例運用規程第2条に規定している。 ○文書質問については、実施した例はない。具体的な文書質問の方法は、鈴鹿市議会基本条例運用規程第3条に規定している。	
検証結果	基本条例の改正	☐ 改正あり ☒ 改正なし	【オンライン一般質問について】 ○鈴鹿市議会会議規則 ○具体的な実施要領・申し合わせ事項等の整理 その他、例規等の改正の検討を要する事項
	基本条例改正の概要及び今後の取組の方向性	【反問権について】 ○議会基本条例で反問権を明確に規定しているため改正等を行わないが、執行部に対し、反問権の活用について周知していく。 【文書質問について】 ○議会基本条例及び議会基本条例運用規程における規定については現状どおりとするが、文書質問の柔軟な運用に関する方法論等については、議会運営委員会において協議を進めていくこととする。 【オンライン一般質問について】 ○実施に向けた議場設備の整備や会議規則の一部改正、具体的な取扱要領の検討等について、議会運営委員会において協議を進めていくこととする。	

鈴鹿市議会基本条例 検証シート（第9条）

条文		逐条解説	
(政策提案の説明要求) 第9条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下本条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項等の説明を求めるものとする。 (1) 政策等の背景、目的及び効果 (2) 総合計画等における位置付け又は政策等の提案の根拠 (3) 関係する法令、条例等 (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算		議会は、市長が重要政策等を提案しようとするときは、その背景・目的・効果、総合計画等における位置付けや政策等の提案根拠、関係する法令や条例等との関係、実施にあたっての財源や将来にわたってのコストといった事項を、議会での審議に必要な情報として、説明を求めることを定めています。これによって、提出される政策等に対して、より詳細な審査や議論が行えると考えられます。	
検証結果	これまでの取組状況	○重要政策については、全員協議会等で市長から政策内容の説明がある。	
	基本条例の改正 基本条例改正の概要及び今後の取組の方向性	☐ 改正あり ☒ 改正なし ○重要政策の説明及びその質疑等については、議会基本条例は変更することなく、運用の中で対応する。	その他、例規等の改正の検討を要する事項 ○なし

鈴鹿市議会基本条例 検証シート（第10条）

条文		逐条解説	
(予算及び決算における政策説明) 第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、施策別又は事業別の説明を求めるものとする。		ここでは市政の重要な事項である予算・決算を審議する際に、第9条の趣旨に応じたわかりやすい説明をすることを定めています。具体的には、審議に要する説明資料等を、よりわかりやすくすることなどが考えられます。	
これまでの取組状況	○予算書・決算書以外にも、予算資料・決算資料、主要事業一覧、歳出予算見積書、市債借入れ一覧表、部局別予算書・決算書参考資料等が市長から提出されている。		
検証結果	基本条例の改正	☐ 改正あり ☒ 改正なし	○予算決算審査における申合せ事項
	基本条例改正の概要及び今後の取組の方向性	予算決算委員会における総括質疑及び全体会審査の取扱いは次のとおりとする。 【総括質疑について】 ○予算・決算を除く議案質疑については、現状どおり本会議で行うこととし、予算・決算議案については、副市長及び部局長等の出席のもと、予算決算委員会全体会1回目で、総括質疑を行うこととする。 ○予算・決算議案に関連する議案の場合、どちらで質疑を行うかは議員の整理の問題であり、質疑の範囲を超えない形であれば、どちらでも良い。 ○総括質疑は、会派単位で行うこととするが、諸派、無所属の議員についても行うことができる。なお、総括質疑は通告制とし、順番は通告順とする。 ○時間については、「答弁含め20分とする意見」や「会派人数に応じて幅を持たせる意見」があったほか、「答弁時間を別とした持ち時間制にすべきという意見」など多様な意見があったため、今後、議会運営委員会において協議を行う。 ○総括質疑の場所は全員協議会室とし、日程については質疑、一般質問、総括質疑の提出状況を鑑みて議会運営委員会にて協議する。 【全体会審査について】 ○個別の案件で、全体会審査の必要性が生じた場合は、改めて協議を行う。	
		その他、例規等の改正の検討を要する事項	

鈴鹿市議会基本条例 検証シート（第12条）

条文		逐条解説	
(会派) 第12条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。 2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。		議会運営上の「会派」の定義を明確化したものです。比較的規模が大きく、また、委員会制度を中心に運営される議会においては、政策・理念を共有する集団として構成された「会派」同士の議論が、円滑な議会運営に資する性質を持っています。 第1項では、会派を「理念を共有する議員」と位置付けるとともに、議員が会派を結成することができることを定めています。 第2項では、各会派が議会活動について相互に議論を行い、「政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努める」と定めています。ここで示される会派とは、政策・理念の共有組織としての会派ですので、第26条の政務活動費の交付対象としての「会派」の定義とは異なる場合があります。	
取組状況	これまでの	○会派は3名以上の所属議員を有するものとし、その他2名の場合を諸派、1名の場合を無所属とする（鈴鹿市議会基本条例運用規程第4条第1項第1号）。 ・令和5年10月1日現在、会派5・諸派1（無所属1）。	
検証結果	基本条例の改正	☐ 改正あり ☒ 改正なし	その他、例規等の改正の検討を要する事項
	基本条例改正の概要及び今後の取組の方向性	○会派の取扱いについては現状どおりとする。 ○無所属議員の政務活動費の管理は、今後、個々人で行うこととする。 ○会派報の取り扱いについては、現状どおり、無所属議員1人での発行はできない。	
		○鈴鹿市議会政務活動費の交付に関する内規	

鈴鹿市議会基本条例 検証シート（第13条）

条文		逐条解説	
(議会運営と合意形成) 第13条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の討議を尽くすよう民主的かつ効率的に運営されなければならない。 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案、請願等に関して審議し結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。		第1項では、議会は討論の場であるとの原則から、議員相互が民主的・効率的に自由討議を行いながら議会運営を行うことを定めています。 また、第2項では、本会議や委員会において、議案や請願等に関し、審議結果を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めることを定めています。	
取組状況	○条文の規程に基づき、議会運営を行うよう努めている。		
検証結果	基本条例の改正	☐ 改正あり ☒ 改正なし	○鈴鹿市議会委員会条例 ○役員改選にかかる申し合わせ事項 ○予算決算委員会における申し合わせ事項 その他、例規等の改正の検討を要する事項
	基本条例改正の概要及び今後の取組の方向性	○令和7年度から議長及び議選監査委員の任期を2年とする。 ○監査委員として職務上知りえたこと以外の部分であることを前提に、監査委員は一般質問、代表質問及び質疑を可能とするが、監査委員として職務上知り得たことについての質問はできないこととし、かつ、決算に関する質疑は控えることとする。 ○監査委員についても、予算決算委員会の構成委員とし、予算審査を可能とするが、決算審査は控えるものとする。 ○副議長、監査委員、予算決算委員長が所属委員会に指定せず、副議長、監査委員、予算決算委員長の協議により所属委員会を決定するものとするが、現状どおり、監査委員の正副委員長への就任はできないものとする。 ○議長、副議長、監査委員の3役立候補にあたっての推薦人は、引き続き必要とする。	

鈴鹿市議会基本条例 検証シート（第16条）

条文		逐条解説	
(委員会の活動) 第16条 委員会は、審査、調査等に当たり、資料等を積極的に市民に公開し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 2 常任委員会は、所管事務調査を積極的に行い、市長等の行政運営に関する監視・評価及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。		第1項では、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の審議や調査研究の過程で、その運営について、市民との情報共有の観点からも、公正・透明性を心がけ、市民に分かりやすい議論に努めることを規定しています。 第2項では、特に常任委員会の活動について、所管事務調査を積極的に行うことで、それぞれが所管する部局の課題を的確に把握し、市長等の行政運営に関する監視・評価や、政策提言等に反映させるように努めることを規定しています。	
取組状況	これまでの	○所管事務調査の年間調査を定め、12月に調査報告書を提出。提出された調査報告書を議長が取りまとめ市長に対し提言。1月または2月に前年度の提言の検証を行い、検証シートを作成し、市議会ホームページへ掲載。4月の委員会で次年度委員会への申し送り事項の確認を行い、文書で議長へ提出。 ○YouTubeで4 常任委員会（予算決算委員会分科会を含む）の録画配信を実施（令和3年12月定例議会～）。 ○市議会Facebookで4 常任委員会の開催結果を公開。	
検証結果	基本条例の改正	☐ 改正あり ☒ 改正なし	○なし その他、例規等の改正の検討を要する事項
	基本条例改正の概要及び今後の取組の方向性	○常任委員会の委員及び正副委員長の任期については、鈴鹿市議会委員会条例は改正せず、現状どおり再任を妨げずに運用する。 ○正副委員長の選出方法については、現状どおりとする。	

鈴鹿市議会基本条例 検証シート（第19条）

条文		逐条解説	
（議会広報広聴の充実） 第19条 議会は、議会活動に関し市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握するため、その効果的な手法を協議する広報広聴会議を設置する。		本条例制定以前は、広報広聴委員会があり、おもに議会だよりの編集を行ってきましたが、ここで規定する広報広聴会議は、これをさらに発展させ、第2条（議会の活動原則）に明記している原則に則り、第4条から第7条にも規定する市民との情報共有を図ることや市民の意見を把握するために、どのような手法によって行っていくべきかを総合的に協議する会議です。この会議では議会だよりやホームページ等の広報媒体の告知内容を協議することのほか、第6条に規定する市民への報告等の手法等についても検討することとします。また、この会議は、地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場とし、議会の公的な会議として位置付けるものです。	
取組状況 これまでの		○広報広聴会議の開催（平成24年12月～）。 ・議会活動に関し、市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握するため、その効果的な手法について協議・調整を行う。 ・広報媒体の告知内容の協議を実施。⇒市議会だより（年5回発行）、市議会ホームページ（随時更新） ・議会報告会の手法等の検討を実施。 ○議会だより編集会議の開催（平成25年3月～）。 ・市議会だよりの編集に関し、協議・調整を行う。	
検証結果	基本条例の改正	☐ 改正あり ☒ 改正なし	その他、例規等の改正の検討を要する事項
	基本条例改正の概要及び今後の取組の方向性	○議会基本条例及び同条例逐条解説については改正せず、現状の議会だより編集会議のあり方や活性化の方向性等について、広報広聴会議等において協議していく。	

鈴鹿市議会基本条例 検証シート（第25条）

条文		逐条解説	
(議員報酬) 第25条 議員報酬（法第203条第1項に規定する議員報酬をいう。）の見直しを提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、市民等から幅広く意見を聴取し、市政の現状、将来の展望を十分考慮しながら、委員会又は議員が提案するものとする。		議員報酬について、議会から見直しを提案する場合の考え方を定めています。市民からの直接請求や市長が提案する場合を除き、議員が議員報酬改正議案を提出する場合は、市民の意見聴取や市政の現状、将来に渡っての展望などを十分に考慮した上で提案することを定めています。	
取組状況		○令和4年度に「議員定数及び報酬検証特別委員会」を設置し調査・協議。 ・令和4年6月29日の令和4年6月定例議会本会議において設置決定。 ・各会派等（会派7・諸派1）から1人ずつ選出された8人の委員で構成。 ・令和4年6月29日から11月24日までの期間で6回の委員会を開催。 ・本市の現状（人口、面積、財政力、事業課題、将来予測・展望）を把握。 ・他市議会（三重県内の14市、類似団体の19市、人口18万人～22万人の25市）との比較を実施。 ・議員研修会（テーマ：適正な議員定数・議員報酬を考える）を実施。 ・議会報告会で市民からの意見広聴・アンケート調査を実施。 ・次期改選後に改めて協議することが決定。 ※直近の改正は、平成16年4月に議員報酬を減額。	
検証結果	基本条例の改正	☐ 改正あり ☒ 改正なし	○なし その他、例規等の改正の検討を要する事項
	基本条例改正の概要及び今後の取組の方向性	○議員報酬については、改定額やその根拠について本特別委員会としての方向性は明示せず、議員報酬の在り方に関する検証において出された意見を添えて、特別職報酬等審議会の開催を市長に要請していく。	

鈴鹿市議会基本条例 検証シート（第29条）

条文		逐条解説	
（見直し手続） 第29条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。		本条例の検証について規定しています。また、検証の結果を受け、必要に応じて適切な措置を講じることが規定しています。「議会基本条例」の規定内容に沿った議会運営と、市民意見や社会情勢等とを勘案し、条例施行後も議会の在り方について不断の検討を重ねることとし、必要に応じて所要の措置を講ずることを規定するものです。	
検証結果	これまでの取組状況	○令和元年度の広報広聴会議において、議会基本条例のめざすべき議会のあり方の中で、市民との情報共有などの市民との関係について、関係条項に沿って、条例の目的が達成されているか検証を実施した結果、当時の時点において、検証の必要はなしとの結論に至った。	
	基本条例の改正 基本条例改正の概要及び今後の取組の方向性	☐ 改正あり ☒ 改正なし ○議会基本条例の検証の周期については、改選後又は必要に応じて検証を行う方向性とするが、随時、柔軟に検証ができるようにしておく必要性から、議会基本条例に明確な検証周期を規定するような改正は行わない。 ○検証を実施する場合には各派代表者会議等で協議を行う。	その他の、例規等の改正の検討を要する事項 ○なし